

2007年度 修士論文

戦前における女性体操教員養成に関する一考察

- 東京女子体操音楽学校の事例から -

A Study of The System and Meaning of Women Gymnastic
Teacher Education for Secondary Schools before The War: As Case
of Tokyo Women's School of Gymnastics and Music

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

5006A019-7

春日 芳美

Kasuga, Yoshimi

研究指導教員： 友添 秀則 教授

戦前における女性体操教員養成に関する一考察
- 東京女子体操音楽学校の事例から -

目次

序章

第1節	本研究の目的	1
第2節	本研究の方法と課題	1
第3節	史料および資料について	2
第4節	先行研究の検討	3
第5節	用語の定義	5
第6節	本研究の意義と限界	5

第1章 戦前における中等教員養成

第1節 教員需要と教員養成

第1項	教員養成制度の確立と変遷	7
第2項	就学者数及び教員需要の変化	11
第3項	教員の社会的地位と師範教育 「教員」という劣等感	15

第2節 戦前における女子教育と教員養成

第1項	女子中等・高等教育の広がり	21
第2項	女性教員の社会的地位と養成の意図	24

第2章 戦前における体操教員養成

第1節 戦前の体育と体操教員

第1項	戦前の体操に求められたもの	34
第2項	体操教員養成機関と養成制度 体操教員のイメージ	39

第2節 女性体操教師の養成

第1項	良妻賢母と女子体育	45
第2項	女性体操教員養成機関 - 女性にとっての体操教師という職業 -	52

第3章 東京女子体操音楽学校における体操教員養成

第1節 東京女子体操音楽学校の設立

第1項	設立の経緯と目的	61
第2項	教育課程	63
第3項	生徒数の変遷と卒業生の進路	67

第2節 音体における教員養成の歴史的意義

第1項	音体が目指した教師像	71
第2項	戦前における女性体操教員養成の意義	73

結章

第1節	本研究のまとめ	81
第2節	今後の課題	86

引用・参考文献一覧	87
-----------	----

序章

第1節 本研究の目的

本研究では、主に日清・日露戦争以降第二次世界大戦勃発までの、中等・高等教育が拡充されてゆく期間を中心として考察を行う。戦前の中等教員養成制度の変遷と当時の社会背景を整理する中で、中等教員、特に体操科の女性教員の社会的位置づけがどのように変化してきたのかを明らかにすることを第1の目的とする。

また、第2の目的は東京女子体操音楽学校（以下「音体」と略す）を事例とし、戦前における女性体操教員養成がどのような意義をもったのかを明らかにすることである。

以上2つの目的をもとに課題を設定し、考察を行う。

第2節 本研究の方法と課題

本研究は史・資料と先行研究を対象に分析、考察を加える文献研究である。

第1章では、中等教員養成を中心としてその養成課程と教員の社会的地位について考察を行った。また、女子教育の発展と女性教員養成は深い関わりをもっていることが先行研究によってすでに指摘されているが、女子中等・高等教育が発展した社会的背景と女性教員の需要の変化を整理することによって、戦前の女性教員がどのような社会的地位にあったのかを明らかにする。それを準備的考察として、第2章では課題を体操教員養成に限定して考察を行った。戦前の体操科に求められたものを史・資料に基づいて検討し、女性と体育の関係から、女性にとって体操教師という職業がどのような歴史的役割を担っていたのかを明らかにする。

第2章では他の養成機関との比較を通して、女性にとっての体操教員という職業について考察を行う。「女兒の指導者としての女性教員」の必要性が語られるようになった文脈においては、当然体操を女兒に指導する女性教員が必要とされることとなった。しかし、女性にとって限られた知的職業である初等教員の社会的地位が決して高くなかったのと同様に、体操教師という職業は決して自信をもって誇れる職業ではなかつ

たということを当時の言説から知ることが出来る。また、体操教師という職業の地位の低さは女性に限った事ではなく、明治期においてすでに「技能の伝達を行う肉体労働者」という様なマイナスイメージの体操教員像が形成されていた¹。そのひとつの要因として挙げられるのが、教員養成制度の不十分性であることはすでに指摘される所であるが、女性たちはなぜそのような状況にあった体操教員を目指したのかを明らかにしたい。

これらの考察をふまえ、第3章において音体の事例をもとにして戦前の女性体操教員養成に音体が果たした役割を明らかにする。音体は、1902（明治35）年、日本初の女性体操教員養成専門機関として、当初「私立東京女子体操学校」という名称で設置された各種学校であった。1895（明治28）年に規定された高等女学校規定によって、体操科は「普通体操もしくは遊戯」が必修となったが、当時の体操教員養成学校は男子のみを対象としており、女子は入学することが不可能であった。女子教育の発展と共に女子体育の必要性が認識されるに至り、「女子の体育は女子の手で」という考えのもと、音体が創設され女性体操教員を輩出してゆくこととなる。また、1903（明治36）年の専門学校令以降、修業年限3年以上の学校は次々と専門学校の認可を受け昇格していったが、音体は昭和18年まで専門学校申請を行わなかった。その理由として、1923（大正14）年、前年の無試験検定許可校規定緩和によって、体操科では2年制の学校でも許可校となることが可能となり、専門学校と同等の教育課程を有していることの証明として、新たな指定を受ける第1号となっていたことが挙げられる。体操科の女性教員が社会情勢の変化の中でどのように必要とされ養成されていったのか、特色ある事例のひとつがこの音体における教員養成である。

以上のように、本研究は教員養成史を中心として戦前における女性体操教員の周辺を明らかにするための事例研究であるといえる。

第3節 史料および資料について

本研究においては、戦前における女子教育、女子体育についての言説を知るための一次史料として、『教育時論』、『女子と子供の体育』、『体育と競技』、等の雑誌を使用した。

先行研究の検討で概略についてふれているが、本研究において主に依拠した史・資料は二次資料である各種刊行物である。『明治以降教育制度発達史』²、『日本教員史研究』³、『世界教育史大系』⁴、『日本体育史』⁵等を中心に歴史的事実を概観し、特に注記の無い場合にはこれらの資料をもとに記述した。

また、体操教員養成機関に関連する資料は、主に、『藤村学園100年のあゆみ』⁶、『学校法人日本体育会日本体育大学八十年史』⁷に依拠した。

第4節 先行研究の検討

戦前の女性体操教員養成に関する研究は、教育史、体育史等において多くなく、掛水による音体における教員養成に関する複数の研究論文が、女子体育と女性指導者に関する研究の中心となっている。

以下では、中等教員養成史に関する先行研究と、体操と女性に関する先行研究とに分けて概観する。

学校の教員に関する研究は膨大であり、これまでに多くの成果があげられている。その内容には様々なものがあるが、教員の社会的地位に関する研究はそれほど多くない。特に、体操教員の社会的地位と社会的背景に関する研究は皆無と言ってよいと思われる。本研究では、教員の社会的地位を扱った研究として、唐澤富太郎『教師の歴史』⁸、石戸谷哲夫『日本教員史研究』⁹、深谷昌志・深谷和子『女教師問題の研究』¹⁰、山田浩之『教師の歴史社会学 - 戦前における中等教員の階層構造』¹¹を主な参考文献として使用した。

中等教員養成について、全容を把握することを可能にしたのが、山田浩之の『教師の歴史社会学 - 戦前における中等教員の階層構造』である。これまで教員養成史で扱われてきたのはその多くが初等教員養成に関する研究であり、師範教育に関するものであった。そのため、中等教員養成に関しては資料や文献の検討もほとんど行われておらず、その実態については解明されないままになっていた。中等教員の出身階層と社会的地位を明らかにしたこの論考は、本論において体操教員の社会的位置づけを考察するにあたって非常に参考になる。

中等教員研究に関しては、この他に細谷の『教師の社会的地位』¹²や広島大学教育

学部日本東洋教育史研究室による研究¹³ などがあるが、女子中等教員に関してはほとんど言及されていない。

佐々木は、「戦前期女子高等教育と中等教員無試験検定」¹⁴ において、大正後期から昭和初期における中等教員過剰期の中等教員無試験検定指定校の増加を、職業資格取得の要求拡大よりも、女子の高等教育志向を反映したものとして指摘する。また、中等教員資格は学歴を表示し、自身の能力を証明する、つまり職業資格から学歴資格への転化が起こったとする。

中村は、教員養成の多くを検定制度に依存していた体操教員資格制度に関する研究を行っている。「大正期における体操教員資格制度の研究」¹⁵ において男性体操教員と女性体操教員について、大正期を体操教員養成制度の確立期として、資格制度の変遷を資料にもとづいて論理的にまとめている。

女子の中等及び高等教育についての研究論文や論考は、教育史を中心に多数の成果が挙げられている。ここでは、本研究が特に女性教員の社会的位置づけに着目することから、戦前の女子教育理念の中心にあった「良妻賢母」に関する研究と、教育と女性の社会的地位を扱った研究に限定して検討をしたい。

良妻賢母についての研究は、深谷が良妻賢母主義教育思想と女子中等教育の関係性を明らかにしている¹⁶。戦前期の女子教育は良妻賢母主義であったとされるが、この「良妻賢母」を「ナショナリズムの台頭を背景に、儒教的なものを土台としながら、民衆の女性像からの規制を受けつつ、西欧の女性像を屈折して吸収した複合思想」と定義する。多くの資料をもとにまとめられており、女子教育が良妻賢母主義の中でさまざまな批判を受けつつ変容していったことがわかる。

小山は、深谷の研究の成果を受けつつ規範としての良妻賢母を指摘し、近代国家や社会にとっての女性の存在について指摘した¹⁷。家の中の存在としての女性が中心となる家庭教育を取り上げ、「賢母」が求められた背景が詳細に検討されている。

また、天野正子は、1920年代から30年代にかけての女子高等教育の発展について統計資料をもとに研究している。当時の女子高等教育は、女性専門職の養成・供給よりも、社会の中・上層の階級に位置する女性への教養教育の場としての社会的機能を果たしたと指摘する¹⁸。当時の女子高等教育を享受することのできた階層とその周辺を明らかにしたこの研究は、女性体操教員養成機関の果たした社会的意義を明らかにするに当たって非常に参考になる。

第5節 用語の定義

『教員養成の歴史と構造』¹⁹によれば、明治前半期までは「教師」と「教員」において明白な概念上の使い分けがあったとされる。「教師」とは高等教育や専門教育機関では欧米人教師に限定して用いられるものであり、その「教師」によって伝えられた成果を広く伝達ないし教授する者が「教員」とされた。「教員」という表現には、少数の限られた指導者を示すよりも、多数にしてごく普通な教授担当者というニュアンスが本来含まれていたといえる。学制によって必要とされたのはこの意味での「教員」であるため、本論文においても体操「教員」という用語を用いることとする。なお、引用部については原文のままとした。

また、戦前という用語は特定の戦争以前の期間を指し、通常日本においては第二次世界大戦（太平洋戦争）以前の期間を表す。期間の開始時期についても明確な定義はされていないが、本研究においては特に中等教育の拡大と教員養成を研究課題とするため、便宜上明治政府が成立した1868（明治元）年を「戦前」の開始とし、1941（昭和16）年の太平洋戦争開戦をこの期間の終わりとする。また、戦前の中でも、中等教育の拡大が起こった日清戦争以降太平洋戦争開戦までの期間（1894 - 1941）を主な考察の対象として設定する。

そして、本研究では「体操教員」という用語を用いるが、1916（大正5）年にはそれまで「体操」教員免許状として扱われたものが「体操八体操、撃剣、柔術ノ三部」として分けられている。その後、制度的に独立した武術教員が養成されることになるが、本研究では女性体操教員を研究の主な対象とすること、また女性の武術教員は養成されず体操のみの受験であったことから、大正5年以降についても体育科の教員を「体操教員」として扱うこととする。

第6節 本研究の意義と限界

教員養成史に関する研究は、数多くの成果が挙げられているが、先行研究の検討でも概観したように、中等教員養成、特に体操教師養成を女性側の視点から考察した研究は限られている。戦間期における体操教員養成を女性教員中心に考察することは、

今後の研究に新たな視点を与えることが可能であると考えられる。

しかし、時間的な制約により本研究においてはこれまで先行研究で扱われてきた以外の新たな一次史料を入手することはできなかった。資料が限定されることにより、課題検討の範囲に制約がある点について断っておく。

また、本研究では方法上次のような限界性を有している。体操教員を目指した女性には、体操を肯定的にとらえる心理的基盤が存在したと想定できるが、資料の限界により、体育に対する社会的評価の低い時代にあってその基盤はどのように形成されたのか、体操教員を志した理由に出身社会階層との関連はあったのかという点について、本研究では検証することができない。

1 藤村(1934),p.371-372.

2 教育史編纂会(1964-65)

3 石戸谷(1975)

4 梅根(1977)

5 今村(1970)

6 学校法人藤村学園(2002)

7 学校法人日本体育会(1973)

8 唐澤(1989)

9 石戸谷(1967)

10 深谷昌志・深谷和子(1971)

11 山田(2002)

12 細谷編(1956)

13 広島大学教育学部日本東洋教育史研究室編・発行(1987)

14 佐々木(1996)

15 中村(1985)

16 深谷(1990)

17 小山(1991)

18 天野(1986)pp.11-58.

19 中内編(1974),pp.31-32.

第1章 戦前における中等教員養成

第1節 教員需要と教員養成

第1項 教員養成制度の確立と変遷

明治という時代が始まり、1872（明治5）年9月に維新における近代化方策の教育的宣言である「学制」が發布された。この学制により、現在まで続く「近代学校」¹ 制度が基礎づけられ学校教育が始まった。この「近代学校」においては、教育の対象は一部エリートのみではなく、全国民（「一般人民華士族農工商及婦女子」）とされた。日本が近代化を進め西洋諸国と対等な国力を得るためには、まず国民に対する教育を振興し、国民全体の質的向上を実現することが必要であるという共通の認識が政府関係者や一般有識者に持たれていたのである。

近代化への道とは、長い人類の歴史にあってきわめて短期間の特異な社会発展の流れであり、その特徴としては きわめて高い成長率を示す経済成長による豊かな生活の道、 政治的権力への国民の参加による政治的民主化の道、 身分ではなく能力に基づいて社会的地位の配分が行われるという開かれた社会階層への道、 科学・技術の発展とその日常化による合理的価値体系への道、 というようなものがあげられる²。このような「発展」を目指して、富国強兵と殖産興業を掲げ「文明開化」が図られた。

学制下では、教師の養成が初めて意図され計画的養成機関が設置された。学制による学校設立構想では、全国3府72県を7大学区に分けて大学校を1校設置し、1大学区を32中学区としてそれぞれに中学校1校を設置が想定された。さらに、中学区を210の小学校区として構想されたため、莫大な数の教員が必要とされることとなった。しかし、明治以前の幕藩体制下においては、教員の育成を目的とした機関は存在していなかった。さらに従来の中での教師は、「日本の伝統的な初等教育の教員養成は、無意図的であり、学問をした者、文字を識る者達が、乞われて師匠となるのが例であった。それ故に強い個性をもった私塾が形成され、そこから卓越した人物が輩出するなど、師匠の個性、思想が弟子に強い影響を及ぼしていった。」³ と指摘されるように、全国民を対象として意図的計画的に行われる近代教育を担うことが要求される「教員」の性格とは相容れないものであった。つまり、急速な近代化の中で文明開

化と富国強兵を目指し近代学校を創設するにあたり、最も大きな課題のひとつとなったのが、近代学校にふさわしい授業法を習得した教員の確保とその継続的な養成だったのである。1874（明治7）年には、ドイツ人教師ホフマンが教員養成学校についての提案を行っている（『忽弗満氏学校建議』）。先進国同様に初等教育を完全なものとするために、小学校教員の養成が急務であった。そのため文部省は、教員養成機関として官立師範学校を設置した。師範学校は、初等教育における教員の養成を目的とした機関であった。外国人教師を雇用し、生徒24人を師範生徒として小学校教員を養成し、その経験をいかして教則の編纂を行うことを目的としていた。

また、1880（明治13）年の改正教育令により「各府県ニ於テハ便宜ニ随ヒテ公立師範学校ヲ設置スヘシ」と規定されていた師範学校の設置について、「各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ」と府県で一校以上の設置が義務化され、教員養成制度の整備が進められた。また、翌1881（明治14）年には師範学校教則大綱が規程され、師範教育の内容的統一が図られた。

このようにして初等教員の養成制度の整備が進められ、師範学校卒業を基準資格としながら、1874（明治7）年の「小学教員免許規則」、1880（明治13）年の「改正教育令」等を経て1900（明治33）年の「教員免許令」で一般的に規定されることとなった。この教員免許令では、「教員免許状ハ教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立学校ノ卒業者又ハ教員検定ニ合格シタル者ニ文部大臣之ヲ授与ス」とされ、「教員検定ハ試験検定及無試験検定トシ教員検定委員之ヲ行フ」と規定された。つまり教員になるには、官公立の教員養成学校を卒業するか、教員検定に合格するかのふたつの方法が用意された。

中等教員の基準資格は、1884（明治17）年の「中学校師範学校教員免許規定」にはじまる。初等教員が、教員養成学校である師範学校を中心とし、教育の専門職として計画的養成を行うよう規定されたのに対して、中等・高等教員は教員検定を中心として単に一般学力の修得さえしていれば教員となることが可能であった。そのため、教員養成学校が原則的には官公立に限定され師範学校が各府県に設置されたのとは対照的に、官公立の中等教員養成学校は数校の高等師範学校（以下「高師」と略す）と女子高等師範学校（以下「女高師」と略す）、そして臨時教員養成所（以下「臨教」と略す）が設置されるにとどまった。

1886（明治19）年には「尋常師範学校尋常中学校及高等女学校教員免許規則」が規定され、高等師範学校卒業生と検定合格者に免許状を授与する制度となった。免許状

には等級が定められ、勤務年数と検定によって上等の免許状を得ることができた。1892（明治25）年には尋常師範学校に関する一連の規定改正があり、それに対応して「尋常師範学校教員免許規定」が独立して定められた。この規定においては、等級は一等と二等のふたつに分けられ、一等免許状取得者は教諭、二等免許状取得者は助教諭とされた。

教員の資格制度は1900（明治33）年の教員免許令に基づいて同年に「教員検定二関スル規程」が定められ、従前の制度が整理された。初等教員と同様、中等教員養成制度もこの時に確立されたと言える。この規程の中で、中等教員無試験検定の官立の指定学校と公私立の許可学校が示された。許可学校として認められるには、厳格な国家的規制を受けることとなった。無試験検定を認められる学校はその後拡大し、一定条件をみたす公私立学校にもその特典が与えられた。1902（明治35）年の時点で無試験検定の指定校になっていたのは、東京専門学校文学科、國學院、青山学院高等科、日本法律学校高等師範科、慶応義塾大学部文学科、哲学館のわずか6校である。なお、1901（明治34）年の「教員検定二関スル規程」の改正では、第5条第1号が「文部大臣ノ指定シタル学校ノ卒業生及選科修了者」と改められ、「官立」が削除されている。

日清戦争後には、中学校や高等女学校の校数、生徒数が共に年々増加する傾向にあり、1896（明治29）年からの5年間の間に中学校は121校から242校、高等女学校は19校から70校へと増加し、これらの学校で教育を受ける生徒の数は約5万人から約11万人へと増加している⁴。

このような状況では、慢性的な教員不足が起きるのは当然であった。中等教員養成学校として設置された高等師範学校の卒業生は1895（明治28）年においてはわずか45人、1900（明治33）年においても180人に過ぎない⁵。高等師範学校では師範学校の教員も養成したため、中等教育における高等師範学校卒業生の占める割合は非常に低いものであった⁶。そのため、1902（明治35）年には広島高等師範学校が設置されたが、それでも拡大する中等学校の教員需要を満たすことはできなかった。そのため、1902年3月の勅令第100号「臨時教員養成所官制」と省令第8号「臨時教員養成所規程」に基づいて全国に第一から第五までの臨時教員養成所（以下「臨教」と略す）が高等教育学校に併設され、明治39年には東京女高師に第六臨時教員養成所が併設された⁷。臨教は、臨時的かつ補充的な機関として位置づけられ設置された。高等教育機関に併設され、その空き教室を利用したため新たな設備投資が不要であり、さらに多くの教員

は併設された学校と兼任とされたため、極めて安価に教員養成を行うことが可能であった。また、臨教に入学する者の多くは教職についての経験があり、官立の養成機関を卒業することによって経験と教職教養の両方を得ることになったため、着任時にはすでに中等教員全体の平均水準からそれ以上の給与を得た。1922年度の第一臨教入学者150人中、教職経験のない者は34人のみであった⁸。

さらに、1909（明治42）年には奈良女子高等師範学校が設置された。広島高師と奈良女高師の設置によって、それまでの高師と女高師はそれぞれ東京高師、東京女高師と改称された。高等師範学校の特徴としては、師範学校と同様に授業料の免除と卒業後の服務義務があげられる。経済的に高等学校への進学が難しい場合、高師の学費免除は非常に魅力的であったろう。すでにふれたように高師卒業者の中等教員数に占める割合は中学校で2割程度であったが、校長や教頭等学校における主要な役職は高師卒業者が占めており、高師出身者の学閥のもつ力は非常に大きかった⁹。1940（昭和15）年の中等教員検定試験案内にも、「この高師閥の中でも、東京高師閥なる『茗溪派』は、恰も官界の帝大閥の中に於ける東大閥（東京帝国大学出身者の学閥）の如く、殆ど絶対的の勢力を有している。故に中等教員志望者にして、若しも事情が許したなら、官立の高等師範学校、中でも東京高師に入学して卒業した方が、中等教育界における立身には好都合であろう。」¹⁰ と記述される程に、その勢力は大きなものだった。

以上のように、中等教員養成機関としては、官立の高等師範学校が設置されたが、全国にわずか数校の高師だけでは拡大し続ける中等教育段階の教員を供給することができなかった。そのため、無試験検定や試験検定によって不足する中等教員の補充が行われた。さらに、中等教員の不足は慢性的であったため、政府の緩和政策により無試験検定の指定校や許可校は増加したが、それでもその供給は充分ではなかった。

そのため、この問題を解決するために臨時教員養成所が各高等教育機関に併設され、教員養成が行われた。一時的な措置として設置された臨教であったが、景気の変動に伴う教員需要の変化が著しい大正から昭和にかけての期間には、教員の計画的養成に非常に重要な役割を果たした。

その後も、有資格教員を増やすことを目的とした資格制度の緩和や、臨時教員養成所の増設等の対応が行われ中等教員は養成されたが、学校における主要な役職は高師卒業者によって独占された状態で、「高師派」のもつ影響力は非常に大きかった。

有資格の中等教員養成は以上のように概観できるが、戦前の教員について考察する

にあたって無視できないのが、「無資格」教員の存在である。1897（明治30）年の文部省令第19号に始まり、1899（明治32）年改正の中学校令第13条¹¹、同年の高等女学校令第14条¹²によって「無資格」教員の採用が認められていたが、1900（明治33）年3月の教員免許令第2条でも「文部省ノ定ムル所ニ依リ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得」として無資格教員の採用が認められている。この第2条の但書に基づいて明治33年9月6日に文部省令第15条が発せられ、「師範学校中学校ニ於テ教員免許状ヲ有スル者ヲ得難キ場合及高等女学校ニ於テ教員免許状又ハ第二条ノ資格ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニハ教員免許状ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用スルコトヲ得」¹³と規定された。当初中学校教員の3割程度が無資格であったが、資格制度の緩和によって次第に有資格教員の割合が増加していった¹⁴。しかし、無資格教員の給与は低く抑えられたため¹⁵、昭和恐慌期には教育費削減のために「正教員と代用教員との入替、即ちなるべく無資格者その他低級の教員を採用して・・・経費を減じ」¹⁶ するような場合があると指摘された。

戦前の教員養成制度は、以上のように概観できる。

第2項 就学者数及び教員需要の変化

前項でもふれたように、義務教育の就学率が増加したのは明治末年から大正初期にかけてのことであった。学制発布以降、なかなか上昇しなかった初等教育における就学率であるが、日本経済の発展と共に教育需要は高まり、その意識の変化は次第に就学率の上昇として数字に表れるようになった。

学制の発布以降、1886（明治19）年の小学校令で初めて「義務教育」の文言が登場し、1890（明治23）年の第2次小学校令によって地方の学校設置義務が規定されてほぼ体制の完成した初等教育であったが、女子の就学率は男子のそれに比して常に低い水準にとどまっていた¹⁷。その原因としては、女子教育の必要性がそれほど高くなかったということも挙げられるが、「初等三、四年の就学さえが停滞を見せていたのは、日本の経済の未発展ということをも根本の原因として、それを発展させまたその政治を運営するために国民を収奪する政治の下で、国民が生活に困窮し、子どもを就学させる余裕がなく、また就学させても、そのことで将来に利益を受けるといふ現実も巾広

くは存在しなかったこと」¹⁸ に主な原因があったと考えられる。このことは男子に関しても全く同じことが言えるが、特に女子の場合、その将来に想定されるのは結婚であり、妻となり母となることであったから、小学校の教育内容は必ずしもその生活に必要なものとはいえなかった。

日清戦争後には、中学校、高等女学校の校数は飛躍的に増加し、それにもなって中等学校の就学者数も増加することとなる。制度としては旧態を維持していた中等学校の需要が高まり、その規模を量的に拡大させたのがこの大正から昭和にかけての時期である。これは、「六年の小学校の教育が全部の国民の最低の生活の条件となり、二年の高等科がそれに近づき、その上に、産業と社会の大きな発展にもなって中等程度の教育を受けた広い意味での中級技術要員の必要が増大したのに応じて、その新しい地位について立身の階梯を上昇しようとする意欲が、国民の中に広汎に高まってきたことを意味」¹⁹ するものであり、国民に、教育を必要とする意識が一般化したととらえることができる。特に都市部における新中産階級²⁰ の増加は、中等教育需要を高めた。

また、この時期高等女学校校数の増加に大きな影響を与えたのが1899（明治32）年2月の高等女学校令発布である。「学制と森有礼の諸学校令によって、小学校から大学にいたる公教育体制の大枠は、すでに明治20年代に完成されていた。しかし女子中等教育制度は、実業学校制度と並んで、もっとも遅い時期まで公教育の規格外の任意組織であった。」²¹ と指摘されるように、女子教育は軽視される傾向にあった。

法的な規定の存在しなかった女子中等教育であるが、1891（明治24）年12月の中学校令改正中で「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」と初めて制度的な位置づけが与えられた。そして明治28年、高等女学校規定によって高等女学校は尋常小学校4年卒業後入学する6年制の女学校と定められ、1899（明治32）年の「高等女学校令」によって各府県に少なくとも1校の高等女学校が設置されることとなった²²。

この背景として、深谷は日清戦争の経験を指摘する。日清戦争は、「日本歴史上初めての大戦争」であり、国民に対して大きなインパクトを持った。しかしここで問題となったのが、国家的な問題に無関心な女性たちの存在である。総力戦という戦争の形を意識しなければならない状況になった日本にとって、「女子を国民として位置づけ、女子を国策の受けとめ手とする」ことは急務であった。そのためにはまず、女子教育

の振興を進めなければならなかった。就学しなければ、「国家的な意識を植えつけることもできない」のである。

また、深谷はこの時期の女子教育振興について内地雑居の影響を指摘する。²³ 条約改正に伴い、外国人の国内居住が認められることとなったが、そこで問題となったのが国内におけるキリスト教信者の増加であった。内地雑居を契機としてキリスト教の布教活動が活発になるという考えは一般的であったが、当時キリスト教の教義は国体と矛盾するとの見方が広まっていた。無知な女子がキリスト教の影響を受けることを防ぐには、「日本人としての自覚」を与える必要があった。この時期、中等教育と位置づけられる女学校は全国で136校あったとされるが、そのうち71校がキリスト教関係の学校であり、公立学校が23校であった。このような宗教学校への対抗策として、公立の女学校が必要とされた。高等女学校令の発布がその危機感の表れである。

就学者数が増加すれば当然拡大するのが教員需要である。中等教育を受ける者は学校数の増加に伴って、日清戦争後急激に増加したが、主に中等教員の養成に当たった高等師範学校の卒業生は、前項でふれたように明治33年においてわずか180人であった。中等教員の不足は慢性的であり、その大部分を高等師範学校以外の大学や専門学校の卒業生に頼っていた。

学校種別における教員1人あたりの在学者数をみると、1895(明治28)年から1900(明治33)年の間に小学校で50人前後、中学校で36人前後と大きな変動はないが、高等女学校においては29.6人であったものが43.9人と急激な増加をしている。ここから、中等教育の拡大において特に女子教育が拡がりを見せ、学校数増加に教員の補充が追いつかなかったことがわかる。

さらに大正期に入ると、中等学校数は増加の一途をたどる。経済市場の拡大により産業、特に工業が発展し、知的作業を必要とする中級職員や技術者を大量に育成する必要が生じたこと、また立身出世のためには学歴が必要であるとの意識が一般的になったことで、立身出世の手段としての進学欲求が高まった結果であった。このような発展の中で、1917(大正6)年に臨時教育会議が設置された。ここでは、日本独特の国家主義的教育体制をつくり直すことを意図し、国民教育は「徳性を涵養し、智識を啓発し、身体を強健にし以て護国の精神に富める忠良なる臣民の育成」をすることを目的とした。「国家有用の人材」を養成するために、中等及び高等教育の振興拡充が行われることとなった。このことは、中等学校の発展をいっそう助長することとなっ

た。それを受けて、大正10年前後には中等学校の在学者が急増する²⁴。中等教員数は、1920（大正9）年から1925（大正14）年までの間に、中学校で約8千人から約1万2千人に、高等女学校では約7千人が約1万2千人にまで増加している²⁵が、教員は慢性的に不足した状態にあった。これを学校種別教員1人あたり在学者数からみると、中学校では大正9年に31.2人だったものが大正14年には33.7人に、高等女学校では33.2人であったものが35.6人に増加しており、この数は昭和に入るまで増え続ける。このような中等教員の不足を補うため、臨時教員養成所が大正11年に増設される。明治35年から教員不足に対応するため設置された臨教は第六臨教のみを残して廃止されていたが、各師範学校や帝国大学、高等学校、専門学校に次々と臨教が設置された。

また、資格制度の緩和策や教員優遇政策が次々と打ち出され、1925（大正14）年には高等師範学校の卒業者数を臨時教員養成所が越えるまでになった²⁶。

このように中等教員の供給は質量ともに十分ではない状態が続いたが、昭和に入ると中等学校在学者数の一時的な停滞が起こった。資格制度の緩和による無試験検定合格者の急増と1930（昭和5）年の恐慌により、一転して教員過剰の状態が起こったことで教員は就職難に陥った²⁷。中等教員検定試験の受験案内でも、当時の教員の就職難を伝えている。

「近来までの中等教員の需給関係を見ると、必ずしも良好とは云へなかつた。何故なら、ここ23年来は、社会が所謂軍需インフレとなって好景気となって来たが、それ以前の社会と云ったら、正しく殺人的不景気であった。かかる不景気時代になると、学校教員が他の社会より恵まれて、少なくともある一定の基準を保っていた。・・・かかる事情から、世のインテリは、競ふて教員を志望した（否志望せざるを得なかつたと云ふのが実情であらう）。・・・所謂許可学校や指定学校出身者並に試験検定出身者などは、・・・殆ど就職が不可能だった。」²⁸

以上のように、戦間期における中等教員は時勢にともなう中等教育の拡大にあって慢性的に不足傾向にあり、政府も様々な対応により教員の供給を行おうとした。無試験検定指定校や許可校の基準緩和や臨教、文検によって中等教員養成は行われたが、質量共に充分とは言えない状況が続いた。そのように中等教員不足は続いたが、昭和に入ると一転して深刻な不景気の影響により教員の就職難が起こった。

第3項 教員の社会的地位と師範教育 「教員」という劣等感

近代学校に求められたものは、第一に国家の近代化のために民衆の知的水準を高めることであったことから、教員に求められたのは文明開化の先頭に立って社会変化を受け入れることであった。本項では、学制以降養成されるようになった教員の社会的地位について考察する。

門脇は、教員像の変遷について、明治初期、明治中期、明治後期、大正期、昭和戦前期、昭和戦後期という大きく6つの時期によって区分を行っている²⁹。

近代学校成立初期の初等教員には威信があったとされる。学制以前は、師匠と呼ばれる様な地位にはその受け手からの要請によって就くものであり、そのため寺子屋師匠のような立場にある人々には一種の威信があった。そのような従来の寺子屋師匠とは異なって、学制という「制度に拠る」指導者であった教員だが、学制以降も地方によっては寺子屋時代の風習が続き、寺子屋師匠の威信が転移する形で初等教員にも威信が認められた。

また、新制度による教員に威信が認められたもうひとつの理由として、教員の出身階層をあげることができる³⁰。制度的には初等教育の機会が国民に均等に与えられたとはいえず、経済格差によって就学が困難な状況におかれた児童は多数存在していた。特に中等教育段階では、明治初期の在学者の大多数が士族出身者で占められる。初等教員に求められたのは中等教育程度の学力であったから、結果として明治初期には初等教員の中堅層が士族出身者によって占められることとなった。このように、教員気質というものが士族教員によって代表されたという点も、教師が威信をもった理由の大きな構成要素であったと考えられる³¹。明治前期の教員は経済的には恵まれていなかったが、「意気盛んなものがあり、国士肌であり、武士気質をもち、師魂は士魂に通じて」いた³²。この当時の師範学校生徒の気質も、後に語られるような「師範タイプ」とは著しく異なっていた。師範学校生の気位は非常に高く、教員になった場合にも幅をきかせており、「その土地の人々からは非常な尊敬を寄せられて」³³いた。

さらに初等教員は、「官の権力を背後に背負った威信」をもつことになる。官吏ではない初等教員であるが、農村地方においては政府が掌る教育機関の準官吏的存在として、最高の社会的地位を有した。元来の出身階層に加え、制度面からの影響によって、学制初期の初等教員は、その存在に威信を示すことが可能であった。

しかし、その威信も近代化に伴う国内の経済状況の変化によって、次第に薄れてゆくこととなる。明治10年代前期のインフレーションによって、月給取りであった教員の給料は相対的に低く留められることとなった。さらに、この給料も当時の物価高騰に町村の対応が追いつかず、教員の生活は困窮した³⁴。また、有資格と無資格、男女間の賃金格差ははなはだしかった³⁵。

教員達は土族的特権意識をもっていたが、1889(明治22)年には自治制が実施され、教員の任免や給与の決定は町村にゆだねられることとなった。このことによって、教員の境遇は一層不安定なものとなる。初等教員の社会的地位の低下に拍車がかかった。「素町人土百姓の分際たる町村の長や議員吏員が、土族たるおのれの任免を左右し、生活を掌っている」³⁶ ことは、実際には町村に雇われた身でありながらも、土族教員にとっては耐えがたいことであった。

そして、土族教員は教職に威信のみではなく「敗北者としての劣等感」をもちこんだ。文明開化の波の中で、土族の家禄は強制的に公債化され、次第に没落の一途をたどることとなる。生活に困窮した土族がある種仕方なく就く職としての教職という姿がそこにはあった。やがて中等教育が一般化してゆく中で、この土族の割合も減少してゆくこととなるが、土族出身者のもちこんだ武士気質と劣等感は、後の教職に様々な影響力をもってあらわれてくることとなる。

つまり、初等教員という職業は、官の権力にもとづいた威信をもちつつも、生活に困窮した土族出身者にとって「その場しのぎ」の職としての劣等感と、師範教育段階で立身出世の道が閉ざされている敗北感、さらには全寮制の生活の中で軍隊式の生活を送り、「順良、信愛、威重ノ気質」に代表される天皇制イデオロギーを教え込まれる中で形成された、性格的に健全とはいえない状況に置かれたものであった。

また、出身階層と教育機会の関係も、教員の性格形成に大きな影響を与えた。制度的には均等に与えられた教育機会であったが、国内の経済発展によって中等教育の需要が高まる以前は、有利な家庭的条件をもった一部の特権階級でなければ進学することは難しかった。そのために、学制初期の初等教育では土族出身者が多数を占めたが、中等教育段階においても、経済的な格差は実業学校・中学校・師範学校という並列関係にある中等学校の間で差別構造を形成することとなった。上級学校への進学が可能である中学校と、職業訓練的役割を担った実業学校・師範学校とは制度上で明確な差別化がされていた。つまりそれは、言い換えれば「貧乏人の子どもも行く学校と金持

の子どもの行く学校との別」³⁷ であり、当事者の学生にとっては経済格差が優越と劣等を決定づける重要な問題であった。

特に、師範教育は、1886（明治19）年の師範学校令にあるように「順良、信愛、威重ノ氣質」を身につけさせようとするものであった。その訓練方法は軍隊的であり、兵式体操が重視された。寄宿舎での訓練は兵営訓練に擬して行われ、訓練の責任者が軍人であることも少なくなく、生徒は画一的な生活の中で権威や権力への絶対服従を強いられた。

このような生活の中で、「師範タイプ」³⁸ と呼ばれる教師や、「教師氣質」と呼ばれるものが形成されていった³⁹。しかし、小学校教員中の師範学校卒業者の比率をみると、初等教員養成は原則として師範学校において行われることになっていたものの、実際には、教員需要を満たすにはほど遠いものがあり、師範学校卒業者は昭和初期でも教員総数の6割程度にとどまったことが分かる⁴⁰。だが、主要な地位はほとんどを師範学校卒業者が占めており、初等教員を性格づけるにあたって大きな影響力をもったことは確かである。さらに師範学校卒業による教員の出身層について細谷は、「入学者に郡部（村落）出身者が圧倒的に多かったこと、職業的には、漸次減少傾向を示しつつも農業者階層が支配的であったこと、そして、以上が旧帝大文学部とは全く対蹠的な傾向にあった」⁴¹ ことを指摘する。

また、「かなり高度に専門化した知的職業である教師の主流が、一般の知的専門職業者とは、かなり質のちがった層から出ていることは、教職以外に脱け途のない進路、それ故にギルド的な封鎖性のつよい職業団、かたくなの“教師氣質”、さては恵まれぬ待遇等と相関して、一般の知的専門職に比して、概して低い評価を与えられる要因をなした」⁴² としている。先述したように学制初期の教員は士族中心であったが、日清戦争以降の明治30年代には、農村出身者がその主要な層を構成するに至った。この年代になると、士族出身者で師範学校に入学する者は余程経済的に苦しい家庭の者に限られるようになっていた⁴³。学制初期のような社会的権威は喪失したといえる⁴⁴。

また、師範学校卒業者以外に初等教員を構成したのは、主に中学校や実業学校出身者である。上級進学につまずいた中学校卒業生や専門の職場に進むことができなかった実業学校卒業生が暫定的に代用教員となる場合は一般的であった。

これらの様々な要因を背景に、初等教員の性格と社会的評価は形成されていった。

また、詳細は後述するが、女性教員の増加も初等教員の社会的評価を下げる要因となった。女性が社会進出を可能にする数少ない知的職業であった教職であるが、資格においては下級資格者や代用教員が男性教員と比べても多く⁴⁵、女性教師一般の能力は低いと評価される原因のひとつになったと言える。また、「女でも勤まる」⁴⁶という考えが広まったことは、女性の地位の低さと関連して教職一般の社会的評価に影響した。

では、この問題を中等教員についてみてみるとどうだろうか。一般的に、中等教員は初等教員よりも高い社会的地位をもっていたことが指摘される。1900（明治33）年には、それまで50%程度にとどまっていた小学校の就学率が80%程度にまで上昇するが、中等教育の就学率は男子で5.2%、女子で1.6%であった⁴⁷。そのような状況は、学校の階層別教師数にも明確にあらわれる。1900（明治33）年においては、初等教員の数約15万人であるのに比べて、中等・高等教員は1万7千人にとどまっている⁴⁸。学校段階による格付けによって、そこに所属する教員の地位も同様に評価された。教員の大多数を占めた初等教員の社会的評価は先述したように低くとどめられたが、一種の希少価値によって、中等教育以上における教員の評価は相対的に高かった⁴⁹。明治大正期においては、学歴が就職の地位を決める際の最大の要因であり、学歴の高低が社会評価に直接的に影響した。初等教員に求められた基準学歴は中等学校程度であったから、それ以上の学歴資格を必要とする中等教員との社会評価の差があらわれるのは当然であった。

給与にも大きな差があり、小学校教員の平均給与は、大正初期から昭和初期にかけてどの時期にあっても中等教員のほぼ半額であった⁵⁰。このように格付けされた結果、その地位を高めるため上級学校の教員を目指すものも少なくなかった。しかし、初等教員と中等教員の社会的地位や評価に差があるといっても、教員という職業全体の評価はそれ程高いものではなかった。1906（明治39）年に発表された夏目漱石の『坊っちゃん』は、私立の中学校卒業後に物理学校（後の東京理科大学）を卒業し、愛媛の中学校で数学の教師をすることになった「坊っちゃん」を主人公とした小説であるが、ここでは新任教師である「坊っちゃん」が生徒たちからかわれる場面が多くみられる。「宿直をして鼻垂れ小僧からかわれて、手のつけようがなくって、仕方がないから泣き寝入りにしたと思われちゃ一生の名折れだ。これでも元は旗本だ。・・・こんな土百姓とは生まれからして違うんだ。」と意気込む。また、他の教師に蕎麦を食べに出かけたことについて「元来中学の教師なぞは社会の上流に位置するものだから

して、単に物質的の快樂を求めるものではない」と注意されたりする。また、中学校と師範学校の関係については「中学と師範とはどこの県下でも犬と猿のように仲がわるいそうだ。なぜだかわからないが、まるで気風が合わない。何かあると喧嘩をする。」

⁵¹ との部分からも、当時の社会背景を読み取ることができるのではないだろうか。

第1項でもふれたように、官立の中等教員養成機関である高等師範学校の出身者はわずかであり、中等教員の大部分は専門学校や大学の卒業生で占められていた。学歴によって待遇に大きな差があったことはすでに指摘されており、中等教員と言ってもその中で様々な階層が形成されていた。中等教員の給与は学歴によって明確な違いがあり、「文検合格者を中心にみると中等教員の地位は初等教員に近いものであり、時期によっては低所得のため生活に困窮する職業」として描かれ、一方で「高師や帝大の卒業生に焦点を当てれば、市長のような高官にも匹敵するほどの高給を得ることができるエリート」であった⁵²。また、中等教員給与は明治末期から昭和初期にかけて大きな変動をしており、時期によって給与所得からみる中等教員の社会的地位は変化している。

さらに、初等教員のそれと同じように、中等教員は当事者である高等教育を受けた階層の人々にとって必ずしも魅力ある職業ではなかったことが指摘される。慢性的な教員不足の状況にあっては、一定の学力さえ有していれば比較的容易に就職することができ、教師は半ば「仕方なく」就く職であった⁵³。

高等師範学校への進学動機としてもっとも多くあげられるのは経済的な理由であり、多くの中学生にとってもっとも望ましい進路は高等学校への進学であった。その他の高師進学理由としては高校受験の失敗や学問的探求心等があげられ、「高師進学者の視点からみると高師は中等教員という職業的準備学校とは異なった意味づけがなされて」⁵⁴ いた。高師進学者には帝国大学への進学を希望する者が多く、服務義務や学資の貯蓄のために一時的に中等教員として働く場合があった。しかし、実際は服務義務期間が終了した後であっても、中等教員以外の職に就くことは困難であった。高師卒業生が高等教員になるには帝大卒業という学歴が求められており、高等教員を目指し進学しようにも「授業料や生活費といった経済的コスト」と「職を辞し、場合によっては引き立ててくれた校長の派閥を抜けるという社会的コスト」の大きさは、高師卒業生の職を中等教員に限定する方向に働いたといえる⁵⁵。

一方、帝大卒業生が中等教員として働くということは、高等教員や他の職業への転

職の機会を待つための一時的なものであった。

「高等教員も射程に入れた移動が可能な帝大卒業者と、中等教員に閉ざされた高師卒業者」という構造は、初等教員における師範学校卒業者と中学校卒業者の関係と同様の階層性を示している。高師卒業者は何らかの理由で高校から帝大への進学が出来なかった者であり、保守的で人格的魅力に欠ける学閥主義と批判されるに至った背景は、高師卒業者の出身社会階層にあるといえる。

このように、明治30年以降の資本主義の発展に伴って教師の社会的地位は低下し、初等・中等教員ともに社会からの教師への蔑視的態度を実感するに至って、自己の職業を卑下する気風が起こった。

さらに、中等教員の質についても次のような指摘がある。

「小学校正教員は男教員に対する裁縫科を除く他は、苟しくも正則の教養を受けたもの
にありては、何れの教科といへども教授し能はざるは無し、然るに同性質の中学校高等女
学校、若しくは師範学校の正教員にして、文科のものは科学的知識乏しく、理科のものは
人口に縉炙せる俳句だも解し得ず、技芸科のものは教育勅語をも読み得ざるのもあるの現
況なり、...自己専門の學術の他は、現に在職せる学校の生徒程に達せざるに於いては、教
員たるの威厳は到底保持で得べきにあらず」⁵⁶

このような中等教員の評価は、中等教員養成制度と学校制度、さらには中等教員の出身階層に起因するものであったと考えられる。

以上のように、初等教員と比べた場合に、かなり安定した地位と社会的評価を得ていた中等教員であるが、高等教育を受けた者にとって、教職に就くことは一種の挫折のようなものであり、必ずしも理想的な職業とは言えなかった。それは、教員養成制度と教師の出身階層に起因しており、教師を性格づける一因となったと考えられる。

第2節 戦前における女子教育と教員養成

第1項 女子中等・高等教育の拡がり

1877（明治10）年の教育令に初等教育以外の男女別学が明記されて以降、尋常小学校を卒業した女子が中学校に進学する事は不可能になった。そのため、女子に対して中等教育を行う機関として高等女学校（以下「高女」と略す）が重要な位置づけを担う事となった。1891（明治24）年には中学校令の改正により、高等女学校は尋常中学校の一種となり、その後の高等女学校規定⁵⁷ や1899（明治32）年の高等女学校令の規定を経て、やがて専攻科・補習科の設置を伴って男子の高等学校（大学予科）に代替する教育機関となっていった。

高女では、良妻賢母育成を唱える国家志向的な女子教育論を背景とした女子教育積極論が展開され、女子中等教育の中心となっていった。明治32年から36年にかけての公立高等女学校の競争率⁵⁸ をみると、地方によって差はあるものの、多くの府県において高い競争率で一定している。明治後期には、女子中等教育の需要が高まっていたということがわかる。しかし、この女子中等教育の拡がりには旧士族出身者を中心としたものであった。高等女学校生徒の出身階層⁵⁹ によると、高女卒業生の平均6割は旧士族出身者である。江戸末期には、全人口中にみる士族の家庭は多く見積もっても1割程度であったと言われる。この頃の高女は、「士族と士族の行動様式を模倣するエリート向けの学校」⁶⁰ であった。

このように、女子中等教育が制度として定着し、1901（明治34）年には高等女学校令施行規則によって教育内容の大綱が規定された。さらに、高女の教育内容は見直しが図られ、1903（明治36）年3月に高等女学校教授要目が発表され、高等女学校の教育に基準が示された。

こうして女子中等教育が拡がりをみせると、女子教育に対する批判が高まっていった。教育内容そのものよりも、女学生たちの生活態度に対する非難が新聞や雑誌で行われ、「女学生墮落論」が紙面を賑わせた。そのような批判の中にあっても、女子中等教育はますます拡大の一途をたどる。この中等教育は、高女を中心として私立女学校、裁縫女学校によって行われ、その教育理念の中心には「良妻賢母」育成があった。詳細は後の考察に譲るが、この良妻賢母主義における「良妻賢母」概念の特徴は、その

規範が時勢に伴って変容していく過程にあっても、家族国家観と性分業論のふたつによって構成されていたことが指摘されている⁶¹。

女子高等教育は、女性中等教員の養成を目的とした明治19年の女子高等師範学校設置に始まる。以降、女子高等教育は教員養成と深い関わりをもちながら拡大してゆくこととなる。女子高等教育が拡がりをもせたと言っても、高等教育を受けることのできた女性は、ごく限られた階層に所属する者であった。1933(昭和8)年の段階でも、高等女学校本科卒業生のうち専門学校へ進学する者は5%程度である⁶²。親の職業から出身階層をみた場合、女子の場合には新中間層の比率が高かったことがわかる。女子の高等教育を要求する階層は経済的に男子のそれよりも高いものだったのである。中等教育段階と同様に、高等教育を受けることができるのは非常に限られた一部の高い階層に所属する女性であり、配偶者となる者の社会的地位に見合った教養を求められたことがわかる。

やがて、高等教育を受ける中心は士族階級から都市部に進出した新中間層へと移行してゆく。第一次世界大戦後は、戦争に伴う経済発展とその反動による恐慌という、国内における経済状況が大きく変動した時代であった。新中間層においてもこの恐慌による影響は大きく、その結果女性労働者が増加することとなる⁶³。「職業婦人」という言葉が生まれたのはこの時期である。従来から女性労働者は存在し、主に女工として産業の発展を担っていたが、「職業婦人」はそれまでの女性労働者とは異なった出身階層の者であった。同時期には、「サラリーマン」と呼ばれる労働者の形態があらわれ、新中産階級と呼ばれる社会階層を形成していった。「職業婦人」として扱われる仕事は、明確な基準はなかったものの教師、タイピスト、医師、看護師等であり、採用条件として一定の学力や職業資格が必要とされた。1920(大正9)年における中等教育機関への女子就学率は17.2%、高等教育機関では0.2%であり⁶⁴、「職業婦人」の学歴の高さは、それだけ家庭の社会的・経済的地位の高さを意味すると考えられる。1922(大正11)年の「一目瞭然東京遊学学校案内」⁶⁵では、職業資格別に学校を示す中で、「教師特に中等教員を - 黙って居ても資格を呉れる学校 - 」として中等教員養成学校のうち無試験検定の指定校と許可校を中心に紹介している。

しかし、この女性の社会進出は必ずしも歓迎されるものではなかった。家庭にあって始めてその価値を認められた「良妻賢母」としての女性が、「職業婦人」として家の外に出ることは、女性に求められた規範から逸脱する行為であると考えられた。また、

恐慌期においては、「職業婦人」の存在は男性の職を奪うことにつながるとして批判された。1908（明治41）年に発行された「女子の新職業」の中で、文部次官であった澤柳は「高等教育とは普通教育に相對したる語であつて、高等教育とはすなわち専門教育である、言葉を替れば職業教育である・・・下等社会、或は中等社会に於ても夫婦共稼の必要あるものもあるが、高尚なる学問を修めるものの目的は、多く上流の家庭に嫁入らんが為の予備に過ぎないが、嫁入りして後職業を執る必要はないのであるから、高等なる職業教育を一般の婦人に施す必要は無いであらうと思ふ・・・夫れは不幸なる女子か又は学問を道楽に修める少数の女子に必要なのである」⁶⁶ として、これら少数の者に対して大きな設備を用意することに反対している。

1903（明治36）年には専門学校令が公布された。明治20年代以降、専門学校という名称は全体として、帝国大学よりは一段低いが、帝国大学令、高等学校令、師範学校令によらない高等教育機関の総称であった。その後、複数の学部学科をもつ専門学校もあらわれるが、一般的には専門諸学科を扱う大学に対して、専門一科を教育する学校が専門学校であった。専門学校は、学制の当初の構想にはなく、大学を設置するまでの暫定的な措置として設けられたが、東京大学が設置されて以降もその名称は残っており、以降高等教育の中で重要な位置を占めるようになっていた。専門学校令では、その基準が修業年限3年以上の「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」とされたため、それに該当する学校は次々と専門学校の許可を受け、高等教育の拡大と共に、大正期にはその増加は著しかった。女子の専門学校は、明治末には4校であったものが、大正期に入ると17校が昇格申請に合格し、その数を増やしている。

佐々木⁶⁷ は大正後期から昭和初期にかけての女子専門学校における中等教員無試験検定資格認定校の増加は、職業資格取得に対する要求の増大よりも女子の高等教育志向によるものであり、中等教員資格は職業資格によって学校の学歴を表示し自身の能力を示し、職業資格の学歴資格への転化があらわれてきたと指摘する。

さらに学歴について天野⁶⁸ は、ある学校段階の教育を受けたことの「証明書」であるとし、「この証明書としての学歴は、だれもがもらえるわけではない。学校で教えられる教科内容、つまり知識や技術をきちんと身につけ、期待された知識・技術の水準に達したと評価され、判定されたものだけが、卒業証書を与えられる。したがって学歴は、ある能力の証明書だということになる。・・・さてこうした学歴だが、それはそれだけでなにか特別の価値をもつわけではない。学歴のもつ価値は、それが社会的評

価や選抜の手段として利用されるときはじめて、具体的なものになる」としている。

この学歴が価値を発揮するのは、中産階級以上に属する女性はその地位にみあった男性との結婚を意図するときであった。学歴エリートの妻の学歴水準の高さ⁶⁹からもわかるように、「女性にとって高等教育修了の学歴は、所属する『身分集団』の地位と文化を象徴し、表示するものであった。とりわけ結婚が家と家との結びつきの形（結婚形態としての『見合い』）で行われた戦前期には、女性の学歴は、その地位にみあった男性との結婚を可能にすることにより、学歴を媒介とする階層内移動を達成した。それが、学歴が主として地位獲得的な機能をもつ男性とは基本的にことなる、女性にとっての学歴の機能様式であった。」⁷⁰としている。

このように、戦前期、特に日清戦争以降拡大していった女子中等・高等教育であるが、その教育を受けることができた女性は、全体からみるとごく少数であった。女子中等・高等教育は、常に職業資格の問題と関わりをもちながら発展、拡充していった。職業資格はやがて個人の能力を示す学歴のひとつの表示形態として意味をもつようになり、女性にとっての学歴は、男性の学歴が地位獲得のための機能もつこととは異なった意味づけをされてゆくこととなる。それは、学歴に見合った結婚を可能にし、女性にとっても「より良い生活」への橋渡しの機能をもったと言える。

第2項 女性教員の社会的地位と養成の意図

1872（明治5）年の学制第46章で「小学校教員八男女ノ差別ナシ、其才ニヨリ之ヲ用フヘシ」との規程がなされた。その中にあって女子教育の必要性を強調し、女性教員の養成を政策課題として最初に提起したのは学監（文部省の最高顧問）モルレー（Murray, David 1830-1905）であった。1873（明治6）年12月の申報で「欧米諸国ニ於テハ女子ハ常ニ児童ヲ教授スル最良ノ教師ナレハ希クハ日本ニ於テモ亦女子ヲ以テ教育進歩ノ媒ト為サンコトヲ」と述べ、女子は児童の最良の教師であるから、教育の進歩のために女性教師を養成することが望ましいと建言した。

翌明治7年1月、文部少輔田中不二麻呂は女子師範学校設立の件を太政官に建議した。そこでは「女子ノ教育ニ於ケル因襲ノ久シキ或ハ之ヲ忽略ニ附シ遂ニ日用常行ノ際男子ト相軒軽スルモノアルニ至ル殊ニ欠点トスル処ニ候（中略）蓋シ女子ノ性質畜

ニヨク其教科ヲ講習スルヲ得ルノミナラズ向來幼穉ヲ扶養スルノ任アレバナリ」と、「女学」振興のための女子教員養成という意図がこめられた⁷¹。

これによって、明治8年に女子師範学校が設立されることが決定し、官立の東京女子師範学校の設立以降、地方でも女性教員の養成機関が設立された。明治10年代のはじめにおける女性教員の養成は、県によって速成科の編成や在学年数に違いがあるものの、全ての県で給費制がとられていた。また、明治初期には師範学校や速成科への入学資格は基礎的な読み書き能力程度にとどまっていたため、志願さえすれば女性が教員になる道は開かれていたが、女子師範学校の入学志望者はごくわずかであった。

小学校の就学率が1875(明治8)年にはわずか35%であり、女子在学者はそのうちの2割程度であった⁷² から、当時の民衆にとって女子師範学校に進学することは特別な女性になることでしかなかった。その傾向は都市部に比べ地方の方が強く、女性教員は非常にめずらしい存在であり、女性教師数は1880(明治13)年の時点で、初等教員の3%程度にとどまっていた⁷³。その理由として、初等教育の就学率が低い時期にあつては、文字学習の習慣のない民衆の女性にとって、小学校修了程度の入学資格であっても師範学校入学は困難であったことがあげられる。また、読み書き能力があつたとしても、土族の娘が働くことへの抵抗は大きく、「文明開化の先達をなすような父を持たねば、娘の社会進出は困難」であつたと考えられる⁷⁴。

さらに、女性教員拒否論や女性蔑視の教育観等もあり、女子師範学校に入学するような女性は「親の意に背いて、婚期を逸してもかまわないと考えるような自我を通す女性か、よほどの貧乏で、卒業後の収入目当てに入学する者か、あるいはまた、才能があつても悲しいかな容貌が伴わないために、学問によって補おうとする女性か、いずれにせよ特殊の女性として見られて」いた⁷⁵。このように学制初期においては、男性教員が土族中心に構成され、威信をもつたこととは対称的に女性教師は敬遠される存在であつた。

しかし、明治期の後半には、女性教員を採用する利点を指摘する論考が多数出されるようになる。育児天職論⁷⁶ にもとづくものや、「男教員と女教員の給料は大変に違いますそれ故経費の上に於いても女子の教員を盛んにすることは、国家経済上の上にとつても甚だ必要のことと申します」⁷⁷ と、女性教員の賃金の低さを論点とするものまであつた。

そのような状況にあつて、初等教育における就学率の向上とともに、女子中等教育

の拡大に伴って女性教員の数も次第に増加をはじめた。日清戦争後、前項でふれたように女子中等教育が急速に拡大し、高等女学校令の公布等による学校数の増加もあって明治30年代には女子の就学率は上昇した⁷⁸。また、この頃になると女性の職業として教員の他に看護婦、タイピスト、電話交換手等の知的職業が一般化しはじめ、「職業婦人」と呼ばれる階層が形成される。さらに1907(明治40)年には、師範学校規定で「教職ノ女子ニ待津ツモノ漸ク切ナラントスルノ形勢ニ徴シ女教員養成ノ必要ヲ認め…」と、女子の修業年限が男子と同一になった。これにより、制度上は男子と同等の評価を受ける基盤ができたが、実質的には女性教員の社会的地位が男子のそれと同様になることはなかった。しかし、この改正によって女子師範学校は「女子の社会進出の窓口として他の職業にみられない吸引力をもつ」⁷⁹ ようになった。

こうして女性教師は増加してゆくこととなるが、「且つ一言せざるべからざるは其の女教師にあり。女教師とて一概にいふ能わざれど、多くは男子よりは学力の程度も低きに、型式通りに事物を処理し、器械的に暗誦記憶するなどには長ずれど、我国婦人の通弊として、組織的に事物を攻究し、自ら創意して適宜の方法を案出し、氣に応じておのが力を活用する才能は甚だ乏しきを常とす。」⁸⁰ という言説のように、女性教師の資質の低さを指摘するものも多くみられた。この当時、女性教員はあくまで教員不足を補うための男性教員の代用として受け止められていた。

その中で、教育界が関心を抱いていたのが、初等教育における女性教員の割合はどの程度が妥当であるかという点であった。1916(大正5)年、帝国教育会⁸¹ は女教員調査のための委員会⁸² をつくり、アンケート調査をもとに報告書を作成した。その結果、女性教師の長所は愛情にとみこまかい所に気がつく等女性の特性がいかされているが、短所は研究心に乏しく愛情にかたよりのある等問題も多くあげられた。それらを考慮すると、初等教育における女性教員の割合は3分の1程度が妥当であるとの意見が多く、委員会も理想は男女教員同数であるが、現時点においては男性教師3分の2、女性教師3分の1が適当であるとの結論を発表した⁸³。

また、全国で女教師大会が開かれるようになり、女性教員の待遇改善要求等が出されるようになる。こうして女性教員が社会に進出し、集団としての発言権をもちはじめると、これに対する社会の批判も高まった。大正期前半には、女子師範学校廃止論も盛んになった⁸⁴。第一次世界大戦後、1918(大正7)年の臨時教育会議においても、女性教員の増加は「剛健質実の国民を養成する所以に非ず」として、女性教員の数に

一定の限度を設定することでその増加に歯止めをかけようとしている。昭和13年の教育審議会諮問第一号特別委員会第二八回整理委員会会議では、男女教員の比率についての議論がなされた。この時期には男女の教員比率はほぼ2対1であったが、それ以上女性教員の比率を増加させないことで意見がまとまっている。そこでは「女が無闇に殖エテ来たらバ教育上ノ重大問題デス、是八余程国民教育ニ憂フベキ問題デアリマス」というような意見が述べられた⁸⁵。

では、そのように社会問題とされた女性教員たちの生活はどのようなものだったのだろうか。日本教育発達史には、当時の女性教員の生活が次のように記述されている。以下、長くなるが引用する。

「起床五時半、身支度六時まで。寢床の片付けやその他の掃除が三十分から四十分食事が二十分、そしてはや七時になります。当郡の規定ではいつも朝会前二十分前までに出勤することになっています。この朝会に十五分かかりますから、始業時間が八時なら七時二十五分までに出勤せねばならぬわけです。…放課後三十分は掃除の監督。二十分は成績品の採点、三十分乃至一時間は教案の製作。その他諸準備に三十分。それゆえ帰宅時間は大方四時半から五時頃です。但しこれが最も用事のない日で、…私どもの帰宅平均は五時であります。帰宅後、着物の着がえその他で五時半、夕食までに時間があれば、整理、掃除、夕食の手伝。夕食六時。あと片附で七時、入浴して帰れば八時になり、それより二時間、…これが自分の時間です。研究するのも、本を読むのも、着物を繕うのも、襦袢の襟をかえるのも、翌日の教材を調べるのも、雑談を交えるのも、すべてこの時間です…。」

「私達が一番待つものは日曜日です。他の人のそれと異った意味において。すなわち日曜日は私達の安息日ではなく労働日です。先ず一週間の大掃除の日です。また洗濯の日です。また訪問の日です。また裁縫の日でもあります。『今度はまた日曜日がつぶれる』というのは『また洗濯物が一週間分たまる』というのと私達には同じ意味に聞こえます。…その日曜日が一学期に何度あるか。これを一七週として祝祭日と共に一八度とすれば、うち二度は女教員研修会のために、一度は研究会のために、二度は日直のために、その他のことですくなくとも二度位は出勤があるとすれば、実際に私達の日曜は十一度であって、そのうちにももちろん雨が降る日もあります。その他家庭訪問などがあります。訪問しなければならぬところがあります。実際日曜日は私達の働く日として楽しんでおる貴い貴い少数の日であります。それさえ得られぬに、研究会を欠席したからと言って叱られ、それが引い

て怠惰教員の資格にかぞえられます。学校における優良教員が往々家庭においてはある意味の不良主婦である場合が少なくありません。」

「母になった日課を申し上げます。起床は五時半、乳をつくる。毎朝小川に行きてむつきの洗濯、子供の世話。七時二十分登校。放課後五時帰宅、夕食まで子供の世話。都合よく眠っておればその間に掃除、整理。夕食後入浴、夜は八時、九時より裁縫等。こんな有様で実に新聞もろくろく読みません。早く帰れば帰るほど多用であります。実に私の周囲は用事ばかりで満たされて居ます。実のところ私は子供ができて以後、宅においては教育雑誌すら十分読みません。他の書籍なども図書館から借りても読まずに返すことがめずらしくありません。今ではそれさえ残念と思わぬようになりました。」⁸⁶

このように、女性教師の生活は実に多忙であった。女性教師の社会的地位と評価が低かった要因としては、女性教師に低資格者や無資格者が多かったことに加え、学校における負担と家庭における負担を二重に負わなければならなかったこともあげることができるだろう。「研究心に乏しい」と批判された女性教員であったが、男性教師も過重労働によって疲弊していた明治末期から大正期にかけて、彼女たちは研究するための時間をとることも難しい状況にあった。

このように、教師という職業は、中産階級以上に属する女性の就職が非常に限られた時代にあって、比較的早い段階から認められた数少ない仕事のひとつであった。大正期からの不況に伴う、社会進出を促進する社会経済的要因と、女子を家庭に押し込め職をもつことを抑制しようとする規範との間にあって、教職は従来女性の規範に背反するものではなく、女性にとっては最も身近な職業であった。

特に中等教員は、初等教員と比べて倍近い給与所得⁸⁷があり、男性よりも低い給与であったとはいえ、女性の自立を可能にする意味で非常に重要な意味をもった。定員の少なさから女子高等師範学校の入学は非常に難しいものだったが、大正期に入ると私立の各種学校や専門学校でも無試験検定指定校や許可校の基準緩和によって中等教員資格を取得できるようになり、有資格の女性教員は次第に増加⁸⁸していった。

女教員問題に代表される女性教員の大多数は初等教員であり、そのイメージを形成したのもこの女性初等教員であった。女性教員は教員不足解消のために多数採用され、初等教員全体の3分の1にまで増加したが、明治期には特に無資格や低資格の者が多かった⁸⁹。男性よりも一段低くみられた女性教員は、資格と能力の問題によってさらに

社会的評価が低くとどめられることとなった。

その中であって女性中等教員は、男性教員と比べて給与は低かったが、それでも経済的自立が十分に可能であり、その資格は卒業後就職せず家庭に入る者にとっても将来への安心料として十分な価値をもったと考えられる。さらに、中等教員資格は女性の学歴を示す役割も果たしたため、「より良い結婚」までのつなぎとして就職する場合もあり、目指す動機にそれぞれの個人差はあるにしても、中等教員が女性にとって恵まれた職業であったことは確かである。

女性教員は「女学振興」を目的として養成されたが、旧来の女性観によって女性の地位が低かったことに加え、無資格や低資格の者が多かったために社会的評価は低かった。さらに女性教員の存在は、「女でも勤まる職業」として教職自体の社会的地位が低くとどめられる一因となった。しかし、中産階級以上の女性にとって、教員は社会進出を可能にする数少ない職業のひとつであり、大正期になって「職業婦人」が社会に認められるようになると、初等・中等教育の拡大に伴ってその数は増加していった。特に女性中等教員は待遇も恵まれており、経済的な自立も可能にする職業であったと言えるだろう。

1 学制以降、意図的計画的に行われた国民教育の場としての学校を指す。学制以前にも幕藩体制下において諸藩の藩学や寺子屋等教育を受ける環境は存在したが、身分や経済的状况によってその機会は均等ではなかった。現在のように西欧の制度をもとにした学校制度ができたのは明治以降である。本論では、この明治以降の学校を「近代学校」とする。

2 麻生(1982)

3 谷内(1991),

4 文部省(1971)p.1.

5 同上,p.37.

6 師範学校の教員における高等師範学校卒業者の割合は、明治末期から昭和初期にかけておおむね50%程度であるが、中学校では明治42年で15.8%、大正8年で23.2%と、2割程度の水準が保たれた。(山田2002,p.87.)

7 このとき設置された臨時教員養成所は、以下の通り。

(養成所名)	(設置学科)	(併設校)	(設置当時の生徒数)
第一臨時教員養成所	国語漢文科、博物科	東京帝国大学	54
第二臨時教員養成所	物理科学科	第一高等学校	20
第三臨時教員養成所	数学科	第二高等学校	30
第四臨時教員養成所	英語科	第三高等学校	31
第五臨時教員養成所	英語科	東京外国語学校	31

また、明治39年には第六臨時教員養成所が東京女子高等師範学校に併置され、英語科の教員養成を行った。

なお、臨教の卒業生は、大正14年には高等師範学校の卒業生数とほぼ同数となった。
(佐藤 1987,p.182)

8 杉森(2000)

9 昭和6年の段階で、全国の中等学校における高師卒の校長の割合は、師範学校長で70.5%、中学校長で36.9%、高等女学校長で31.6%である。(牧 1971,p.379.)

10 受験と学生編集部(1940),pp.18-20.

11 「第十三条 中学校ノ教員ハ文部大臣ノ授与シタル教員免許状ヲ有スル者タルヘシ但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本文ノ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得」(明治32年2月7日勅令第28号「中学校令改正」より)

12 「第十四条 高等女学校ノ教員ハ文部大臣ノ授与シタル教員免許状ヲ有スル者タルヘシ但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本文ノ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得」(明治32年2月8日勅令第31号「高等女学校令」より)

13 教育史編纂会(1938),pp.174-176.

14 門脇(2002),p.150.

15 同上,p.107.

16 帝国教育会(1930),p.84.

17 深谷(1990),p.204.

18 小川(1957),p.109.

19 同上,p.121.

20 「大正時代の間層は、中等教育以上の教養を持ち、中下級官吏、教員、そして中小企業主さらに大企業の発展とともに増大してきたサラリーマン層を中核として構成されていた。」(南 1965,p.380.)

21 深谷(1990),p.153.

22 この前年の1894(明治27)年には高等学校令が公布されている。1886年の中学校令以降、中等教育に関しては法的な動きがほとんどみられなかったが、この公布によって高等中学校は高等学校として分離独立した。また高等女学校令と同様に各府県に1校以上の中学校を設置する義務を課された。このことは中学校数、生徒数を激増させる契機となり、中等教員の不足はますます深刻となった。(尾崎 1999,p.73.)

23 佐藤(1987),p.197.

24 1921(大正10)年から翌年にかけて、中学校の在学者は約2万人、高等女学校の在学者は約3万人増加している。これ以降も、ほぼ同じ伸び率を保って在学者数は増加する。(文部省 1971,pp.5-6.)

25 同上,pp.25-26.

26 同上,pp.37-38.

27 帝国教育会(1916).p.82.

28 受験と学生編集部(1940),pp.8-10.

29 門脇による教員像の変遷の時期は以下の通り。

- 1) 明治初期 - 教員のほとんどが士族出身で、人格的に父兄や子供から尊敬を受けた。
- 2) 明治中期 - 教員に対する思想と行動が規制され、教師としての気概が薄れ始めた。
- 3) 明治後期 - 「師範タイプ」の教員の増加等により教員の社会的地位は低下。
- 4) 大正期 - 教員の生活は賃金の低下と共に下降、増俸運動が起こる。
- 5) 昭和戦前期 - 恐慌により教員生活は窮乏、戦争に向け軍国主義的な教育を行う。
- 6) 昭和戦後期 - 労働者としての教員が自覚され、教員組合が形成される。

「戦前」は一貫し(初等)教員の社会的地位は低下し続けた。(門脇 2004,pp.18-21.)

30 「教員の開化役割の背後には、政府の文明開化政策があった。政府は、風俗改良というような、民衆が比較的渋る方面には、とくに教員を矢面に立てて、率先させた。後の鹿鳴館時代にも、師範生や女教員は洋服やイボジリ髪を率先させられるのであるが、いまこの初期の文明開化時代には、散髪励行に教員が動員された。・・・この時期の教員が開化役割を演じたといっても、教員が元来この役割を演ずるものだといっているのでないことはもちろ

んである。政府が文明開化路線を進んでいた限りにおいての、教員の開化役割であった。」(石戸谷 1967,pp.33-35.)

31 学歴による選抜と配分の構造については、天野(1982)を参照。

32 唐澤(1989),p.29.

33 同上,p.37.

34 石戸谷(1967),pp.45-51.

35 佐藤(1987),p.192.

36 石戸谷(1967),p.182.

37 小川(1963),p.112.

38 いわゆる「師範タイプ」とは、師範学校における「順良、信愛、威重」の徳目を掲げた教育を通して形成された「独善的、仙人的、消極的気風」と言われるような特徴を指す。教員全体を「師範タイプ」として総括する言説もみられるが、教員全体における師範学校卒業生の割合は、教員全体を代表できる程多くはない。しかし、特に高等師範学校の学閥の力は大きく、学校の主要な役職はほとんどが高師閥によって占められたため、その影響力は非常に大きかったと考えられる。

39 佐藤(1987),p.183.

40 細谷(1956),表 11,p.69.

41 同上,p.73.

42 同上,p.75.

43 唐澤(1989),pp.92-100.

44 地方によっては、「教育国信州のある地方では、小学校教員着任の際には、全村民が旗を押し立て馬をもって駅まで出迎える風習があった。村へ着くと歓迎会、それから家の世話、野良の帰りには野菜や果物を届けるなど、先生は村民の尊敬愛慕的であった。しかもこのような風習は、実はその前年(昭和6年)ころまで続いていたのであった」(唐澤 1989,p.166.)との記述にもあるように、教員の地位は高く保たれていた。

45 細谷(1956),表 30,p.86.

46 細谷(1956),p.88.

47 文部省(1971),pp.19-20.

48 細谷(1956)表 8 ,p.65.

49 明治後期の中等教育拡大によって中等学校数が増加すると、中等教員の数も増えたため相対的に中等教員と初等教員の給与格差は縮まった。(門脇 2002,pp.133-134.)

50 山田(2002),pp.77-81.

51 夏目漱石(1987) 漱石は、明治 28 年 4 月に松山中学の英語教師となり、1 年間働いた。学校の生徒と自分の待遇については「教員生徒間の折合もよろしく好都合に御座候。東都の一瓢生を捉へて大先生の如く取扱ふ事返す返す恐縮の至に御座候」(和田編 2002,p.145.)とあり、「坊っちゃん」中に出てくるような事件が実際に起こっていたわけではないが、当時の教師の社会的地位を考察する参考になると考えられる。

52 山田(2002),pp.81-83.

53 唐澤(1989),p.287.

54 山田(2002),pp.152-159.

55 同上,pp.191-212.

56 教育時論(1907)中等教員遺憾説.教育時論 806,p.37.

57 1895年に中学校令を受けて規定された。これにより入学資格が、修業年限が当時4年であった尋常小学校卒業、修業年限が地域特性によって1年の伸縮を認めた6年又は入学時修了課程により3年まで短縮可とされた。

58 深谷(1990),p.183.

59 同上,p.187.

60 同上,p.187.

61 同上,pp.11-14.

-
- 62 天野(1986),p43.
- 63 婦人労働の増加については「元来職業婦人は、極く最近まで生活の脅威を逃れんがために就職を余儀なくせられた下層階級の人々のみであったが、近来中流階級から此等の人々の続出したのは、云う迄もなく主として生活難が中流階級を襲ふたためである」と説明された。(賀川 1924,p5.)
- 64 文部省(1971),pp.19-20.
- 65 出口(1922)
- 66 澤柳(1908),pp.1-5.
- 67 佐々木(1996)
- 68 天野郁夫(1983),pp.181-184.
- 69 女子の高等学校在学者率が0.6%であった1930年頃で比較すると、学歴エリートの妻が1930年頃に高等教育機関に在学した「1911-20」年生まれの在学率は10.8%で、大きな差がある。(天野正子 1986,pp.52-53.)
- 70 天野(1986),p.55.
- 71 中内(1974),p.27.
- 72 文部省(1971),pp.17-20.
- 73 初等教育における女性教員の全体教員数に対する比率は、明治36年17%(1万9千人)、41年26%(3万5千人)、大正2年28%(4万3千人)であった。(梅根 1977,p.298.)
- 74 梅根(1977),pp.238-239.
- 75 唐澤(1989),p.128.
- 76 育児天職論については、木下(1982)に詳しい。
- 77 辻新次(1976),p.205.
- 78 明治33年、43年、大正9年の初等教育における女性教員の割合はそれぞれ13.2%(約1万2千人)、26.9%(約4万人)、32.5%(約6万人)であった。(教員数については「日本の教育統計」より算出)
- 79 佐藤(1987),p.188.
- 80 黄(1906)
- 81 帝国教育会は、戦前の日本において活動していた私設の教育団体である。東京府師範学校教員の発起から始まり、複数の団体の合併の後大日本教育会を経て帝国教育会となった。教育の普及、改良を目的として活動を行った日本初の全国的私立教育団体である。機関誌として「帝国教育」がある。
- 82 委員長は、東京女高師校長中川謙二郎であった。中川は、「現実にも、女子教育が不振だと、女子は男子に頼り、男子の働きを妨げることになるが、女子に適切な教育を施せば、『男子をして内顧の憂なく、其力を外事に専にすることを得』るから、国民経済の上から考えても、女子教育が必要であると主張している。」(深谷 1990,p.144.)また、教育時論中では「一家に父母ある如く、学校には男女同数の教員があつて、両性調和した教育力を以て児童に臨むが健全なる小学校である」(教育時論「女子教育の方針」、大正5年5月15日、p.5.)との意見を述べている。
- 83 帝国教育会(1916)女教師問題に関する調査,p.7.
- 84 女子師範学校廃止論は明治期にもおこっているが、この女教員問題が取り上げられるようになる大正5年頃には、女性初等教員の問題として、上級学年を担当できない、勤務年限が短い、志願者が少ない等の理由によって女子師範学校の廃止の動きが起こる。実際に、大正に入ると女子師範の入試倍率は明治43年の2.5倍から大正3年には1.7倍にまで低下していた。(深谷ら 1971,pp.306-315.)
- 85 唐澤(1989),pp.139-140.
- 86 玉城(1956),pp.91-95.
- 87 門脇(2004),表3-17 中学校校長・教員俸給額比較表,p.114.

⁸⁸ 明治中後期の東京における府立中学校の教員資格をみると、約3割が無資格教員である。以降、無資格教員は減少し、有資格教員が増加する傾向がみられる。明治44年の統計によると、府立中学校における無資格教員の割合は約8%まで減少している。(門脇2004,p.103,p.124)

⁸⁹ 門脇(2004),表4-1 小学校教員数の変化(明治41年~大正6年),p.118.

第2章 戦前における体操教員養成

第1節 戦前の体育と体操教員

第1項 戦前の体育に求められたもの

体育が、学校に制度として取り入れられたのは1872（明治5）年の学制発布時である。初等教育において「体術」として始まった体育は、翌1873（明治6）年に「体操」として科目に取り入れられた。中等教育段階においては、法制上「体操」が取り入れられたのは1881（明治14）年の「中学教則大綱」によってである。「体操は適時之を課すべし」との文言によって規程された体操は、やがて1886（明治19）年の学校令によって保健的な普通体操の流れから鍛錬的強化主義を主流とした兵式体操の流れへと移行してゆくこととなる。当初の体育は、身体の育成や健康の増進であると解釈され、形式的な体操と気分転換としての遊戯というような教材観によってとらえられたが、儒教思想によって明治10年代以降は修身重視の傾向があらわれはじめ、運動による精神的訓練の必要性を説くものも出てきた。体操は、「心身を鍛錬して護国の強兵をつくる」という目的をもつこととなった。

近代教育に体育が取り入れられた当初から、体操に求められたのは強い身体の形成、つまり軍人として有用な身体をつくることであった。その要求が強まるのは、日清戦争以降日本が常に戦争を想定することとなる大正期においてである。

「今度の戦争によって大に改善しなければならぬといふ事を感じたのは吾人の体格問題である。斯る問題は元来戦後の経営といふ中に入る可きものではない、則ち戦争の前後に関せず研究改善すべきものである、併し乍らこれは今度の戦争に依って其必要が一層甚だしくなったのである、之に付て戦地に居った友人よりだんだん話を聞いて見るに、吾人の身体の軟弱であるといふ事は実に云ふに忍びない事が多かったといふ事である。即ち吾人の身体が矮小であるので行軍にも運搬にも敵よりも余程多くの時間を費やさなければならず、又身体の抵抗力が乏しい為め、比較的病人も多いといふ有様であった、又如何に精神が活発でも其の基礎たる身体が不完全である為めに、思ふ通りに活動が出来ず、如何に智識に富み、如何なる名策略があっても身体の弱い為めに之を施すことが出来ないと云ふ

様な遺憾があったといふ事である。斯様の次第であるからただ此の軍事といふ一点より云つても吾々の身体を改善しなければならぬものである。」¹

上述のように、戦地で明確になったのは日本人の虚弱さであり、体位改善の必要性が指摘されるようになる。

大正期の体育は、軍国思想の拡張によって保健的概念を基礎とした学校体育から、兵式体操中心の鍛錬的体育へと変化していったとされる。日清・日露戦争後の1907(明治40)年、文部省と陸軍の共同調査会による「学校体操教授要目案」が作成されたことは、軍隊の体育概念が学校体育の構成に体系介入をはじめたことを意味している。

軍部は、軍隊教育が学校教育と並ぶ国民教育の2大分野であるとし、「軍備拡張・兵員増強のために軍部イデオロギーを広く国民の間に浸透させていかなければならないことを強く意識し、教育に対して積極的に発言し、関与する姿勢を示すようになった」² と言える。日露戦争終結後の1906(明治39)年、陸軍大臣寺内正毅から文部大臣牧野伸顕に対して「普通体操並ニ軍隊教育ニ於ケル体操ノ方式ニ関スル意見」として、学校体操を兵式体操に統一すること、教員には陸軍の満期除隊の下士官をあてることを提案している。その返答として、牧野は「相当素養ナキモノニ在リテハ特ニ学校教員タルニ必要ナル知識ヲ与ヘタル上ニアラザレバ、之ヲ教員トシテ採用スルコト困難ト在候」とこの提案を受け入れなかった。しかし、学校体操と軍隊体操を、それぞれの目的に反しない範囲で接近させることは可能であるとして、両者で委員を選出し共同調査を行うこととなった。これが共同調査会の発端であった。この時、文部省も戦後経営の一貫として永井道明を欧米に留学させ体育政策を樹立しようとしており、陸軍の要求によって体操に関する共同調査会を設け学校体育の再検討を行ったが、結論を出すことはできず一次休会となった。その後、永井の帰国により委員を入れ換え、共同調査会は再発足した。

この調査会によって、従来の体育の内容は改められ、それまでの普通体操と兵式体操にかわってスウェーデン体操と教練の二本立てという方針が打ち出された。そしてこの結論をもとに、1913(大正2)年「学校体操教授要目」が公布されることとなった。この学校体操教授要目では、主流は要目案で出されたようにスウェーデン体操とされた。また、従来の普通体操は体操、兵式体操は教練と名称が変更され、中学校と師範学校男生徒にのみ撃剣及び柔術を加えることが認められた。

ここでは、教練の目的は軍事予備教育であるということすでに周知の事実であり、「軍人勅諭・教育勅語を忠実に実践する忠良なる臣民の形成を究極目標として」おり、「形而下（兵員数、兵器）の欧州列強に対する劣性を形而上（大和魂、武士的精神）の優越で挽回しようとする思惟様式が完成」していたという見方もできる³。

しかし一方で、明治・昭和という時代が国家への統合性の強い時代であったのに対し、大正期はより個人の自由に重点がおかれた貴重な時期でもあった。個性尊重をうたう「新教育」は、それまでの国家至上主義的立場に立つ官制指導の画一的教育から脱却し、個人の自立性を確立しようとする自由教育であり、教育上のデモクラシーの象徴でもあった。自由主義思想の勢力が力をもったこの時期には、軍事教育反対を主張する者も多かった。また、児童の自主性や創造性を重視する自由教育思想が活発な中で、1913（大正2）年の体操中心の学校体操教授要目は批判された。

その反面、政府や保守勢力による抑圧は、新教育の拡がりと共に常に平行して行われた。1906（明治39）年には文部大臣訓令「学生生徒ノ風紀振肅ニ関スル件」によって、自然主義・社会主義に対する思想統制が行われた。また、以降修身教育に力を入れ、忠君愛国の国民道徳を掲げて教育勅語に基づく国民道徳の養成が強まっていった。

このように、社会主義運動には厳しい取り締まりが加えられることとなったが、戦争に伴う資本主義の急激な進展により都市部に増大した新中間層の政府に対する不満は高まる一方であった。その不満は国民的政治運動となって、再びデモクラシー運動が高まった。思想的・政治的危機を感じた支配層は、教育改革によって国家思想を涵養し、国民道徳を養成・充実させることを期待した。

そこで、1917（大正6）年寺内内閣によって臨時教育会議が設置された。この会議は、第一次世界大戦によって変化しつつある社会情勢にともない、日本の教育制度改革を目的としたもので、初等、高等、普通教育、大学及び専門教育、師範学校、視学教育、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度について審議するものとされた。日本がさらに帝国主義的な発展を遂げるには、天皇制国家に忠実な臣民と強い兵士の養成を必要とし、そのために教育全般に検討を加える必要があるとし、教育政策に関する明らかな軍部の指導介入がみられる。

この会議は1913（大正2）年設置の教育調査会よりも一段と有力な内閣直属の諮問・調査・建議の機関とされ、「上論」によって公布されている。つまり、内閣が更迭した場合にも、この会議によって決議されたことはあくまでもこれを尊重し、次の内

閣もその内容を実行する責任をもつこととなった。また、保守官僚、軍閥の代表、教育官僚代表によって構成された。第一回会議において寺内首相は、「国民教育の要点は特性を涵養し、知識を啓発し、身体を強健に以て護国の精神に富める忠良なる臣民を育成する」と演説を行った。国民教育は知育、徳育、体育の三領域から構成され、教育の目的は「護国の精神に富める忠良なる臣民を育成する」とし、それを支える基礎となるのは身体の強健さであるとしたのである。特に、1917（大正6）年の「兵式体操二関スル建議」では、その後の学校体育における教練重視の方向が決定づけられ、1925（大正14）年の「陸軍現役将校学校配属令」への布石となった点において、非常に重要な建議であったといえる。この会議の審議決定によって、学校体育は軍事教練の新体制が一段と強化され、大正期後半における学校体育の方向性となって軍事教練体制の確立がなされた。

このような社会状況にあって、新教育はそれ以上の拡がりをみせることはなく天皇制教育の枠組みのなかへと統合されてゆくこととなる。体育の重要性が叫ばれ、国民の体位改善が急務とされる中、体育は拡がりをみせているかのようにみえた。しかし、ある体育教員は「・・・世の中の人にはなかなか利口ですから、時勢が体育といふ事に向って動いて来た事を知った以上、表面この気運に反対したり、没交渉で無能だと笑われる様な愚鈍な校長や、青年団の主事といふものはなかなか見あたりません。・・・けれども、それ等を以て体育熱が盛んになったと考へたら大間違ひです。」⁴ と、実際の体育は社会に浸透していない現状を指摘している。

このように、日露戦争以降、臨時教育会議の設置等により学校体育の軍国主義化傾向は強まる一方であった。そこで起こったのが、軍事教育反対運動である。中等学校以上の学生の中に拡がった学生運動のなか、1925（大正14）年「陸軍現役将校学校配属令」が公布された。軍事教育の目的は国民体育の発達、国民道徳の涵養、国民精神の統一にあるとした政府見解に対しても、学生団体は抗議を行い、軍事教育に対する反対運動は一時期全国的に拡がりをみせるが、1925（大正14）年の治安維持法制定などの国家統制強化によってその運動の収束を迎えた。

時代は昭和になり、1927（昭和2）年に起こった金融恐慌によって日本の資本主義は大きく揺らいだ。打開策として、アジアへの帝国主義的進出を目指す国家政策が本格的に進められるようになると、学校体育の戦時統制化はさらに強まった。1931（昭和6）年には満州事変が勃発、日本は戦時体制へと突入してゆく。文部省では教育体

制を整備し確立することで労働者や農民、市民の動きを統制しようとした。その中で、「これによって思想の悪化を防ぎ得」と思想善導の手段として体育の奨励が大きく取り上げられた⁵。1941（昭和 16）年には国民学校令及同施行規則が公布され、小学校は国民学校と改められた。これによって、体操科は体練科と名称が変更され、翌昭和 17 年の国民学校体練科教授要目では「体練科ニ於テハ身体ヲ鍛錬シ精神ヲ鍊磨シテ潤達剛健ナル心身ヲ育成シ、献身奉公ノ実践力ニ培ヒ、皇国民トシテ必要ナル基礎的能力ヲ鍊磨育成ニカムベシ。」という教授方針が示された。体育の目的が「皇国民鍊成」として明示されたのである。

このような歴史的展開をふまえた上で、戦前の学校体育に求められたものを考察すると、やはり「国家に有用な人材の育成」と「思想善導」ということがいえる。戦時体制の中で体育は精神修養を目的として行われるべきという言説が多数を占めるようになり、体育思想は展開した⁶。

入江は、日本ファシズム体育思想の展開過程を次のように区分する⁷。まず、大正中期から満州事変までを「ファシズム体育思想への移行期」と規定し、「思想的には自由体育の思想と実践が挫折、変容していく過程であり、それと平行して優勝劣敗の国際的現実に勝利を得るために、資本主義的文明に毒された社会の改造と、その実現のための新国民を行的、体験的教育によって養成すべきであるとするファシズム体育理念が台頭する」と特徴づける。また、思想的困難を体育によって救済すべきという思想善導論の登場も指摘した。

また、第 2 段階を満州事変から日中戦争の開始までの時期を「ファシズム体育政策がさらなる展開を遂げる時期」として規定する。そしてこの時期を、ナチス・ドイツの国家社会主義体育思想を摂取しながら、権力への意志の充足手段、あるいは闘争欲と意志の表現媒体に体育の存在論的根拠を求めるさまざまな意志的体育論や民族主義体育論が標榜する時期であるが、「ファシズム体育の思想的確立に向けて混迷の状態が続く」と指摘する。

第 3 段階は、日中戦争から太平洋戦争までである。学校体操指導要目の改正に続く国民学校体練科の制度化に伴い体育の超国家主義がさらに浸透し、総力戦体制に即応した体力の国家的再編と管理とが、国民の全階層に実施され、「思想としては知行合一、心身一如論的な体育論のみならず、反機械文明主義、反資本主義を理念とする民族主義体育論、さらには国体主義、日本精神主義的な体育論や堪能論、そしてそれらを理

論的に構造化しようとする体育哲学などがみられ、この段階をもって、「ファシズム体育思想の確立期」として特徴づける。

総括すると、戦前の体育は、大正デモクラシー期新教育の影響を受け一時的に自由体育論が展開され、学生運動等を通して軍事教育反対運動も高まりをみせるが、天皇制教育の枠組みの中で一貫して国家主義的体育論が貫かれたといえる。

このように、当初体位改善を第一の目的として行われた学校体育は、大正期の国家主義的体育から昭和初期にかけての軍国主義的体育へと転換してゆく。体育に求められるものも、時勢の変化に伴って体位改善から「皇国民錬成」のための思想善導という精神主義的なものへ変化していった。

第2項 体操教員養成機関と養成制度 - 体操教員のイメージ -

中等教員養成制度の中においても、体操教員養成に関しては特に、教員としての採用基準緩和や特例が用いられることが多かった。学制発布以降始まった体操科の教育であったが、兵式体操の重視や軍隊式指導との関連によりその教育内容は希薄なものとなり、また技術偏重に傾きすぎたこともあってなかなか発展をみななかった。教員に関しても、「教員検定ニ関スル規定」には第7条第2号に「第五条第一号乃至第五号ニ該当スル者ニシテ卒業生ノ教員無試験検定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立学校ニ入り三学年以上在学シテ卒業シタル者。但シ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ノ卒業生ニ限リテ八四箇年以上トス」という規定があったが、体操科においてこの許可学校に当たる学校は1918(大正7)年4月1日大日本武徳会武術専門学校が「撃剣及柔術」について無試験検定を許可されるまで存在しなかった。

体操教員養成機関としては、体操伝習所(以下「伝習所」と略す)が、1878(明治11)年に設立されることとなった。その設立の目的は、日本に適する体育法を研究することと、それを指導することができる体操教師を養成することであった。1885(明治18)年には東京師範学校付属となって、翌1886(明治19)年4月には廃止されたが、その間には普通体操の構成や兵式体操の研究、体操科専門教師の養成等の業績をあげた。廃止されるまでの9年間に、8回の卒業生を出し235人の教員を輩出した。これらの卒業生は各府県に配属されたため、明治19年頃には伝習所出身者のいない府県はほ

とどなかつた。

官立の体操科教員養成課程として、この伝習所廃止の年に東京師範学校に体操専修科が設置された。修業年限は10ヶ月であり、師範学校の体操教員養成を目的とした。さらに、この課程に入学できるものの基準として、「陸軍歩兵下士又八陸軍歩兵上等兵ノ常備現役ヲ離レ1箇年以内ノ者」という規定がされ、体操科の他教科とは違った独特の面を強調し、後述するように体育の指導者は教育者としての教職的教養をもたなくとも務まるという印象を一般に与えることとなった。しかし、体操専修科が廃止されたことによって体操教員養成は途絶え、再び設置される1899（明治32）年まで10年以上にわたって公立の養成機関は存在しないこととなった。この後、体操教員の軍人出身者への依存は長い間続くこととなり、体操教員のイメージを形成するにあたって大きな影響を与えたものと考えられる。

1900（明治33）年には教員免許令を受けて「教員検定に関する規程」で体操科は普通体操と兵式体操の2部に分けられ、第5条の無試験検定受検者資格規定の但し書きにおいて士官・下士官が「文部大臣ノ指定シタル官立学校ノ卒業生及選科修了生」と同等に扱われることとなった⁸。中等教員養成の官立機関である高等師範学校の教育課程と下士官の教育内容には大きな差があり、下士官には教職教養の取得も不必要とされたため、初等学校段階程度の学力と教職教養の無い状態の体操教員が輩出されたことが体育の教科内容の貧困をもたらしたであろうことは想像に難くない。

この間に、高等女学校令によって女子も「普通若シクハ遊戯」の体操科が必修となったが、前述の養成機関に女子は入学することができず、東京女子体操学校が1902（明治35）年に設立されるまで体操を専門とする女性教員は存在しなかった。詳細は後節に譲ることとするが、翌1903（明治36）年に日本体育会体操学校女子部と女子高等師範学校国語体操専修科が設置されたことで女性体操教員養成は次第に盛んになっていった。

明治期後半になると、体操教員の質的改善を目指した規程改正が行われたが、それによって体操教員という存在の全体像に大きな変化は見られなかった。「肉体労働者」というイメージの強い体操教員は、教養面の不足を各所から指摘されていた。「従来の体育は・・・科学的知識の必要などは想像だにする者が無かった。為に体操を受持つ教師は学校中で一番頭の悪い、思想の洗練されていない者と相場が決まっていた。・・・それが為に体操は益々馬鹿にされ、体育は無用の事であると見離されていた」⁹ とい

うような言説は、当時一般的であった。

中等教員養成機関の卒業者と比して学力の水準が低く教職教養の欠如した陸軍下士官が無試験検定によって体操教員として輩出されたことがその一因として挙げられるが、1907（明治40）年には中等教員の質的改善を意図した文部省の「教員検定二関スル規程」の改正が行われる。そこでは、中学校や高等女学校の卒業をもって受験資格とし、最低受験資格者の底上げが意図されていたとみることができる¹⁰。

各種体操教員養成機関の教科課程についても1906（明治39）年には東京高等師範学校修身体操兼修科が文科兼修体操専修科として4年制になる等、より体操実技以外に重点を置いたものとなっていた。しかし、この当時体操教員の大多数を輩出していた日本体育会体操学校は依然として修業年限2年であり、教育学や教授法を学科として拡充はしたものの、体操の技術中心の教育課程に変化はなかった。

このように体操科の教員の資質を高めるための方策が取られていったが、大正期に入ると中等教育機関における慢性的な教員不足が続いたことにより教員免許取得の基準が緩和されることとなる。大正期における体操教員の養成は、官立では東京高等師範学校、東京女子高等師範学校の2校、私立では日本体育会体操学校、東京女子体操音楽学校、二階堂体操塾、中京高等女学校等で行われた。他の中等教員養成機関と同様に、官公立の養成機関による養成は規模が小さく、ほとんどの体操教員は私立の養成機関から輩出されることとなった。また、このような状況にあっては、拡大し続ける中等教育に対応することは不可能であった。

さらに、先述したように、1917（大正6）年に臨時教育会議が国家主義体制の立て直しを目的として設置されたが、この会議の果たした役割として最も注目されるのが同年に提出した「兵式体操に関する建議」である。これは、当時綱紀の緩んでいた普通教育を兵式体操によって振興し、あわせて軍事思想を普及徹底させようとしたものだった。さらに、この学校における軍事訓練は、軍備縮小と在営年限の短縮によって国防力の低下が懸念される時勢にあって、これを補足補充し増強させようという意図も読み取れる。

これによって、1925（大正14）年には現役将校の学校配属制度が定められることとなった。この現役将校の配属は、それ以前までに軍人経験者が体操教員採用に際して優遇され多数配属されていたこともあり、将校のもとで手足となって働く軍人経験者の体操教員という図式を形成した。

1924(大正13)年の調査によれば、公私立学校の体操教員2306人中約半数が陸海軍の出身者であり、それらの教員のうち体操科の教員免許を有する有資格教員は20%に満たなかったことが報告されている¹¹。それが、「軍人の教師などはシッカリ遣る積りではあらうけれども軍隊と学校との異なる所などに気が付かず、又其活用の才がないので、或は無理にやらうとしたり或は一寸やって出来ないものだから学校程度の教練は斯んなものかなどと思って自暴自棄して居るといいうやうな事を見るやうである。」というやうな指摘をされる状況につながったものと考えられる。

1923(大正14)年には、「軍事教育に直面せる体育教師の態度」¹²として「此の学校体育史上の変革に直面せる従来の所謂る体操教師は如何なる態度を以て此れに臨むべきか」が提案されている。この中では、軍事教育実施について「教育の理想から観ては反対である」との前置きがなされている。兵式教練の実施によって最も影響を受けるのは中等学校であり、体操の時間が削減されることは遺憾であるとする。さらに、徳育涵養には体操よりもスポーツの方がその効果を発揮すると言う。しかし、それを理想としながらも、実際論としては軍事教育を認めている。その中で、「現今体育に従事してをる教官中陸軍の予後備将校を除いて高等官待遇の地位を占むる者は暁天の星を見るよりも少ない」とし、従来 of 体育教員と将校の関係について述べられている。ここでは、位階にとらわれず原則として従来 of 体育教師が体育科の主任を行うことが望ましいが、配属将校に教育的知識があり体育促進の見識があるのであればその限りではないとしている。

また、同年6月の「体育と競技」では、大谷武一が配属将校に学校教練を学生・生徒に対してどのように指導すべきかを示している¹³。そこでは、従来 of 軍人経験者が生徒を兵卒のように扱い、教練の成果を十分にあげることができないことを指摘し、学校教練の目的と実施上の注意等が述べられる。

体操教員の地位は、このような背景もあって教職教養に欠けた人材が多く教員として採用されたため、常に低くとどめられた。「従来体育教師の質に於て兎角の批評がありとすれば、非研究的であることと、非常識であるといふ2点であったと思ふ。・・・徒らに時間潰しをするのが体育教官だと見る者もあり、見られる者が割合に多いのが現状ではあるまいか」¹⁴、「同じ中学校の教員でも体操の教員と云へば程度が低い様に思はれている。私はこれには従来 of 体操教師が大いに責任があると思ふ。・・・随分多くの仕事を課せられて待遇が一番悪い」¹⁵、「体育教師に対して支払われて居る世

間の物質的乃至精神的の待遇は一体どうでしょう。・・・世間一般の当事者達が体育教師に対する態度には、表面は如何ともあれ、根本的には極めて冷淡であります。体育の教師はそれが体操であれ、銃剣道であれ教育界に於て極めて冷遇酷使されているのは事実」¹⁶ というような言説がしばしばみられるようになる。

その様な社会的評価を得るに至った原因として資格制度の問題があるが、体操教員自体の資質としても、「中等教員検定試験出願者中習字、図書、体操、音楽、手工の如き、技芸教員出願者には殆んど国語の素養なき者多く、甚しきは試験願書に記載する自己の姓名すら、完全に認め得ざるものありし」¹⁷、「体操教員は従来世間から賤しまれて居た、最も体操教員の中には人格が甚だ低い人が多いのである、...又校長は倫理とか国語とかの一科目の教員免許状を有して居る若年の教員に体育を研究することを奨めて体操教員としたならば、体操教員の品位も高められ且つ其当人の為めにも善いであらうと思ふ。」¹⁸ 等の指摘がなされている。第1章第1節第1項では「坊っちゃん」中の記述から中等教員の社会的地位をみたが、同小説中には中学校で会議が行われる際の席順について「体操の教師だけはいつも席末に謙遜すると云う話だ。」¹⁹ との記述がある。

さらに昭和期に入って以降も、雑誌には体育を指導する者の悩みとして「然るに世人は体育行者を目して直ちに謂ふ『体操教員』『筋肉労働者』と。・・・かく暴言を吐く者こそ体育に目覚め得ぬ錯誤者たるを哀れむものであるが、流石にこのさげすみの言葉をさげすみとのみ憤怒慨嘆の中にききつつる訳にはゆかない。私共は静に私共の姿を再び見つめる要がありますまいか。」²⁰ という言葉がある。また、昭和5年発行の『学校体育論』で藤村トヨは次のように述べている。

「従来は一般に体育を軽んじ、恰も体育教師は体育界の労働者の如き状態に取扱はれたると只技術の教師として取扱はれて、若い元気のと時の仕事と考へたるために老後廢物視せられたる時の心配から此科に志す人の中には頭腦のよき人が少なかった。・・・又体操教師といふ名体操教師の自信を弱くさせた、即ち全体育に対して只技術の教師として認めらる傾向であるのみならず其体操の教師が又殆ど技術の教師として安んじて居るの状態である。」²¹

そのため、今後の体操教員養成は技術のみではなく一般体育に必要な諸科学の研究

を行い、体育を原理的に指導できる教員の養成が必要であるとする。さらに、「体操教師」という名を「体育教師」と改めることは教員自身の責任が高まるのと同時に体操教員の地位向上につながるとしている。このように、戦間期を通じて、当時の体操教員の社会的地位は他教科の教員と比べても相当低いものであったと思われる。

体操教員養成は、1878（明治11）年に体操伝習所で始まったが、わずか9年間で伝習所は廃止された。東京高等師範学校に体操専修科が設置されたが、それも一時的なものであり、10年以上もの間官立の体操教員養成機関が存在しないこととなった。そこに体育教師が検定制によって登用される道が開かれる背景があった。その後制度の改廃によって無試験検定の指定校や許可校は増加したが、問題は体育教師養成制度の促進にあるよりも、検定制によって体育教師を確保しようとした文教政策の貧困であり、そこに基本的な矛盾があった。

さらに、軍人経験者の優遇や大正末の現役将校配属によって教員としての素養に欠ける体操教員が多数輩出されるに至り、国民の学校体育に対する印象や体操教員のイメージが形成されることとなった。さらにそのイメージも影響し、戦前を通して体操教員の社会的地位と評価は低くとどめられたと言える。

第2節 女性体操教員養成機関

第1項 良妻賢母と女子体育

戦前の女子教育は「良妻賢母主義」であったと言われる。その中で、女子体育にはどのような期待がもたれていたのだろうか。その考察をするにあたって、まず「良妻賢母とは何だったのか」という問いがうまれる。「良妻賢母」についての考察は、当時の社会や国家にとって女性がどのような存在だったのかという考察と重なり、つまり時代や社会背景に伴ってこの「良妻賢母」の内実も変化するものであるということがいえる。

近代以降、国家にとって有用かつ重要な存在となった女性は、良妻賢母思想によって、妻・母としての存在意義以外の価値を付与されることとなった。常に「家の中」の存在だった女性は、家事や育児に従事することによって国家への貢献が可能であるとされ、国民としての地位を手に入れた。これは、女性が国家の一部として取り込まれる過程でもあるが、女性の地位向上にあたって重要な意味をもっていたことは間違いない。

女性を国民として教化するには、まず近代教育のための場が必要であった。女子教育の振興のためには、従来の女性に対する価値観を構成しなおす作業が求められた。しかし、やがて家庭に入る女性には教育など必要ないという考えが根強かった学制初期にあって、女子を小学校に就学させるには様々な問題があった。

女子児童の就学率を向上させるためにはまず、教育を受けることの意味と価値を近代教育を受けていない親たちに理解させること、子どもを学校に行かせることのできない経済的な問題を解決すること、そして国家に対する女性の役割を価値として確立することが必要であった。

女子教育観は、社会情勢の変化に伴ってその形を変えていった。明治初期には、鹿鳴館時代を中心として一部の上流階級の子女に教育が広まった。やがて明治後期になると、初等教育における就学率²²は、実際はともかく数字の上では向上し、基礎的な学力を有する層が増加した。女子に教育は必要ないという考えは根強く残っていたが、日清・日露戦争後には都市部に進出する新中産階級の増加に伴って、その階層に見合った知的水準の学力をもった女性が必要とされるようになる。さらに、景気の悪化に

よる家計の圧迫を改善するために就業に抵抗のあった中産階級以上の女性も社会に進出するようになり、社会的にも認められるようになっていった。その結果、それまで産業を支えていた女工たちとは違った階層として「職業婦人」と呼ばれる知的専門性を必要とする職業に就く女性が増加することとなる。そのような状況の中、女子高等・中等教育が発展していったことは、すでに前章で述べた。

明治以降の女子教育は、様々な批判を受けながらも一貫して「良妻賢母主義」であったことが先行研究でも指摘されている。

では、良妻賢母主義教育の中で女子体育に期待されたものは一体何だったのだろうか。端的には、「社会や国家の要求する女性の育成」と言うことができる。第一次世界大戦から第二次世界大戦へと向かう情勢の中にあって、女性の健康は「質の良い」国民の養成と直結する重要な問題であった。初期の良妻賢母思想においては、最も重要視されたのは母役割であり、健康な子供、つまりは健康な国民を産むことのできる健康な女性が必要とされた。欧米諸国と比較して貧弱な日本国民の体位改善は、急速な近代化を進める国家にとって重要な問題であった。

そして、日清戦争に始まる戦争の衝撃は、国内における女子教育観の再編をもたらした。当時、鹿鳴館期の開放的な「欧化」的女子教育観の反動から、日清戦争以前までは婦人運動の大部分が退歩し、明治20年代には多くの女子教育指導者から女子教育の修正的意見が述べられるようになっていた。

政治的にも、1890（明治23）年の「集会及政社法」によって、婦人が政治演説を行うこと、またそれを聞くこと、そして結社に加入することも禁止された。また、衆議院規則でも女子の傍聴が禁止された²³。温良で、男性に従属する女子を「良妻賢母」とし、「家のため」に働くことに価値をみいだす女性を形成することが女子教育に求められた。女性を家庭にしばりつけ、夫に従属させることが第一に考えられた理由としては、大きく二つがあげられる。その理由は、経済的なものと軍事的なものである。経済的な理由としてあげられるのが、製糸業や織物業に従事する女工の存在である。彼女たちは、あらゆる工業の中心として働いていたが、賃金は非常に低く抑えられていた。そして、その賃金は父兄か夫によって管理され、女性自身は一文も自由にすることはできない。ここで女子に開放的な教育が施され、独立の精神が発達したならば、このような習慣は廃れてしまう。

また、日本の女工の大部分は零細な農家の子女であるから、彼女たちが賃金を自由

に使うようになれば、日本資本主義の土台を支えている零細農家が立ちゆかなくなってしまうことが目にみえている。また、安い賃金で働くことに疑問を抱くようになれば、基礎の弱い日本の繊維産業の破綻が危惧されることになってしまう。そのため、日本の女性を温良で、父兄や夫に従属的な存在にしておく必要があり、家のために働く精神を保つことが考えられた。

そして軍事的な目的とは、戦時下にあっても「忠実に家を守り、夫や子を戦争に出してやってもくいることなく、よく負担にたえる女性をつくる」ことであった²⁴。

この様な目的の下に抑え込まれた明治20年代の女子教育であったが、日清戦争などの経験を経て総力戦体制における女性の重要性が認識され、戦争に備えた準備と覚悟が必要とされる中、従来の良妻賢母教育の不十分性が自覚されることとなる。

日清戦争によって欧米列強と肩を並べるまでになった日本で、男性の活動が世界水準に達しても女性の側の活動が伴わなければ近代化の妨げになるという考えがおこった。女性を家庭にしばりつけ男性に従属的な存在として教育していたものを、家事・育児以外の家庭の外で発揮される能力開発の必要性が自覚されたことにより、新しい女子教育論や良妻賢母思想が形成されていった。このことによって、家庭内に限定されていた女性の規範を、それ以外の場所にまで拡大することが必要となった。ここで重要なのは、決して女性の地位が向上し権利が認められたわけではなく、軍事的必要性や国家発展のために女子教育が拡大したということである。しかし、個人の自主性を喚起し女性の積極性が要請されたことによって、国家のもとでの男女対等論が語られるようになった。

1895（明治28）年頃からあらわれ始めた女子教育論には、国家志向的なものが多くみられる。特に、細川の「国力と女子教育の関係」²⁵ では、諸外国の国力と女子教育の関係を考察し、女子教育の振興が社会の繁栄と国力の増強に大きな影響力をもつことを論理的に解明しようとした。

その後も様々な女子教育論が展開されることとなるが、「良妻賢母は、一つの思想によりどころを求めるのではなく、ナショナリズムの台頭を背景に、儒教的なものを土台にしながら、民衆の女性像の規制を受けつつ、西欧の女性像を屈折して吸収した産物 - 歴史的複合体 - とみなしうる。」²⁶ との深谷の指摘のような良妻賢母像が、日清戦争後の明治30年代に形成された。

さらに、中等教育を受けるだけの経済的基盤が、中産階級の増加と共に民衆の中に

形成されたということも指摘できる。近代学校制度が始まった当初は、中等教育を受けることは女性にとって必ずしもよい結果をもたらさなかった。前述したように、よほどの理由がない限り、中等教育に進むことはなかったと言える。しかし、急速な近代化の中で女性だけが取り残された状態は、近代諸国と肩を並べようとする日本にとって理想的とは言えなかった。新中産階級と呼ばれる階層が都市部を中心に形成され、女性にもその階層にふさわしい教養が求められるようになっていた。

その中で、女子体育に要求されたものは、女性の体位改善であった。虚弱な日本女性を示す言説として、大谷武一の『女子の体育』冒頭では、防空演習に参加する日本女性を憂うドイツ人女性の言葉が取り上げられている²⁷。昭和初期、第二次世界大戦を視野に入れる時期にあっても、日本女性の「虚弱さ」は改善すべき問題のままであった。女性の体位改善が重視されたのは、それが直接的に子どもの健康に影響すると考えられたからである。子どもとはつまり、将来的な国民であり兵士である。欧米と比較して「国民の質」の面で日本が劣るのは、母親の生活状態の悪さと体力的な虚弱さに由来するものであり、「質の良い」国民育成には女性の体位改善・体力向上が必要であると考えられるようになった。

また、明治末期から大正期にかけては男性の代替労働者としての役割が女性にも求められるようになった時代である。女子教育の発達で知識による内助や国民的自覚をもたらした、それが国家の富強に結びつくという理論から、女性たちには従来とは異なった「積極的な良妻」としての役割が与えられた。従来男性に從属的なだけの女性ではなく、国家総動員体制へと向かう中であって、母・妻としての役割に限定された女性たちにも国民としての新たな役割が生まれた。

特にこの時期は職業婦人の増加した時代であり、中産階級以上の女性が職に就くことを非難するような言説は減少傾向に向かう²⁸。日清戦争を契機とした産業化の進展や第三次産業の拡大、そして一転し物価の急騰や世界恐慌による生活難などの要因が重なったことが、職業婦人増加の理由のひとつであるが、このことは従来女性像を問い直すきっかけとなったといえる。

そして、これらのできごとに伴って、女性が自らの能力を国家に向けて発揮しようとしたとき、そのやる気をうむ源として体力が位置づけられたことによって、女子体育はより重要なものとして認識され始めた。

これらの言説をふまえ「女子と体育」²⁹ 中の記述から良妻賢母を意識した女子体育

観をみてみると、まず女性の母役割と健康の関係が指摘されている。育児そのものが母親の健康を強度に要求するほか、母の健康は子どもの発育の良否に甚大な影響を及ぼすとされ、その理由として、母は自身の健康の尺度から子どもの被服や体育運動奨励の判断を行うため、母親が健康であればその子どもも自然と薄着になって運動を積極的に行うようになり、結果として健康になるという理論が展開される。

一方、妻役割からの視点としては、主婦が健康に立ち働くことによって明るい家庭を築くことができ、それは結果として主人の仕事の能率に重大な関係をもつため、家庭の主婦の健康は非常に重要であるとされ、健康の保持増進の手段として女子体育が推奨される。

しかし、女子体育振興で一番の問題となったのが、「女性らしさ」と「体育運動」の両立の困難さであった³⁰。大谷は、「女子の体育運動は、どこまでも女性の性質を出来るだけ伸ばし、温良にして貞節な日本婦人を養成するのがその使命であり...」と、運動は女性らしさとは対立しないと、「殊に女子にスポーツをやらせると言動が粗暴になるとか、行儀が悪くなるとかいはれてをりますが、これなど全く取扱いの罪なのであります。」と、女子体育が女性らしさを損なうのは運動の取り入れ方に問題があると主張する³¹。

大石は身体的作業が女性の内的存在を破壊し、女性としての特性を失って男性化するというような認識は誤っていると、女子体育の必要性を主張した³²。身体的作業をすることによって多くの人格的陶冶が可能であり、それによって「作業能を高め、身体的精神的障碍に打ち勝つべく努力することによって自己を実現し、同時に自己肯定に導き、更に女子の使命を実践するための意志力を涵養する」とし、「真の女らしさは女性の本性の中に深く存し決して身体的活動によって失はれるものではない」と主張した。

「私共はどこまでも日本的に女らしく有り度い。快活にして温雅であり(ママ)度い。婦人としての日本的美風はどこまでも守って行き度い」³³というような女性体育家たちの主張も多くみられた。

そして、大正後期は女子体育の適性に関してかなり留意された時期であり、1926(大正15)年3月の訓令第3号「体育運動に関する件」の中では「女子の体育運動に関しては特にその精神的並に身体的特徴に適合せる運動の種目及実施方法を選定し且運動時の態度服装等に注意すること」と、医学的立場から女子体育が考察されている。一

方、民間ではこの大正15年に専門学校として初めて日本女子体育専門学校が創設されるなど、女子に対する体育教育が本格化し始める。

また、女子体育振興に際してもうひとつの問題となったのが、「弱々しさ」や「不健康さ」を女性の美しさであると捉えるような従来の価値観であった。思想的な影響によって女性の体位が低く抑えられていることに言及したのは浅井である。浅井は、従来の女性観を以下のように指摘している。

「平安朝に育ちて、江戸社会のルツボに完成した女性のデッサンは、生活の規範として女大学に一切が服従した結果、女子の身体的方面に如何に影響していったかは論ずるにたならぬ。女子の温順美德観は一層非活動的になり、犠牲忍従の没個性的、ユートピアに盲目的に幽閉せしめられてしまった爾来女子体位の退嬰は実証すべきものを有しないとしてもあながち独断的な推論ではあるまい・・・運動精神全てが一般社会の道德とは決して全部規範を一にしていない。殊に女性の道德は室内に成長したものであり、体育は天日のもとに発生し、成長したものであるが故に特に相反する場合が多いのである」³⁴

さらに、女子体育振興のためには従来の価値観を否定し、健康的な美しさを新しい価値として認めることが必要とされるようになった。「長い間の歴史的社會思想や社會制度、乃至は家庭生活の因襲様式は、遂に女子の外形的方面のみならず、精神方面にも非常なる悪結果を齎した。依頼心を増長せしめ意志を薄弱にし、国体的精神の活動を阻害し、加ふるに個性の発動、向上を希ふ精神までも極度に萎縮せしめ、一方身体の均整なる發育を阻止して外形の美を失はしめ、延いて身体的能力を著しく低下せしめた」³⁵と指摘されるように、旧来の女性観は女性の姿勢や体格を悪くさせた。

永井道明も、「体育上より観たる美人」として美人と身体の関係について述べている。

「身体が調和して発達して居らねば美しい着物も無駄であります。又紅、白粉を以て飾るには皮膚が良くなければなりませんそれは身体が健康で血液の循環がよくなければ得られない事であります。・・・裸体美人は全身がよく発達せねば駄目で、・・・心の美人は心身一致の関係から円満なる心は円満なる体から」³⁶

上述のように、身体健康が女性の美しさにつながるとした。女性の体力向上は、女性に対する社会意識の転換を含んだ問題であったといえる。

また、女子体育が発展しないのは女性体操教師の資質の問題であるとする言説もあった。吉田は「一体、女の先生方が体操の時間になれば、興へられた天職かの如くに、行進遊戯を以て終始するのが間違っている。どの先生もどの先生も、女の先生たるものは、体操の時間には行進遊戯を授く可きだと考えている」と指摘し、広く体育全般の指導を行わない女性体操教員の実態を示した上で、女子体育の重要性が説かれていながら実際が伴わないのは「女の先生方が悪いからである」とする³⁷。大谷も同様に、女子中等学校における体操科について、複数の指導者がいる学校では少なくとも1人は女性体操教員がいるが、どこの学校においても男性教員が体操を受け持ち、女性教員は行進遊戯を担当している点について指摘し、それが原因で女子体育が発展しないとしている³⁸。さらに東京女高師の教授であった佐々木は、女高師の入学試験で課された数種目の運動の様子をみて、女学校における体育に真剣さが足りないのではないかと述べている³⁹。

このように、一部の女性体育家を中心に研究が進められ女子体育の振興が図られたが、その成果が女子教育全体に広がるには至らず、国家に貢献し得る強い丈夫な身体をつくるという目標はなかなか達成されなかった。

日本が総力戦体制に向かう中で、女性に対する価値観の変容によって新たな内実をもった「良妻賢母」像には、妻・母としての役割だけではない新たな役割をもった女性が想定⁴⁰され、その実現のために女子体育は女性の体位改善と体力向上という課題をもっていた。近代体育を全体として推進したのは国家主義的動機であり、女性に求められる役割が多様化する中、女子体育に期待されるものは拡大していった。このようにして展開した戦前の女子体育であるが、入江が指摘するように、女子体育軽視に対する批判やその改善、振興が叫ばれたのは「決して人間としての身体性の解放を志向するものではなく、あくまでも女性の等質化(=臣民化)の一環」⁴¹であったと言えるだろう。

女性体操指導者養成機関も複数設置され、女子体育の研究は進められたが、第二次世界大戦を目前にした時期にあっても女性の体位改善という課題は依然残されており、当時の女子体育が女性の体力向上にどの程度の影響力をもったのかという点について疑問は残る。

しかし、戦争を背景とした国家的意図があったとはいえ、女子体育の振興は女性を取り巻く価値観の変化と密接に関わっており、そこに女子体育の果たした役割が見いだせるのではないだろうか。

第2項 女性体操教員養成機関 - 女性にとっての体操教員という職業 -

前節では、戦前における体操教員養成機関と体操教師のイメージがどのようなものであったのかを考察した。では、女性体操教員の養成はどのように行われ、女性にとって体操教員という職業はどのような魅力をもっていたのだろうか。

まず、女性体操教員に求められたものは、女子体育の振興を促すことであった。「女子の身体は女子でなければわからないものであるから、女子の指導には必然的に女子が要求される」というような論理が一般的であった。

大谷は、欧米の女子体育は女性指導者が中心となって動かしている点にふれ、「体操や遊競技の実行中に表現されるこの女らしさ、しなやかさの生成は、女流指導者にのみ期待し得るところのものである。されば、この事実は、当然、原則的には、女子の体育は、女子に依って指導されなければならない」とし、女流体育家は女性としては謙虚でありつつも体育家としては「女子の体育は吾等の手で」という信念をもつようとしている⁴²。

他の体育家が女性教員養成を求めたのも多くは大谷と同様の理由であった。伊澤は「或る意味に於て女子を真に理解するものは女子である。故に女子を教育するものは女子であり度い」とし、「女子中等教育によりては入学の当初より卒業までの五カ年に於て、子供から徐々に心身共に伸びて立派な一人前の婦人となるの時である。此の大切な女子の生涯を決定する変調期にある身体を男子のみに任せるといふ事は、女子体育家として、無責任の観なきにあらず」と女性体操教師の果たす役割の重要性を指摘する⁴³。

また、「月に1回、3、4日乃至5、6日の休養を取らねばならぬやうな女子を、体育の指導者として挙げることは少々議論の種ではあるが、女子体育振興の為めには余儀ないこと」と断った上で、「女は同性のものだけであれば随分思い切った、体育に身を入れるが、若し其の中に異性が1人でも這入ると、其の元気の半分くらいは羞

恥の為に滅殺される」ため、女子の指導者が必要であるとする者もいた⁴⁴。

このように、女性体操教員は女子体育振興のために必要とされたと言える。

すでにふれたように、戦間期の体操教員養成は無試験検定の指定校・許可校とされた私立学校と試験検定、そして軍人の採用によって支えられていた。女子の体操教員養成も、1911（明治44）年3月に東京女高師国語体操専修科が廃止されて以降、官立の養成機関は存在せず国による直接養成は休止状態となった。大正期に女性体操教員養成機関として存在したのは、日本体育会体操学校女子部、東京女子体操音楽学校、二階堂体操塾（大正15年に日本女子体育専門学校に昇格）等であった。

そのため、女子の体操教員養成は女子高等師範学校における直接養成による道が無くなり、検定試験によって有資格教員を輩出する方法だけが残った。検定試験合格者は非常に少なく、明治期においてはわずかに27名（日本体育会体操学校女子部12名、東京女子体操音楽学校7名、その他8名）、大正10年度まででは29名（日本体育会体操学校女子部12名、東京女子体操音楽学校6名、その他11名）であり、女子の中等教育機関からの有資格体操教員に対する需要を満たすことは難しかった⁴⁵。

このような状況では、女性体操教員は必然的に不足することとなる。そのため、1921（大正10）年には免許資格の緩和が行われ、一定の学歴を有し中等教育学校と同等以上の学校において5年以上の教授経験がある優秀な者は、無試験検定を受検することが可能となった。体操教員の水準の低さに伴い、1900（明治33）年の教員免許令以降は免許状の授与規程が厳しく改正されてきたが、このような緩和政策が取られた背景には慢性的な教員不足の深刻化を読み取ることができる。

また、1924（大正13）年には「文部省体操教員養成講習会修了者（当該学科成績優等ノ者ニ限ル）」も無試験検定によって教員免許状が授与されることとなった。そして同年9月13日には「教員免許ニ関スル規程」第7条第2号が改正され、専門学校と同じ3年課程以上の学校でなければ無試験検定許可校とならなかったものが、体操科に関しては2年制の学校でも許可を受けることができるようになった⁴⁶。その規程改正により東京女子体操音楽学校が1925（大正14）年に第1号としてその恩恵を受けている。

女性体操教員という存在の社会的評価の低さを背景として、明治後期の体操科教員養成においては兼修をすることにより体操科以外の教員となる事も可能な方法が取られていた。女高師国語体操専修科は体操と国語を、日本体育会体操学校では体操の他に他校で他科、東京女子体操音楽学校では体操と音楽に加えて数学の兼修が可能であ

った⁴⁷。言い換えれば、就職をする際の不利とさえなりうるのが体操教員であり、それ以外の選択肢を複数用意しなければ、女性体操教員養成学校も学生の確保をすることが難しかったとすることができる。

第1章で、戦前の女性教員に無資格の者が多かったことはすでに指摘した。これは体操科においても同様で、明治期には女性体操教員の多くが無資格教員であった。それは、女性体操教員養成機関が設置されて以降、無試験検定を認められた学校が東京女高師国語体操専修科のみだったからである。私立の体操教員養成学校を卒業した者は、教員免許検定試験に合格しなければ有資格の体操教員になることができなかった。1911(明治44)年には東京女高師国語体操専修科が廃止されており、以降はしばらくの間検定試験でしか有資格教員となることはできなかった⁴⁸。

男性の体操教員については、1903(明治36)年に日本体育会体操学校が無試験検定の指定校となっており、東京高師が明治から大正にかけて文科兼修体操専修科、体操専修科、体育科と名称を変えつつ体操教員を養成するのと平行して多数の有資格体操教員を輩出していた。しかし、東京高師の学科課程が教養重視で行われたのに対し、その他の養成学校では依然技術を中心とした教育が行われていた。体操教員養成制度の質的向上は先送りとなり、社会的評価は依然低いというような状況が続いた。

では、このように社会的評価の低かった体操教員という職業は、男性と比してさらなる差別構造の中にいた当時の女性にとってどのようなものであったのだろうか。また、このように決して恵まれたとは言えない体操の周囲の環境にあって、女学生たちはなぜ体操教員を志すに至ったのだろうか。

掛水⁴⁹ の行った音体卒業者へのアンケート調査によると、世間の女性体育教員に対する評価はどのようなものであったかという質問に対する回答は、評価が「高いものだった」とする回答と「低いものだった」とする回答がほぼ同数であり、回答者によって様々な感じ方があったという結論が出されている。一方で、回答者自身は女性体操教員を高く評価する傾向にあり、体操教員という職に誇りをもって満足して務めていたことがわかる。このような結果から、「女子であること、体育教師であることから多くの困難さを抱えていると思われる戦前の女子体育教師自身は、あまり、そう感じることなく教育に専念していた」と結論づけられている。

では、なぜこのような結果になったのであろうか。井口あくりや藤村トヨをはじめとする多くの女性体育家がそうであったように、体操教員を目指した女性たちも体操

に意義と価値を見出し、教職に就いたと考えられる。

井口あくりは、1893（明治23）年に女高師の前身である高等師範学校女子部に入学する。その後首位の成績で卒業した井口は、1892（明治25）年師範付属学校に勤務する。その後東京を離れるが、1899（明治32）年に文部省から体育研究のためにアメリカ留学を命じられている。その経緯については明らかでないが、「男性的武士的気風」をもち女高師でも抜群の成績であったという点も留学を任命された一因であると考えられる⁵⁰。5年間の欧米への留学の後、瑞典体操を持ち帰り、1904（明治37）年には文部省の体操遊戯取調委員となった。

高橋忠次郎に次いで音体の校長となった藤村トヨは、学問好きな母親の影響もあり子どもの頃から勉学一筋の人生を送っていた。幼少時には恵まれた体格であったとされる藤村だが、あまりに勉学に力を入れたことが原因で健康を害し、強度の神経衰弱に陥ってゆくこととなった。1893（明治26）年には東京女高師の本試験を受けたが合格できず、県立師範学校に入学したものの、体調の悪化により退学した。1899（明治32）年には再び女高師の入学試験を受けて理科に合格した。しかし、病弱であった藤村は2年時には一時休学を命じられ、また3年時には半年の寿命という校医の診断により退学勧告を受けるまでに至った。帰郷後、母の親戚の寺に静養することになったが、1902（明治35）年に全県運動会が催されることになり、寺のある村の小学校から東京で学んだ新しい体操やダンスの指導を依頼された。このことが、その後の藤村を体育の道へと進ませる要因となった。2、3ヶ月の指導の間に藤村は健康を回復し、運動会も成功に終わった。そのため、母と共に体育の必要性を実感するようになり、1903（明治36）年に体操科教員検定を受けた。学科には合格したが実技で失格し、翌1904（明治37）年に実技を受け直して合格した。この当時、有資格の女性体操教員は、藤村以前に数名を数えるのみだった⁵¹。

二階堂体操塾を設立した二階堂トクヨは、1900（明治33）年に東京女高師文科に合格した。師範学校時代から体操嫌いであった二階堂は、女高師においても「大に欠課や見学を企て常に何とか口実を設けて体操場に出ざらん事を之努めた」⁵²とあるが、その結果勉強に偏って神経衰弱にかかった。しかし、7科の卒業証書（教育、倫理、体操、国語、地理、歴史、漢文）を授与され、卒業の1904（明治37）年3月には金沢市の県立第一高女に就職することとなった。赴任した二階堂に割り当てられたのは、国文と体操であった。その時の心境を、二階堂は次のように述べる。

「体操科などを教へる事は恥辱だ、苟くも文科専門の卒業生としてあんなつまらない下らない、馬鹿らしい体操なんかを受け持つのは大恥辱なり、学友に対しても世間に対しても面目を失ふと妙な意地をもっていました。・・・そして悶えました悲しみました憤りました、いくらわたしがつまらない者だって、苟も文科の卒業生をつかまへてもものもあらふに、体操の教師なんかになり下がらせるとはあんまりだ、こんな者にならふとて私は苦学したのでは無かった」⁵³

このように、社会的評価の低い体操教員になることを二階堂は非常に嫌がった。しかし、体操科を受け持って1ヶ月程すると、健康が回復し快活になり長い間患った神経衰弱が改善し、このことによって、二階堂は体操科の道を歩むこととなった。その後海外に留学すると、「何時の世でも女らしい体操家が女子の世界では勝利を占めねばなりません」として女子体育の振興の一役を担った。

彼女たちは、「体操」の「教員」であり、「女性」であった。前章でもふれたように、教職は近代学校制度の中であって学制以来必ずしも威厳をもてるものではなく、ある種の劣等感を抱かせられる職業になっていた。また、その中であってさらに低い賃金で労働に従事したのが女性教員である。そして、「体操教員」は教職の中にあっても、最も地位の低いものであった。「女体操教師よ、気ちがひよ、後指指す世のそしりも人の笑も何のその、只一心不乱に汗を流す事になりました」⁵⁴ という二階堂の言葉や、「当時は女子の体操の先生は、お転婆か低能で他の学科を修業する能力のないものだと下視された時代であったので、子供の時から最も好きな数学、理科の研究を断念したのは容易でなかった」という藤村の言葉が、当時体操教員を目指した女性の苦勞を想像させる。さらに二階堂は、「女体操教師の人生に対する覚悟」⁵⁵ として「兎に角女体操教師の晩年は、人にうしろ指指さるる事無いやうに目出度あらねばなりません、実は若くて働いている時でさへ、満足なる人の数にも入れられぬ女体操教師の末路は、此順で行けば云はずと知れた不遇、のたれ死せねばなりません」という言葉を残している。体操教員を目指す女性はごくわずかであり、女性体育家の不足は女子体育振興のために改善しなければならない事案としてしばしば問題視された⁵⁶。しかし、二階堂の指摘するような覚悟を必要としたのが女性体操教員であり、志願者が少なかったのも自明である。

そのように社会的評価の低い女性体操教員であったが、中等教員という職業は、女性が自立することのできる数少ない職のひとつであったことにはすでにふれた。

「同年代の女性のうち、高等教育を受けるものが千名に2人か3人にすぎなかった大正期に、高等教育修了の『学歴』は、その所有者が、第一に特定の社会階層、いいかえれば特定の身分集団に所属していること、第二に女専に入学し卒業する学力(知的能力)をもっていること、第三に、万一の場合に備えての職業資格と、『家』制度を支える『良妻賢母』たるにふさわしい身分文化、すなわち広い教養と『婦徳』を備えていることをあらわすものであった。」⁵⁷

上記のように指摘されるように、高等教育を受けることは女性にとっても一種のステータスだったのである。

そして、女子体育の周辺で女性観は大きく変化をしていったということも前項で指摘した。女性が社会の中で認められる過程に、体育は深い関わりをもっていたということが出来る。旧来の女性観によって、養成の始まった初期においては必ずしも歓迎されなかった女性体操教員であったが、当事者である女性たちにとっては、自立の手段として、また国民としての自己を実感できる職業として意味のあるものだったのでなかっただろうか。そして、藤村や二階堂のように知識偏重の中で虚弱になった者が、体操によって健康を取り戻し、やがて体育の道に進むということもあった。旧来の女性観や体育観は、そう簡単に覆すことのできるものではなかったということであろう。

一部の女性たちにとって、体操教員という職業はやりがいのある仕事であり、中等教員として経済的な自立も可能だったことから非常に価値のあるものであったと考えられる。それは、女子体育を牽引した女性体育家たちの言説からも明らかである。しかし、女性観の転換に関わる女子体育を振興することは、女性体操教員にとっても容易なことではなく、様々な批判を受けることにつながった。そのため、女性体操教員の数はずいぶん増加しなかった。そのような批判の中にあっても体操科の教員を志した一部の女性は、行進遊戯を担当するのみという偏った傾向をみせつつも、それぞれの意義を見出していったと考えられる。

-
- 1 寺田(1906),pp.21-25.
 - 2 木村(1964), p.75.
 - 3 同上,p76.
 - 4 岡部(1923)
 - 5 玉城(1956),p.137.
 - 6 大谷武一の例がよくあげられるように、当時の体育指導者の多くは国家主義的体育から軍国主義的体育の強化が図られた時代の中で、先導的立場を取った。
 - 7 入江(1986), pp.35-37.
 - 8 明治 33 年 6 月の「教員検定ニ関スル規定」では、第 5 条で「左ニ掲クル者八体操ニ関シ前項第一条に準スルコトヲ得」として以下の 4 項目該当者に無試験検定が認められた。
 - 1) 陸軍歩兵科士官
 - 2) 元陸軍教導団歩兵科卒業生
 - 3) 陸軍歩兵科下士官任官後満四年以上現役ニ服シタル者
 - 4) 私立日本体育会体操学校本科優等卒業生
 - 9 小瀬(1934)
 - 10 検定試験の受験資格はそれまで明記されていなかったが、この改正により第 6 条に以下の受験資格が示された。(明治 34 年第 6 条削除により、この条項に受験資格を挿入)
 - 1) 中学校ヲ卒業シタル者
 - 2) 修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者
 - 3) 専門学校入学者検定規定ニ依ル試験検定ニ合格シタル者
 - 4) 専門学校入学者検定規定第八条第一号ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者
 - 5) 小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者
 - 6) 明治四十二年二月以前ニ於テ教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状ヲ有スル者
 - 11 安藤(1977)
 - 12 野口(1925)
 - 13 大谷(1925)
 - 14 野口(1925)
 - 15 元原(1925)
 - 16 岡部(1923)
 - 17 教育時論(1907)中等技芸教員試験.通号 806,p.37.
 - 18 高島(1906),pp.5-7.
 - 19 夏目(1987),p314.
 - 20 稲村(1935)
 - 21 藤村(1934),pp371-372.
 - 22 文部省(1971),pp.19-20.
 - 23 玉城(1956),p.43.
 - 24 同上,pp.45-48.
 - 25 「女子教育の盛なる国に在りては女子の交際男子と大差なきを以て、其見聞も亦広く其思想は自然国家の休戚に関し、公同心に富むことを得べく、愛国心を有することを得へし。之に反して女子教育の振はさるる国に於ては、女子は家庭の外絶て交際なく、従ひて見聞狭く思想の及ぶ所は一家一郷に止まり、公同心乏く愛国心なきか如しなれば、国民の半数は有れとも無きか如く、且男子の国事に従事する者に対し牽制する所あるも、之を奨励することは殆ど無かるへし。即其半数の人は却て半数の人の力を減却する者となるへし」(細川,p5)
 - 26 深谷(1990),p.145
 - 27 大谷(1938)
 - 28 元々、女性労働者はかなりの数を数えていた。製糸業・織物業に代表される繊維産業は、

ほとんどが女子労働者によって支えられていたといつてよい。明治 27 年頃には、女工の数は男工の数より数十万人多く、約 24 万人があらゆる部門の工業に従事していた。これらの女工は零細な農民の子女であつて、低賃金で過酷な労働を強いられた。

一方で、中産階級以上の子女が職に就くことは一般的とは言えず、「職業婦人」という言葉も第一次世界大戦後になってあらわれたものである。この言葉が指す女子労働者の範囲は明確ではないが、女工等を含まない教師や電話交換手といった職業に就く者を指す言葉であつた。(岩下 1969,を参照)

29 大谷(1938)

30 女子体育が発展しない理由として、古屋はその経験から 6 つの理由をあげている。

- 1) 女子の体育は真の体育ではなく娯楽程度のものであること、
- 2) 女子は嫉妬心が強いいため運動の優れた生徒も遠慮して練習しないこと、
- 3) 過去の女子運動家が女らしさを忘れて男子か女子か識別のできないような有様であつたこと、
- 4) 女子の運動服装が女子としての特質を考慮しておらず女らしさを欠いたこと、
- 5) 男性教師が月経時の対応に不得手なこと、

6)

体育の必要性を生徒自身が認識しないこと。(古屋 1929 ,pp.93-96.)

31 大谷(1938)

32 大石(1925)

33 伊澤(1935)

34 浅井(1934)

35 小瀬(1934),p.69.

36 永井(1913),pp.312-318.

37 吉田(1937)

38 大谷武一(1934),pp.4-5.

39 佐々木等(1937)

40 大正期以降の「新しい女性像」に関しては、木村涼子(1989)を参照。

41 入江(1986),p32.

42 大谷(1934),pp.2-6.

43 伊澤(1935)

44 木下(1922),pp.53-55.

45 中村(1985),p.9.

46 「二 第五条第一号乃至第八号ニ該当スル者ニシテ卒業者ノ教員無試験検定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立学校ニ入り三箇年以上在学シテ卒業シタル者。但シ体操科ヲ修ムル者ニ在リテハ二箇年以上トシ修業年限四箇年ノ高等女学校、高等女学校実科若ハ実科高等女学校ノ卒業者並第五条第三号ニ該当スル者及第四号中修業年限四箇年ノ高等女学校卒業者ニ準スヘキ者ニ在リテハ家事、裁縫、体操、手芸ノ一科目又ハ数科目ヲ修ムル場合ノ外四箇年以上トス」(第 7 条 2 号)

47 日本体育会体操学校の授業は午後 2 時からであり、「午後の授業なるを以て他の学校と兼修する事を得べし」(学校法人日本体育会 1973,p398.)と兼修が勧められた。また、音体も授業は午後からで、明治 37 年の段階では生徒募集の公告に女子高等数学院での兼修が可能であることが記述されている(学校法人藤村学園 2002,p18)。

48 大正期における有資格の女性体操教員は、女高師もしくは第 6 臨教の卒業者を指すと言ってもよく、体操科教員免許状の女子取得者の約 95%を占めた。(掛水 1986,p.17.)

49 掛水(1995)

50 上沼(1968),pp.51-55.

51 女性初の試験検定合格者は藤村トヨとされてきたが、藤村が体操科教員免許状を取得する前年の 1903(明治 36)年に音体 1 期卒業の小林糸つが合格している。その他には、同年に 2 人の女子取得者が存在する可能性がある。(掛水 1984,p.7.)

⁵² 二階堂(1917),p10.

⁵³ 同上,p.15-16.

⁵⁴ 同上,p.19

⁵⁵ 二階堂(1957),pp677-683.

⁵⁶ 「女子の体育界はかなり寂しい。文検を受験する女子でも年々数名に過ぎない。従って本試験を受ける資格を得る人も、本年は一名あったが無事さへあるくらいである。こんなことで女子体育界はよいのであろうか」(二宮 1934,p10-11.)

「本年の体操受験者は200人を突破していたが其の中女子受験者は僅かに数名に過ぎなかった。どの科目でも女子の少ないのは当然であるが体操科のやうではないと思はれる」(戸倉 1938,p52.)

⁵⁷ 天野正子(1986),pp.54-55.

第3章 東京女子体操音楽学校における体操教員養成

第1節 東京女子体操音楽学校の設立

第1項 設立の経緯と目的

初期における女性体操教員養成は、1902（明治35）年に設置された東京女子体操学校にはじまり、続いて翌36年に設置された女子高等師範学校国語体操専修科、日本体操学校女子部の3校で行われた。

唯一の官立養成機関であった東京女高師であるが、置かれたのは教員の不足時に特別の必要がある場合に設置される2年課程の専修科であり、4期88人の卒業生を出し1911（明治44）年に廃止された。その後は、1903（明治36）年に同東京女高師内に設置された第六臨時教員養成所が、1914（大正3）年の規則改正によって修業年限3年の家事科第一部卒業時に体操の教員免許状が取得できるようになるまで官立の養成機関は存在しなかった。大正7年の規則改正では、家事科は裁縫家事科と体操家事科のふたつに分けられ、体操家事科では修業年限が1年短縮されて2年となった。1926（大正15）年には、修業年限は再び3年となる。在学生在が卒業すると新たに入学生を受け入れ、1920（大正9）年29人、11年29人、13年30人、15年31人が大正期に、昭和に入ると4年に27人、7年に27人、10年に28人、13年に30人が卒業した。第六臨時教員養成所は1938（昭和13）年全期で252人の卒業生を出したのち廃止されたが、前年の1937（昭和12）年には東京女高師に体育科が設置された¹。

音体は、官立の体操教員養成機関である女子高等師範学校国語体操専修科が設立される前年の1902（明治35）年5月に、女子体操教員養成機関としては初めて設置された。設立当初の校名は東京女子体操学校であった。1895（明治28）年には高等女学校規定によって「普通若シクハ遊戯」の体操科が必修となっていたが、音体の設立までは女子が入学できる体操教員養成学校は無く、体操を専門とする女性教員は存在しなかった。音体設立の翌36年には、高等女学校教授要目によって「体操ハナルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムベシ」との方針が示され、女性体操教員の需要は高まってゆくこととなる。

音体設立の経緯であるが、この設立には母体となった日本遊戯調査会の創設と活動

に高橋忠次郎が関わっていたことが大きな意味をもっていた。この調査会は明治 26 年に創設され、高橋が中心となって日本遊戯の調査やそれまでに出版されていた遊戯に関連する書籍の調査、小学校における遊戯の実験調査等を行っていた。しかし、その活動は軌道に乗らず、金銭面の問題等により高橋は会を離れなければならなかった。その後高橋は 1897 (明治 30) 年には香川県尋常師範学校に体操科助教兼書記として着任し、遊戯研究を続けていた。1899 (明治 32) 年に日本体育会体操練習所に教師として招聘され上京し、翌 33 年には坪井玄道の後任として女子高等師範学校の体操科教師となるが、このことによって社会的信用を得た高橋は、女子体育に関する研究を「女子体操八須ラク楽器ヲ使用シテ興味ヲ副フベキ」との考えに基づいて進めていった。その後明治 34 年に日本遊戯調査会の活動を再開し「各種学校並に家庭に於て行ふ遊戯の調査研究を為し、以て斯道完全の発達を期する」ことが調査会の目的とされた。

この頃、女子体育はその重要性が認識され始め、1895 (明治 28) 年の高等女学校規程で体操科が必修となった。しかし、前章でも述べたように、女子が入学可能な体操教員養成機関は存在していなかったため、女性体操教員は他教科の教員が代用として用いられるか、外国人教師のみであった。そのような状況の中で、女子の事を真に理解できるのは女子のみであるとして、次第に女性体操教員の必要性が認識されるようになっていった。しかし、旧来の女性観によって女子体育の振興もままならない状況では、女性体操教員養成学校を設立しても学生が集まらないだろうことは容易に予測できた。女性体操教員養成機関の設立を計画した高橋だったが、当初は時期尚早であるとして賛同者を得られなかった。しかし、高橋はその反対を押し切り、体操と唱歌を結びつけた学校として音体を設立するに至った。

設立前に懸念された経営難の予測はその通りとなり、音体は 1902 (明治 35) 年の設立から 1922 (大正 11) 年に至るまでの間に 11 回の転居を繰り返すこととなった。

以上のように、音体設立には高橋忠次郎の果たした役割が非常に大きかった。

音体設立の目的は、女子師範学校、高等女学校、女子小学校の体操教員を養成することであった。設立母体である日本遊戯調査会発行の機関誌『遊戯雑誌』には、生徒募集の特別広告が掲載されており、東京女子体操学校と併記して東京女子唱歌学校の名前がある。しかし、この時点では東京女子唱歌学校は設立願いも提出されておらず、東京女子体操音楽学校という校名に改称されるのは 1902 (明治 35) 年 11 月のことである。唱歌学校が併設され「体操音楽学校」となったことは、創始者である高橋が日

本遊戯調査会での研究を始め、体育の面で唱歌遊戯を重視していたことの影響が大きい。高橋自身も、東京体操伝習所² で体操を学んだ際に東京唱歌専門学校で兼修していたと思われる。このことによる普通体操と唱歌遊戯の重視³ はやがて藤村トヨにも受けつがれ、スウェーデン体操が体操の主流となって以降も音体の特色となる。

女性体操教員養成機関の先駆けとして設立された音体は、思うように学生が集まらず苦しい経営状態が続く中であっても体操教員を全国に輩出し続けたが、高橋がアメリカへ行って以降、経営難により東京府から閉鎖命令が出された。以後音体は、再興のために1908(明治41)年に校長となった藤村トヨを中心として、女子体育発展の一役を担ってゆくこととなる。

第2項 教育課程

女性体操教員養成機関が設置された当初、音体の他には東京女子高等師範学校国語体操専修科と日本体育会体操学校女子部の2校が女性体操教員の養成を行った。これら3校の教育課程の比較は、すでに掛水が行っている⁴。修業年限に違いはあったもののこれら3校で行われた教育に大きな差はなく、特に設立の初期においてはそれぞれの学校で兼務する教員も多かったとされる⁵。

では、女性体操教員養成機関における教育内容は、男性体操教員のそれと比較してどのような差があったのだろうか。中等教員は、1900(明治33)年の教員免許令によって「教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立学校ノ卒業者」と「教員検定ニ合格」した者に有資格教員としての免許状が授与されることとなった。これまですでに述べてきたように、中等教員の供給は主に教員検定によるもので、体操科に関しても同様であった⁶。その中でも、明治期における体操教員免許取得者の6割以上を占めたのが日本体育会体操学校(以下「日体」と略す)の卒業者である。男性体操教員の養成は、高師の文科兼修体操専修科と日体が中心となって行っていたと言えるだろう。

東京高師では、1906(明治39)年1月に文科兼修体操専修科を開設した。修業年限は3年であったが、それまでの体操教員の教養不足に対する批判を受けて、それまでの体操専修科よりも教養面に重きを置いた教育課程となった。履修科目は「第一学年 二八倫理・国語・漢文・英語・体操」、次の学年からは「倫理・教育・体操・整理衛生

を主要科目」として、兼修科目としては「本科国語漢文部ト同一程度ノ国語・漢文・本科英語部ト同一程度ノ英語、本科地理歴史部ト同一程度ノ地理・歴史ノ三種ノ中一種」であった。さらに同年12月には、修業年限は3年から4年へと1年延長された。

しかし、1913（大正2）年には、体操科の教材に「撃剣及柔術」が加わったことを受けて修学年限が再び3年となり、体操専修科として「体操」「柔道」「剣道」それぞれを主とする者の3部に分けられた。文科兼修体操専修科では、教養を重視するあまり体操科の独自性の教育が忘れられがちであったが、この体操専修科では教育課程の中に「体育理論」が加えられ、教養科目としても「国語及漢文」と「英語」が必修科目として残された。

2年後の1915（大正4）年には「特科トシテ体育科ヲ置ク」として、修業年限が文科・理科と同じ4年に延長された。学科は「修身、教育学、体操教練及競技、柔道、剣道、体育理論、解剖生理衛生及救急療法、心理学及論理学、国語及漢文、英語、歴史トシテ体操教練及競技、柔道剣道ハ其一ヲ主トセシム。但シ随意科目トシテ英語ヲ課ス」とされた⁷。1921（大正10）年2月には、体育科は本科とされた。

さらに、1932（昭和7）年には「東京高等学校規則」の改訂によって体育科の教育課程は大きく変更された⁸。このように、東京高師における体操教員養成は、それまでの体操教員の教養不足に対する批判を受けて、教養面を重視した高い教育内容であったことがわかる。

では、日体における教員養成の教育課程はどのようなものであっただろうか。日体は、1900（明治33）年の「教員検定ニ関スル規定」第5条で成績優秀者に対して体操科の無試験検定の受検資格が認められている。「体育専門ノ学術学科ヲ教授シテ体操教員ヲ養成スル」ことを目的とし、修業年限1年の本科と6ヶ月の別科が設けられた。入学資格は、本科では小学校本科教員有資格者、陸軍歩兵科で教導団卒業者や下士官4年勤務の者、本科別科卒業生、中学校3年修了者などを無試験入学者とした。本科の学科は「倫理、教育学、物理化学、生理衛生付救急療法、普通体操ニ関スル学科、兵式体操ニ関スル学科、普通体操、遊戯法、兵式体操、兵式教練、射撃、銃剣術、唱歌」とし、「遊泳術、漕艇術、剣術」は随意科目とされた⁹。

1908（明治41）年の「教員検定ニ関スル規定」では、前年の改正で示された教職教養重視の姿勢が引き継がれた形で残り、「試験ハ受験人出願ノ学科目ニ就キ其ノ教員タラムトスル学校ノ学科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準トシ教育ノ大意及教授法ヲ

併せて之ヲ行フモノトス」と定められた。この「教育ノ大意」とは、当該科目の知識のみではなく、教育学の知識を必要としたものである¹⁰。そのため、日体では1909(明治42)年4月に「日本体育会体操学校規則」¹¹を改正した。その学科は、倫理、国語、教育、解剖生理衛生及救急療法、普通体操に関する学科、普通体操、遊戯、唱歌である。教育学と教授法を拡充し¹²、それまで1年半であった修業年限を2年に延長し、入学資格の引き上げを行った。この入学資格引き上げによって、高等科の入学資格を中学校および師範学校卒業程度としたことにより、同年の高等科の入学者はひとりもおらず、1911(明治44)年には卒業生がなかった¹³。これに対応して、高等科入学資格は翌1910(明治43)年に変更され、下士官出身者と現職小学校教員にとって有利なものとなった。

音体の体操科と音楽科合併後の本科の学科過程は、1905(明治38)年7月の時点で、倫理、教育、国語、家政、生理、体操理論、音楽理論、和声学、体操、音楽であった¹⁴。この当時は修業年限が6ヶ月であったが、1909(明治42)年に本科が第一部となり修業年限も1年に延長された。ここでの学科は、倫理、教育、生理、国語、家政、体育原理、音楽理論、英語、体操、遊戯で、英語は随意科目とされ、入学資格は、第一部が女学校卒業証明書所有者、第二部が高等小学校卒業生及女学校2年修業者とされた。

その後、1919(大正8)年には学則の改正により修業年限が2年に延長され、夜学部を設置して学力と体力の面で耐えうる者には兼修を許可し、1年で卒業を可能にした。また、体操教員志願者に対する貸費性の規則も作られている。1925(大正14)年には中等教員無試験検定願を申請して受理されているが、その際の添付書類によれば、学科は、体操科本科倫において倫理、教育、生理、物理化学、体操、遊戯、水泳、英語、マッサージとなっている¹⁵。

同時期の女性体操教員養成機関の学科課程としては、1923(大正12)年の日本体育会体操学校女子部の学術科課程が修身、国語、教育、生理、体育原理、体操、唱歌となっている¹⁶。

このように各学校における体操科教員養成の教育課程をみると、東京高師における教育が群を抜いて高い水準であったことが分かる。それは、それまでの体操教員の社会的評価の低さと批判に対するためのものだったが、高師における体操教員養成の水準が高くとも、その他の学校における教育課程は各学校においてほぼ同じ水準であり、特に教養面に関しては高師と比較できる様な内容ではなかった。

女性体操教員の養成機関としても、1922(大正11)年に設立された二階堂体操塾が、1926(大正15)年には日本女子体育専門学校として昇格している。しかし、音体は1943(昭和18)年に東京女子体育専門学校となるまで、専門学校昇格申請を行っていない。その理由としては、1925(大正14)年に文部省中等教員無試験検定の許可校に指定されたことが大きいと思われる。藤村は音体での教育に対する信念と自信をもっていた。通常の学科よりも修業年限を1年短くし、短縮した分の年限を少数に対する塾的教育にあてることによって、十分な教育効果を発揮することができるという考えであった。その教育方針を継続するには、専門学校と同等の社会的な評価が必要であったが、規程の緩和による無試験検定許可は、その意味で非常に重要な価値をもっていた。

また、1921(大正11)年の段階では、それまでに輩出された私立学校出身の女性体操教員のうち、日本体育会体操学校女子部卒業者の約90%、音体卒業者の約99%が「無資格」教員であったことが明らかにされている¹⁷。前述のように体操科の無試験検定許可校基準が緩和されたのは1925(大正14)年であるから、それ以前は官立の東京高女に併設された第六臨教の卒業生以外は試験検定に合格しなければ「有資格」教員になることはできなかった。しかし、検定試験はその合格者数からもわかるように非常に難関であり、狭き門となっていた。二宮文右衛門は「体操科文検本試のあとを顧みて」¹⁸で試験の難しさにふれている。「試験官らは徒らに問題を難関のものとする気持はない。本試の実際問題でも非常に困難な問題を出さうとも考へないし、また出しても居ない」としながら、「実際でも其範囲がかなり広い、一々之に熟練すると云ふことはなみたいていではない。…充分専門家としての資格があると云ふやうになるにはどれだけの苦心を重ねなければならぬかと思ふごとに受験者には同情に堪へないのである」としている。またこの中で「女子の体育界はかなり寂しい。文検を受験する女子でも年々数名に過ぎない」とも述べている。

音体の教育課程は、東京高師と比較するとその水準が低く感じられる。特に女性教員養成の始まった明治末期においては、音体の教育は私塾的なものであり、学生数も10人前後と非常に少なかった。しかし、大正期に入ると修業年限の延長等により教育課程はほぼ同時期に開校した女高師国語体操専修科や日体女子部と同等の内容となり、男性体操教員の大部分を輩出していた日体ともそれほど変わりのないものになっていった。しかし、音体が設置された当初の修業年限は6ヶ月であり、1909(明治42)年には第一部、第二部共に1年に延長されたものの、その時すでに東京高師では修業年

限3年から4年の教育を行っており、体操教員養成課程には男女間で大きな格差があったとすることができるだろう。

第3項 生徒数の変遷と卒業生の進路

数々の体育家が体操を普及させる事に苦勞した時代、当然体操だけではなく体操教師の評価も低いものであり、教員養成学校では生徒を確保する事も簡単ではなかった。では、音体における入学者はどのような人々であり、卒業後はどのような進路を選んだのだろうか。

藤村学園 100年のあゆみから音体の生徒数をみると、1902(明治35)年の第1期生は定員75名に対して15人であった。同年第2期にはさらに減って4人となり、生徒数は伸び悩んでいた。当時校長であった高橋忠次郎の不在中に学校の経営は悪化し、1908(明治41)年2月、音体は東京府から閉鎖命令を受けた。同年3月には学校再興のために藤村トヨが校長として委任されるが、それ以降生徒数は10人以下の年が続くこととなる¹⁹。これは、学校再興のために改正された学則によって、第一部の修業年限が1年に延長されたこと、さらには入学資格に尋常小学校准教員の資格をもつ者、修業年限4年以上の高等女学校卒業者の他にさらに女子師範学校、師範学校女子部の卒業生が加えられ、入学資格の基準が上がったことも理由のひとつとして考えられる。

翌1909(明治42)年3月の藤村による2度目の規則改正は、入学者が減ったことに対する反省なのか、入学資格を緩和している。しかし、1912(明治45)年まで第一部、第二部共に生徒数5人前後の年が続く。大正に入ると生徒数は次第に増加し始めたが、1919(大正8)年の学則改正では修業年限が2年に延長されたにも関わらずさらに生徒数は増加傾向を示した。これは、夜学部を設けて兼修することによって1年での卒業が可能であったことと、体操教員を志願する者に対する貸費制を設けたこと、さらには中等教育の拡大に伴う学校数と教員需要の増加とが大きかったのではないかと考えられる。1923(大正12)年には卒業生が77人にまで増加し、音体の経営は大正後期には軌道に乗ったとすることができるだろう。

同時期の日本体育会体操学校の卒業生数をみると²⁰、音体が低迷していた明治末

から大正中期には、同様に学生数が少なく卒業生は毎年 20 人から 30 人程度である。これは、1909（明治 42）年の学則改正で高等科の入学資格が引き上げられたことが原因であったと考えられるが、翌年の入学資格の緩和以降も定員を下回る入学者数であった。卒業生の不足は、1921（大正 10）年の時点で「求人申し込みが 7 倍にも達したこと、報酬も初任で 100 円相当と好条件だったこと」²¹ から明らかである。音体の卒業生数が増加した時期とほぼ期を一にして、日体の卒業生数も 1923（大正 12）年の学則改正で女子部と男子部が合併されて以降大正 13 年には 50 人、翌 14 年 92 人、15 年には 123 人と一気に増加している²²。

大正後期における音体と日体の生徒数増加の最大の理由は一体何であったのだろうか。日体の入学者数激増については、「最近文運の隆昌に伴ひ、新設校が激増したので、高等科卒業生は全国から採用申込多く、採用奪合の状態だったと云ふ。世の中には就職難もあるのに、この状況は実に皮肉だ」²³ というように伝えられ、それ以降も多くの体操教員を輩出し続けることとなる。音体の場合には貸費制の影響も大きかったと考えられるが、貸費を受けられる生徒数の上限や、実際に貸費を受けた生徒がどの程度いたのかを明らかにする資料を見つけることができなかつた。しかし、この頃には 1922（大正 11）年に開塾した修業年限 1 年の二階堂体操塾が 4 年間で 472 人という多数の卒業生を輩出しており²⁴、女性体操教員需要の高まりを知ることができる。女性体操教員に対する社会的評価も、女子体育の拡充と女性教員の増加に伴って何らかの変化が起こっていたのではないかと思われる。

また、給与についてしてみると、1906（明治 39）年の学生募集の為の学校案内には「女子教育社会に体育を尊重するに至りしより頓に体操教師の需要を増して文部省の検定試験に合格したるものは 30 円以上の月俸にて歓迎せられ、たとえ文部省の検定なきものも中学程度の女学校を卒業し、多少体操の心得あるものは 20 円乃至 30 円以上の月俸にて採用されつつあり。…東京女子体操音楽学校は已に 6 回の卒業生を出し、何れも府下及び地方有数の高等女学校に聘傭されつつあり」²⁵ とある。卒業生が教員として就職した場合、月給 30 円程度が標準であった。1908（明治 41）年の「女子の新職業」²⁶ によれば、東京高女卒業生の教員としての平均給与が 35 円以上とあり、女子美術学校の卒業生は地方高等女学校において 20 円以上 30 円以内の俸給との記述がある。このことからみても、大正期に体操教員需要が高まる以前から、音体卒業生は他教科と大きな給与差もなく中等教員になることができたといえるだろう。音体が

1925（大正 14）年に無試験検定申請した際の添付文書の学則の最後には「初任給 70 円以上」との記述もあり²⁷、中等教員の給与が 1920（大正 9）年から翌年にかけて急上昇したものの大正後期以後には 100 円前後で再び一定の水準で安定していたことや、1918（大正 7）年の高等文官試験合格者の初任給が 70 円とされていたことを比較すると²⁸、音体を卒業した体操教員の待遇はかなり良かったと考えられる。

1908（明治 41）年の学則改正以前は、音体における就業年限は 6 ヶ月であり、同時期に開校した東京女高師国語体操専修科が 2 年、日本体操学校女子部が 1 年であったのに対して非常に短期の養成であった。そのため、1903（明治 36）年 3 月の高等女学校教授要目で体操はなるべく女性教員が当たることとされてから、特にその初期において音体の輩出した卒業生は重要な役割を果たしたと言えるだろう。

1907（明治 40）年までの卒業生の就職状況は、全卒業生 337 人中公私立高等女学校への就職者が 60 人、高等・尋常小学校への就職者が 73 人と、これらの進路で全体のおよそ 3 分の 1 を占めている。半数以上に就職先の記載がなく、結婚した者や就職しない者も多かったのではないかと考えられるため、この時期の音体卒業生の主な就職は初等教員又は中等教員であった。その後、1925（大正 14）年の体操科中等教員無試験検定許可願中の卒業生概況では 1924（大正 13）年 3 月までの卒業生の進路が示された。そこでは、卒業生 702 人中高等女学校に就職した者が 216 人、小学校は 6 人となっている。1907（明治 40）年までと比較しても、中等教員養成が定着したことがわかる。なお、結婚した者や家庭に入った者は 368 人であり、全体の半数近くが就職していなかった²⁹。

このことは、一体どのような意味をもつのだろうか。女子高等教育の拡大した時期において、職業資格が学歴資格へと転化していった過程はすでに指摘されるところである。「中等教員資格は卒業後の入植の手段であると同時に職業資格によってアクレディライトされた学校の学歴を表示し、自身の能力を示すものであった」と佐々木(1996)が指摘するように、一定の知識水準を必要とする職業には指定された段階の学校卒業という資格が必要とされるようになり、それによって得られる職業資格は本来の機能だけではなく、所有者の能力を示すようになっていった。それによって、次第に職業資格が学歴資格へと転化していった。女子の高等教育志向によって、多くの女子高等教育機関では職業資格取得ができることが重視された。そのため、資格取得につながらない学科や学校は伸び悩むこととなる。

しかし、前項でもふれたように 1922(大正 11)年の段階では音体卒業者の 99%は体操科の中等教員免許を取得していない。取得しようにも検定試験は非常に難関であり、また、音体の卒業者は免許を取得せずとも就職に困ることはなかった。音体に限ったことではないが、1925(大正 14)年の中等教員無試験検定許可校の認可がされるまで、女性体操教員が有資格の教員となることはほとんどできなかつたと言することができる。それでも音体卒業という学歴は、教員免許を取得することはできなくとも中等教育段階の体操教員になるための職業資格として十分な力を有していたのであろう。

第2節 音体における教員養成の歴史的意義

第1項 音体が目指した教師像

戦前における音体の目指した教師像とはつまり、藤村トヨの目指した教師像と言ってもよいだろう。藤村についての人物研究は、すでに十分な成果が出されていると考えられるので、本項においてはそれらを参考に藤村がどのような思想のもとに体操科教員養成を行ったのかを明らかにする³⁰。

藤村は、女子を男子より一段劣るものとして捉えていた。また、「今日の女子教育は新思想とか女子の向上発達に走りすぎ、女子の虚栄心をあおって巧言令色を助長し」ており、女子を教育するにあたっては、賢い女子よりも巧言令色のない女子をつくること、すなわち、多弁とともに巧言令色を制し得る人格を育成することを主眼としていた。この多弁と巧言令色を抑制する教育法として、三黙堂や黙学、参禅を取り入れた。

藤村は、大正初期に曹洞禅を教育に取り入れている。その結果として、生徒は健康で勤勉で真面目になったとする。参禅による効果も複数挙げられ、藤村にとって宗教が教育の手段として意味のあるものであったことがわかる。この教育について藤村が「キリスト教を信ずるものはキリスト教でよろしいが、私の学校では日本の国体を考える上から、又私の信ずる処から、日本仏教中、禅宗の内の曹洞宗を生徒の心身の修養の一助として、信仰し修養致しております。」と述べたように、学生の宗教の自由は認めつつも、「宗教の上位概念としての日本の国体」というものを意識していたことがわかる。この時代、多くの教育家や体育家がそうであったように、藤村も国家主義の一端を担っていたと言えるだろう。さらに、参禅による効果として「服従心に富み柔順になること」、「言葉が少なく声が低くなること」といったものがあげられている。これは、近代女子教育が目的とした、国家の一員としての良妻賢母の育成と何ら変わらない構造を有している。

藤村は、体操伝習所から続く普通体操を、音体の創始者である高橋忠次郎を通じて坪井玄道から学んだことと、自身が普通体操によって虚弱であった体を克服した経験から普通体操を肯定し、井口あくりの持ち帰ったスウェーデン体操への批判を続けた。学校体育は大正2年の学校体操教授要目によって教練とスウェーデン体操が中心とな

っており、この流れに逆らうことは「却って自己並に学校の立場からは利益ではなかった。現に卒業生の社会的立場を悪くして常に卒業生から恨まれたような状態であった」³¹ と藤村は振り返る。大正末期には、文部省中等教員無試験検定の資格を得るために、妥協によってスウェーデン体操を採用したが、その結果「毎年生徒が感冒や肋膜炎にかかったり、死亡したりする」³² ような事故が起こったという。ドイツ視察の後にはこのようなことは無くなったため、藤村はさらに自然体操への自信を深めた。自然運動は律動によって連続的な体操を行い、緊張と弛緩によって呼吸と血流循環が活発になることで健康と体質の改善にとって最適であるとした。

また、藤村が特に力を入れたのが姿勢改善に関する研究である。全国の視察ではスウェーデン体操を行った学童の姿勢が不自然な不正姿勢となる場合が多くみられ、画一的で児童、青年、女性に一樣に同じ状態を保たせることは不自然であり、その効能は万能ではないと批判した。さらに藤村が姿勢改善を目指すにあたって着目したのは衣服の問題であった。女子の衣服と帯紐は女子の姿勢をこごみがちにさせ、さらに胸を締め付けることは生活力を不完全にさせるため不健康になると指摘した。そして、姿勢を乱す要因のひとつである履き物についても研究を行った。踵の高い靴は、胸を張りすぎることによって呼吸を圧迫するため、「思慮ある者は用いるべきではなく、禁止すべきであるとする。

このように姿勢に関しての研究を続けた藤村は、姿勢矯正、衣服改善、歩行訓練、足形・履き物の研究を経てやがて「藤村式健康の秘訣」を示すに至った。「腰伸ばせ、立つときにも、行くときにも、坐しても、臥しても、思慮のときにも、運動のときにも、腰伸ばせ即腹の力」³³ という標語は、それまでの藤村の研究の集大成と言っても良いものであった。

以上のような教育観、体育観によって、藤村トヨは音体における教員養成を行った。

では、このような教育観は当時においてどのような意味をもったのだろうか。戦前においては、一部の例外的な時期はあるものの、学校教育の拡充、体育の拡充は戦争と関連した政策のひとつとして行われたことは明らかである。藤村の教育観も、当時の他の教育家や体育家の大多数がそうであったように、「体育報国」というような国策的見地に立って行われたと言って良い。しかし、その時代がどのような時代であるのかということ、当事者として正しく認識することは容易ではない。「質実剛健なる国民の育成には、先ず其の母たり教師たる処の女子を心言一致言行一致の真に質実剛健な

る婦人と成らしめることが大切」というような発言には、当時の社会に一般的であった通念が基底にあることが容易に読み取れるだろう。国家的見地に立つ藤村の考え方は、明治以来の国家主義を受けて形成されたものであり、多くの体育家に共通するものであった。戦後、「皇国民錬成のための体育」に関わっていた人々は、「自由主義教育者」として活動するようになる。鈴木の研究によれば、戦後の体育を担った人物の大部分は軍国主義的思想をもった者だった。戦前から体育指導者の中心的人物だった大谷武一は、「戦争中彼がいかに熱心に軍国主義に加担していたかは、彼の講義と著作に明らかである」というような記述をされながらも、戦後も戦前、戦中と同様に指導者の立場を維持している³⁴。

藤村が目指した教師像は、精神偏重に陥らず体育を基礎とした知育を実践できる、国家に有為な良妻賢母としての資質をもったもので、戦前を通して女子教育が目標とした女性像と重なるものであった。

第2項 戦前の音体における女性体操教員養成の意義

これまでの考察で明らかになったように、初等教育において女性教員が必要とされたのと同様に、中等教育段階においても女性教員には需要があった。女学校における教育に女性教員が必要とされた理由はすでに述べたところであるが、女子教育は女子によって行われるのが望ましいとされ、特に家事裁縫や体操のような技能に関わる教科では女性教員が求められた。

中等教員養成制度全般において、その不備は指摘されるが、特に体操科に関しては教員養成制度の不備によって教員としての資質能力に欠ける人材をも教員として輩出したため、体操教員全体の質の低さが問題とされた。

戦間期における女性体操教員養成機関をみると、1911（明治44）年に東京女子高等師範学校国語体操専修科が廃止され、その後中等教員の不足を補う目的で1906（明治39）年に東京女高師内に設置された第六臨時教員養成所が大正3年の規則改正によって家事科第一部の卒業時に体操の教員免許状が授与されるようになるまで官立の養成機関は存在しなかった。そのため、大正初期の女性体操教員養成機関は、私学である音体と日体女子部の2校のみであった。大正後期になると、新たに2校の女性体操

教員養成学校が設置された。1922（大正 11）年に開塾した二階堂体操塾は修業年限 1 年であったが、1926（大正 15）年には修業年限を 3 年に延長し、専門学校令によって日本女子体操専門学校となった。また、初の地方における女性体操教員養成機関として、1922（大正 11）年に中京高等女学校家事体操専修科が設置された。

このように、女性体操教員の養成は、女子体育の振興を主な目的として進められていった。しかし、教員全体の社会的地位が低かった戦前において、体操教員の評価の低さは際だっていた。その理由としては、体操教員に教職教養が乏しかったことや無資格教員の多さ、軍人経験者の優遇によって教員としての素養に欠ける者が多数教員として輩出されたこと、さらには現役将校の配属等様々なものがあげられる。特に、初期の女性体操教員養成機関では無試験検定が認められなかったため、女性体操教員はほとんどが無資格の状態であった。

戦前、高等教育を受けることのできた女性のごく限られており、その出身階層は高等教育を受ける男性と比べても高いものであった。体操教員を目指して養成機関に入学した女性たちの出身階層については明らかにできなかった。また、音体入学者の出身階層に関する史料も現在入手できていないのだが、明治期の体操科教員免許状取得者に関する研究から一部を知ることができる³⁵。明治期の音体の卒業者数は 406 人とされるが、そのうち明治期に体操科教員免許試験検定に合格した者はわずか 7 人である。この 7 人のうち、4 名は士族出身者であることが資料からわかる。また、日体女子部からの検定合格者は、明治期の卒業者 177 人中 11 人であり、音体よりも多くの検定合格者を出している。この 11 人は、全員が平民であった。しかし、平民であった以外ほどの程度の階級に属していたのかは不明である。音体の検定合格者は卒業生に対して 1.8%、日体女子部では 6.2%に過ぎず、全体を知るには資料として不十分ではあるが、私立体操教員養成学校に進学した者の出身階層を考察する上で参考にはなるだろう。

体操教員になることは女性にとって一生の覚悟を要する事であったとする言説もあるが、体育の周辺で女性像の転換が起こり新しい価値観が形成されていったとするならば、女性体操教員という職業にもある種の地位の向上がみられたのかもしれない。職業婦人という存在が社会で認められてゆく過程にあって、当初から女性の職業として価値を認められたのは教職であり、その中でも恵まれた待遇を得られたのは中等教員であった。女性が自立することのできる数少ない職のひとつであったと言える。

また、二階堂や藤村がそうであったように、自身に体育と関わる運命を見出して、

人生をかけて奉職しようとする女性もいた。それぞれに体操教員を目指すに至る経緯があると思われるが、女性体操教員数の増加が顕著になる大正後期以降は、その拡充に伴って女子体育や「職業婦人」としての女性たちに対する社会的評価はより肯定的なものになっていったと考えられる。

そのような中であって、女性体操教員養成機関として音体の果たした役割は非常に重要であったと言えることができるだろう。女性体操教員は、女子体育振興を図る意図によって必要とされたが、1902（明治35）年まで女子の入学できる体操教員養成学校は存在していなかった。高橋忠次郎らによって設立された東京女子体操学校は、同年東京女子体操音楽学校と改称し、少ない生徒数で私塾的な教育ではあったものの、大正期には経営も軌道に乗り多数の女性体操教員を輩出することとなる。特にその初期においては、修業年限6ヶ月という短期養成によって、官立の東京女高師国語体操専修科（修業年限2年）や日本体操学校女子部（修業年限1年）が卒業生を輩出するまでの期間における女性体操教員の需要に応えることとなった。特に明治期においては、女高師国語体操専修科が輩出した卒業生88人に対し、413人の卒業生を出している。音体の卒業生の約半数は教職以外の進路を選んでいるため、卒業生数と養成した体操教員数は一致しないが、日本体操学校女子部と共に多くの体操教員を輩出した。私立の養成機関であった音体、日体女子部共に検定試験によってしか有資格教員になる方法が無かったため、卒業生のほとんどが無資格の教員として就職した。無資格であっても、戦前の女性体操教員は不足傾向にあり、安定した就職が可能であった。

では、中等学校の体操教員資格という学歴は、中等教員になること以外に女性にとってどのような価値をもっていたのだろうか。大正末における音体卒業生の半数以上が未就職という数値³⁶は、1928（昭和3）年の中央職業紹介事務局調査で女子専門学校卒業生の半数以上が未就職者であるのと比較してもほぼ同様の値であると言える。

高学歴層の妻になるにふさわしい高学歴女性への社会的期待³⁷が、女性の高等教育志向を高めたとされるが、前章第2節で明らかにしたように、女性体操教員の社会的地位は非常に低いものであった。「高学歴層にふさわしい高学歴な妻」となることを目的とした場合、体操を専門とすることは目的達成のための手段として望ましいとは考えにくい。

しかし一方で、女性体操教員の社会的地位の低さを認めながら、二階堂のように「女子の体操は完全なる女子を作りて以て良妻賢母たらしむべき事を目的とするものです、

此目的を持って活動する女体操教師は必然健全なる心身を持つ女です。・・・其他女体操教師の特徴たるべき快活なる言葉、婉曲なる動作等は、すべて主婦としての良資格でございます」³⁸ と、女性体操教員が家庭の主婦としてふさわしい資質をもっていると主張する者もあった。そのような言説がどの程度一般に受け入れられたかは不明だが、女子体育の周辺で女性観の転換が起こり「健康美」が価値として認められるようになっていったことを考えると、体操教員であることは必ずしも女性の結婚を不利にはしなかったのかもしれない。

また、音体は、入学資格や入試倍率を要因として入学しやすい学校であったことが想像できる。明治末期には中等・高等教育段階における激しい受験競争が行われたが、入試競争の厳しさはすべての高等教育機関で同じではなかった。「私学よりは官学で、専門学校よりは高等学校で、またそれぞれの学校群のなかでは、より高い威信をもつ学校で」³⁹ 競争が行われたのである。それを明治期に存在した女性体操教員養成機関でみた場合、女高師国語体操専修科と音体、日体女子部の関係としては、官立である女高師国語体操専修科において最も競争があったと言える。大正後期までは、音体も日体女子部も生徒数が定員に満たない状態が続いている。高等教育機関への進学が、女性にとって「学歴」を示す一種のステータスとなっていたことは、第2章で女性体操教員養成機関についての考察で指摘した。この高等教育機関への進学は、学力試験による選抜が行われたが、それ以外の要因が予備的な選抜効果を果たしたことはすでに先行研究で指摘されている⁴⁰。その重要な制約条件として、教育費の負担能力があげられる。高等教育機関の授業料は、「明治40年代はじめで年額30円前後」であり、また特定の都市部に集中していたことにより「生活費を含めた教育費が月額15円前後」であった⁴¹。

では、音体の場合には、教育費の負担能力はどの程度必要とされたのだろうか。1909(明治42)年に改正された学則では、授業料は月2円50銭、食費を含めた舎費は月8円で全寮制になっている⁴²。授業料に関しては、年額で計算すると30円となり、当時の高等教育機関と同程度であったことがわかる。しかし、食費も含め舎費が月額8円というのは注目できる。音体で学ぶことは、他の高等教育機関で学ぶよりも比較的出費を抑えられたと言える。教育費の負担については、給費制であった女高師国語体操専修科とは比較するまでもない。では、同時期の日体女子部と比較してみるとどうだろうか。日体女子部の初期の学則は資料がなく不明であるが⁴³、授業料は1904(明治37)年の開校段階で月1円50銭⁴⁴であり、大正初期には1ヶ月の在学経費が生活費とあわせて月14、5円であったと

される⁴⁵。物価指数換算表⁴⁶で明治40年代から大正初期の物価指数をみると、大正7年に指数が跳ね上がるまではほぼ同程度の水準で移行している。このことから、日体女子部は高等教育機関としては平均的な教育費負担であったが、音体については、比較的教育費の負担が軽かったと考えられる。

その意味で、音体は体操教員としての職業資格取得を目指しながらも女高師に入学するには学力が不足している者、あるいは中等教員を目指しているが他教科の教育を受けるには経済的に苦しい状況にある者にとって、中等教員への道をひらく道のひとつであったと考えられる。

この、中等教員としての就職についてみると、昭和初期には、女子高等教育学校卒業者の増大、中等教員需要の飽和、就職難に苦しむ男性の教職への流入によって、全体的な女性教員の就職は不利な状況になる。

しかし、ここで注目すべきなのは、「女子体育は女子の手で」というような女性体育指導者の必要性を説く言説である。女子の特性から、女子体育振興のために女性教員は必要とされた。1903(明治36)年の高等女学校教授要目では教授上の注意として「体操はなるべく女教員をして之を教授せしむべし」と示され、明治38年の体操遊技取調報告でも「女生徒ノ体操ハ女教員ヲシテ教授セシムルヲ常例トス」とされている。さらに、昭和5年に文部大臣から体育運動審議会に諮問された「体育運動の合理的振興方法如何」への答申の要項6では「女子の体育運動は女子の指導者に依るを相当とするを以て女子指導者養成を一層十分ならしむること」と示されている。体操は、高等女学校において女性教員が受け持つ割合の高い学科であり、他教科よりも、女性教員の必要性が認められていたと考えられる⁴⁷。女性が就業できる限られた職業の中で、経済的な自立を可能にする所得を得られる中等教員になるために、少しでも就職の道が開けた教科として体操科があったと言えるだろう。

以上の点から音体における体操教員養成がどのような意義をもったのかを考察すると、以下のようにまとめられるだろう。

まず、入学に際しての「選抜」が、それほど厳しくなかったことがあげられる。音体は入学段階の選抜で官立であった女高師国語体操専修科よりも競争率が低く、入学試験の難度も女高師に求められるような水準ではなかったと考えられる。このことは、体操教員としての就職を第1の目的とする者にとって重要であっただろう。また、教育費の負担が、高等教育機関としては比較的低い水準であったことも音体への入学を

容易にさせた。

そして、体操教員に対する需要が高かったことも重要であったと考えられる。中等教員として職を得ようとする場合に、明治後期から大正期に女性教員の需要が高かったのは体操科であった。就職することを目的として高等教育機関に進学する場合、学歴資格として資格取得を目指す場合よりも、安定した就職は学校を選ぶ際の重要な決定要因になっただろう。

このように、音体が果たした役割は、単に女性体操教員養成のさきがけとしてだけではない重要な意味をもっていたと言えるだろう。

1 掛水(1984,1986,1987,1995)

2 官立の体操伝習所の廃止後、明治19年に卒業生によって設立されたのが東京体操伝習所であった。修業期間は3ヶ月から6ヶ月という短期であり、教育課程も体操伝習所には及ばなかった。高橋は明治22年に東京体操伝習所に入所している。

3 体操伝習所ではリーランドが伝えた体操を主体とした「普通体操」が兵式体操と共に行われていた。その運動は、ドイツ式の手具及び徒手の運動であった。

4 掛水(1981)

5 掛水(1981),p.7.

6 明治期後半の体操科では、高師と女高師の体操専修科卒業生176人と、教員検定合格者869人に教員免許状が授与された。(中村1985,p.7.)

7 学科目の程度は次の通り。

修身	実践倫理、倫理学、国民道德論、西洋倫理学史、道德史、東洋倫理学史
教育学	教育学、教育史、教授法、学校衛生、教育法令
体操教員及競技	体操、教員及競技
柔道	柔道総論、柔道各論、形、乱捕、問答、教授法
剣道	剣道総論、剣道各論、形、試合、問答、教授法
体育理論	体育理論
解剖生理衛生及救急療法	解剖学、生理学、衛生学、救急療法
心理学及論理学	心理学、論理学
国語及漢文	講読、文法、作文
英語	講読、文法
歴史	国史、東洋史、西洋史
随意科目	英語

8 学科目の程度は次の通り。

修身	国民道德原論、倫理学、国民道德史、社会倫理
教育学	教育学、日本教育史、西洋教育史、教授法、学校衛生、教育法令
体操	体操
遊戯及競技	遊戯、競技
教員	教員
柔道	基本練習、形、地稽古、試合
柔道理論	柔道理論、技術各論、柔道史、柔道教授法

剣道 基本練習、形、地稽古、試合
 剣道理論 剣道理論、技術各論、剣道史、剣道教授法
 体育理論 体育史、体育総論、体育行政
 心理学及論理学 心理学、教育的心理学、論理学
 公民科 公民生活概説
 生物学解剖学生理学衛生学及救急療法
 生物学通論、解剖及組織学、生理及生化学、衛生学、一般病理学、救急療法
 国語及漢文 講読、作文
 英語 講読、文法
 歴史 国史
 随意科目 独語、英語

9 学校法人日本体育会(1973),pp.318-323

10 「今般本省令第十三号ヲ以テ教員検定ニ関スル検定中改正公布相成候処右ノ内予備試験ニ於テ教育ノ大意オモ試験スルコトニ相成候ハ畢竟教員ハ当該学科ニ精通スルノ外少クトモ教育学ノ大要ニ通スルヲ必要ト認メタルニ因ル儀ニ候」(「文部省普通学務局長より各地方長官に宛てた依命通牒」教育史編纂会 1938,pp.301-302.)

11 学校法人日本体育会(1973),pp.488-502.

12 学科目の程度は次の通り。(日本体育会日本体育大学八十年史,pp.488-501.)

修身 人倫道德ノ要旨及倫理学
 教育 教育学、教授法
 国語及漢文
 数学・地理・歴史・理化(ママ)
 英語
 解剖生理衛生救急療法
 体育学 体育ノ生理的及心理的基礎、体育史
 兵学 歩兵操典、野外要務令、射撃学、軍隊一般ニ関スル心得
 普通体操 基本演習、各個教程、徒手垂鈴、球竿、棍棒、教授法
 遊戯 行進歩、初等遊戯、舞踏、高等遊戯、教授法
 兵式教練 各個教練ヨリ中隊教練ニ至ル、狭窄射撃、実弾射撃、大隊教練基本隊形
 唱歌 単音、複音、樂器使用法

13 学校法人日本体育会(1973),pp.501-502.

14 体操は、普通体操、瑞典式体操、薙刀体操、遊戯は兒童遊戯、高等遊戯、室内遊戯、舞踏、音楽は単音唱歌、複音唱歌、樂器使用法であつた。(「明治 38 年印刷の規則書の一部」学校法人藤村学園 2002,p.23)

15 学科目の程度は次の通り。(学校法人藤村学園 2002,p.39.)

倫理 国民道德
 教育 心理学、教育史、教育学
 生理 生理、解剖、学校衛生
 物理化学 物理化学
 体操 体操、体操原理、体操教授法
 遊戯 行進遊戯、競技
 水泳 理論実施
 英語 読本
 マッサージ

なお、音楽科との兼修の場合はこれに国語と音楽が加わる。

16 学科目の程度は次の通り。(学校法人日本体育会 1994,p.196.)

修身 国民道德、実践倫理、作法、倫理学
 国語 講読、作文、習字
 教育 心理学、教育学、教育史、教育法令

-
- 生理 解剖、生理、衛生、学校衛生、救急療法
体育原理 生理的、心理的、教育的、体育史
体操 体操、教練、競技、遊技、教授法
唱歌 唱歌、樂曲、樂器使用法、教授法
- 17 掛水(1986)
18 二宮(1934)
19 学校法人藤村学園(2002),pp.15-16.
20 中村(1985),p.8.
21 学校法人日本体育会(1973),p.555.
22 中村(1985),p.8.
23 学校法人日本体育会(1973),p.576.
24 二階堂学園(1981),p.150.
25 菅原編(1964),pp.36-37.
26 手島(1908)
27 学校法人藤村学園(2002),p.41.
28 山田(2002),p.79.
29 同上,p.17.
30 上沼(1968), 学校法人藤村学園(2002),等を参考にした。
31 藤村(1934),p.3
32 上沼(1968),p.84.
33 学校法人藤村学園(2002),p.51.
34 鈴木(2002),p.603.
35 掛水(1984),表 6.p.6.
36 学校法人藤村学園(2002),p.17.
37 天野(1986),pp.50-51.
38 二階堂(1917),pp.678-679.
39 天野(1982), pp.166-167.
40 同上,pp.155-172.
41 同上,pp.168-169.
42 学校法人藤村学園(2002),p.25.
43 学校法人日本体育会(1973),p.396.
44 同上,pp.400-401.
45 同上,pp.559-560.
46 文部省(1971),pp.77-78.
47 東京女子師範学校(1984),pp.15-20.

結章

第1節 本論文のまとめ

序章で設定した目的のために、章ごとに課題を設定し、考察を行った。

第1章では、戦間期の中等教員養成を中心に考察し、戦間期の中等教員の社会的地位と女性教員養成の意図、そして女性中等教員の社会的位置づけを明らかにした。

学制初期においては、その出身階級や気風によって社会的地位の高かった教員であるが、時代の変化に伴って社会的評価や地位、生活水準は低下する一方であった。

大正期には、不況の影響によって教員の賃金は低くとどめられ、社会的地位もそれに伴って下がっていった。さらに、教員養成制度の構造的な要因によって、師範教育と非師範教育間の格差は拡大し、劣等感に満ちた教員の性格を形成していった。このような傾向は、特に初等教員に強くみられるが、教員数の比率からみても圧倒的多数を占める初等教員が、教員全体のイメージを形成していたと考えられる。また、中等教員はその希少性から初等教員よりも恵まれた待遇にあり、社会的評価も相対的に高いものであったが、高等教育を受ける者にとって「教職」は望ましい職業とは言えず、場合によっては「仕方なく」就く職業ですらあった。

さらに、女性教員の社会的評価と地位は、男性教員のそれよりも常に低く、給与も少なかった。その理由として、女性教員に無資格や低資格の者が多かったことがあげられるが、それが、女性教員一般は男性教員よりも劣る人員不足を補うための存在として評価される一因になったと考えられる。また、そのような女性教員の存在によって、教職全体が「女でもできる」職業として評価され、教員の社会的評価のさらなる低下を助長した。

初等教員と中等教員の給与を比較すると、戦間期全体を通して中等教員の給与は初等教員のほぼ倍となっており、同じ教員と言ってもその格差は非常に大きなものだった。初等教員は、日々の生活にも困窮するような経済状態であったが、中等教員はその高い給与体系によって自立した生活を可能にしていた。中等教員においても、男女間の賃金の格差は認められ、女性教員の給与は男性教員の3分の2程度にとどめられた。しかし、そのような状態であっても、女性の職業が非常に限られた時代にあって、中等教員は女性が自立するために必要な給与を得ることのできる貴重な職であったと

言うことができる。女性教員には、育児天分論による初等教員の需要と、「女子教育は女子の手で」行われるべきという考えによる中等・高等教育段階での需要があった。女性教員の是非については様々な議論がなされたが、女性教員の賃金の低さ等の利点が緊縮財政下で認められ、女性教員養成が進められた。中等教育段階以上の学校においては、女性教員は裁縫や体操といった実技教科に多く採用されたものの、昭和恐慌期の就職難の時代になると、その就職も難しいものとなっていった。

第2章では、体操教員養成に関する考察を行った。

戦前の体操に求められたものは、健康増進と体位改善という身体的なものから、戦争が目前に控えた時勢に伴って「思想善導」という精神主義へと変化していった。体育が取り扱う内容も、兵式体操が教練へと名前を変え、軍事訓練として現役将校が配属されて実施されるまでになった。体育の目的は「皇国民錬成」になってゆくのである。このような状況で、体操教員一般の地位や印象は低下していった。もともと制度に問題があったとされる体操科教員養成であるが、教員の不足を軍人経験者の優遇によって補おうとしたことは、体操教員の社会的地位と評価を低くとどめる大きな要因のひとつであったと考えられる。

一方で女性体操教員は、体操教員養成が始まって以降 1902（明治 35）年まで養成機関が存在しなかったが、「女子体育は女子の手で」と言われるような言説のもと、女子中等教育の拡大にともなって需要が増加していった。女性教員の社会的評価が男性教員と比較しても低いものだったことはすでに指摘されるところであるが、その中でもさらに評価の低い体操科の教員を目指した女性たちの意図は、社会的な自立であったと考えられる。大正末期からの女性教員需要は非常に高いもので、それまで希望者の少なかった体操教員養成学校への入学者も増加してゆく。恐慌期にあって、多くの教員が就職難に直面する中、体操教員は不足していたことから安定した就職が可能であったと考えられる。

旧来の女性観では女子が運動を行うことはなかなか受け入れられなかったが、社会情勢の変化の中で理想とされる「良妻賢母」の内実は変容し、「良質な国民」を育成するために健康な女性が必要とされるようになった。また、女子体育の振興を妨げた要因として、不健康であることが女性の美しさというような女性観が存在したが、次第に健康的な美しさが価値として認められるようになっていった。

このように、女子体育の振興は女性観の転換と大きく関わっていた。職業婦人とい

う存在が社会で認められてゆく過程にあって、当初から女性の職業として価値を認められたのは教職であり、その中でも恵まれた待遇を得られたのが中等教員であった。中等教員は給与の面からみても初等教員のほぼ倍の所得が得られ、自立を目指した女性にとっては望ましい職業のひとつであったと考えられる。体操教員になることは女性にとって一生の覚悟を要する事であったとする言説もあるが、体育の周辺で女性像の転換が起こり新しい価値観が形成されていったとするならば、女性体操教員という職業にもある種の地位の向上がみられたとも考えられる。

また、体操教員として働いていた女性たちにとって仕事はやりがいのあるものであり、さらに中等教員として経済的な自立も可能であった。それは、女子体育を牽引した女性体育家たちの言説からも明らかである。しかし、女性観の転換に関わる女子体育を振興は、体育に対して肯定的な精神基盤をもっていたと思われる女性体操教員にとっても容易なことではなく、様々な批判を受けることにつながった。そのため、女性体操教員の数はなかなか増加しなかった。そのような批判の中にありながら、女性体操教員は「行進遊戯を担当するのみ」というような偏った傾向をみせつつも、教職にそれぞれの意義を見出していったと考えられる。

第3章では、前章までの考察をもとに東京女子体操音楽学校における体操教員養成の歴史的意義について明らかにした。

高橋忠次郎によって設立され、藤村トヨによって発展の基礎が築かれた音体は、日本初の女性体操教員養成学校として初期の女性体操教員需要を満たす一役を担ったが、体操に対する社会的評価の低さ等の要因によって生徒が集まらないため、なかなか経営は安定せず、私塾的な教育が行われていた。しかし大正後期になると、中等教育の拡大による学校数の増加に伴って体操教員需要も高まっていた社会的背景によって、基準が緩和され、1925（大正14）年無試験検定の許可校に指定された。当時の女子高等教育学校では、職業資格の取得ができることが非常に重視される傾向があったことから、音体の無試験検定許可校への指定は、生徒数を増加させる上で非常に重要な意味をもっていたと考えられる。また、明治期の養成開始の初期からほとんどの女性体操教員が無資格であったが、私立である音体で無試験検定が受けられるようになったことで有資格の女性体操教員が増加した。

戦前の音体が体操教員養成に果たした役割と意義としては、まず第1に1902（明治35）年に日本で初めての女性体操教員養成機関として設立されたという点が指摘でき

る。明治期には女子体育に対する社会の評価は低く、女性体操教員を設立しても生徒が集まらないことは容易に予想できたが、音体創始者である高橋忠次郎によって、官立の養成機関が設置される以前に設立された。初期の女性体操教員養成制度を担ったという意味で音体の果たした役割は重要であった。

第2の意義として、官立養成機関に入学ができない者の受け皿となったという事が言える。中等・高等教育が拡充されてゆく中、学歴重視の傾向は強まる一方であった。女子教育に関してもそれは例外ではなく、合格すれば給費制によって学費を必要とせず勉強ができる女高師の競争率は非常に高かった。しかし、そのように競争が激化する中であって、私立学校や各種学校はほぼ無試験で入学が可能な競争率であり、官立学校を頂点とした学校の格付けは強化されていった。女性体操教員養成においても、学歴からみて最も望ましい進路は女高師国語体操専修科であったと考えられ、そこに入学するためには「競争」と「選抜」が行われた。しかし、そこで難関を突破できるのはごく一部の限られた者だけであった。「選抜」によって振り落とされた者の受け皿としても、音体は意味をもったと言える。

第3に、確実な就職を保障する役割が指摘できる。進学欲求が卒業後の就職を目的としたものである場合には、進路を決定する際に学校の階級を気にするよりも安定した就職ができるかという点の方が重要である。音体の大正初期における教育費が、同時期における高等教育機関の教育費よりも低い水準であり、生徒の経済的負担が少なかったことも、経済的な自立のために中等教員を志す者にとっては学校を選ぶひとつの基準になったと思われる。給費制の女高師に学ぶことが理想的であっても、その理想を実現する学力に自分の実力が満たない場合、他の高等教育機関と比較して教育費負担が少なくすむ音体は、社会的評価の低い体操という教科を専門とする点を加味しても魅力的な学校だったのではないだろうか。

音体では、1925（大正14）年に無試験検定が認められるまで資格取得のためには難関の検定試験に合格しなければならず、音体を卒業しても「有資格」教員になることは難しかった。しかし、中等教育の拡大に伴う体操教員需要の高さから、音体卒業者は就職状況は安定していた。就職の保証があったことから、資格が取得できなかったとしても、音体卒業という学歴資格は体操教員としての能力保証に十分な力をもったと考えられるが、無試験検定の認可によって資格取得ができるようになると生徒数はさらに増加した。音体卒業生が就職先を確保できたのは、音体の教育水準が社会に認

められていたということもあるが、体操教員の不足が最も大きな理由であったと考えられる。体操教員の需要は年々高まる一方で、教員就職難の時代にあっても就職状況は安定していた。中等教員資格を得たとしても、就職できなければ投じた学資が無駄になってしまう。中等教員として職を得ようとする場合に、明治後期から大正期に女性教員の需要が高かったのは体操科であった。就職することを目的として高等教育機関に進学する場合、学歴資格として資格取得を目指す場合よりも、就職の保証は学校を選ぶ際の重要な決定要因になったであろう。音体への進学は、安定した就職先が確保された「堅実」な選択であったと考えられる。

以上のように、音体は、単に女性体操教員養成機関のさきがけとしてだけでなく、官立の養成機関であった女高師国語体操専修科や第六臨教とは異なった重要な役割を担い、そこに存在の意義があったと言えるだろう。

第2節 今後の課題

戦前期において音体は、女高師に入学することが難しい者や高等教育を受けることが経済的に難しい者の受け皿としての役割を果たしており、音体への進学は安定した就職先が確保された「堅実」な選択であったという点を指摘してまとめとした。この結果の裏付けとしては、音体入学者の出身階層や経済状況を明らかにし、「職業婦人」としての就職を求めた背景を明らかにする必要があると考えられる。

しかし、研究の限界にも示したように、本研究においては、音体入学者の出身階層を明らかにする資料を入手できず、考察に用いることができなかった。先行研究によって、大正末の時点の音体卒業者は卒業後結婚や家庭に入る等の理由によって約半数が就職していないことが明らかである。この数字は、他の高等教育機関の卒業者の就職状況を調べた調査で、約半数が職業「不詳」であったことと同様の傾向を表している。経済的な問題を主要な要因として「一握りの選ばれた」層に属する女性のみが享受できたのが女子高等教育であり、多くの女性が求めたのは学歴としての職業資格であった。音体の場合も、生徒の出身階層がどのような構成になっていたのかが明らかになれば、戦前の女性たちが体操教員を目指した動機を考察する手がかりになると考えられる。

この点については、今後の検討課題としたい。

引用・参考文献一覧

- ・浅井浅一(1934)女子体育の必要性.体育と競技 13(12).33-39.
- ・麻生誠(1982)近代化と教育.教育学大全集 3,第一法規:東京.
- ・天野郁夫(1982)試験と選抜.教育学大全集 5,第一法規:東京.
- ・天野郁夫(1983)試験の社会史.東京大学出版:東京.
- ・天野正子編(1986)女子高等教育の座標.河内出版:東京.
- ・安藤豊(1977)「大正期」における「武官教師」(体操科担任教員)創出の試み.北海道大学教育学部紀要 30,45-72.
- ・出口競(1922)一目瞭然東京遊学学校案内(復刻版).近代日本青年期教育叢書(13),日本図書センター:東京.
- ・学校法人日本体育会(1973)学校法人日本体育会日本体育大学八十年史.不昧堂:東京
- ・学校法人日本体育会(1994)近代日本の体育・スポーツ史への原風景 - 日体大への招待(改訂版),日本体育大学日本体育大学女子短期大学学長室:東京.
- ・学校法人二階堂学園(1981)二階堂学園六十年誌.
- ・学校法人藤村学園(2002)藤村学園 100年のあゆみ.エイデル研究所:東京.
- ・原田敬一(2007)日清・日露戦争.シリーズ日本近現代史 3,岩波書店:東京.
- ・広島大学教育学部日本東洋教育史研究室編・発行(1987)中等教員史の研究第一輯.
- ・細川潤次郎(1895)国力と女子教育との関係.大日本教育会雑誌(明治 28 年 5 月),p5.
- ・細谷恒夫(1956)教師の社会的地位.有斐閣:東京.
- ・藤村トヨ(1934)学校体育論.一成社:東京.
- ・藤田省三(1966)天皇制国家の支配原理(第 2 版).未来社:東京.
- ・深谷昌志・深谷和子(1971)女教師問題の研究.黎明書房:名古屋
- ・深谷昌志(1990)良妻賢母主義の教育(増補).黎明書房:名古屋.
- ・古屋末松(1929)女子体育指導の体験より.体育と競技 8(11),93-96.
- ・今村嘉雄(1970)日本体育史.不昧堂出版:東京.
- ・稲村嘉穂(1935)体育行者のなやみ.体育と競技 14(10),102-103.
- ・入江克己(1986)日本ファシズム下の体育思想.不昧堂:東京.
- ・伊澤エイ(1935)女子体育家に望む.体育と競技 14(6),1.
- ・石橋武彦(1971)修身教科書に現われた保健体育思想の研究.不昧堂:東京.
- ・石戸谷哲夫(1967)日本教員史研究.文信社:東京.

- ・岩下清子(1969)第一次大戦後における「職業婦人」の形成.社会学評論 19(4),41-53.
- ・受験と学生編集部(1940)中等教員検定試験受験案内(復刻版).研究社:東京.
- ・賀川豊彦(1924)中性化の危険.婦人公論(大正 13 年 9 月),p5-22.
- ・掛水通子(1981)明治期における女子体育教員養成機関に関する歴史的研究.藤村学園東京女子体育大学紀要 16,1-12.
- ・掛水通子(1983)藤村トヨによる私立東京女子体操音楽学校の再興.藤村学園東京女子体育大学紀要 18,1-11.
- ・掛水通子(1984)明治期における体操科教員免許状取得者について.藤村学園東京女子体育大学紀要 19,1-11.
- ・掛水通子(1985)「女子体育は女子指導者の手で」の出現をめぐる一考察藤村学園東京女子体育大学紀要 20,1-9.
- ・掛水通子(1986)大正期における女子体育教員に関する研究.藤村学園東京女子体育大学紀要 21, 13-25.
- ・掛水通子(1987)昭和旧制度期における中等学校体操科(体練科)教員免許状女子取得者について.藤村学園東京女子体育大学紀要 22,1-10.
- ・掛水通子(1994)昭和旧制度期における「女子体育は女子の手で」に関する研究.藤村学園東京女子体育大学紀要 29,1-8.
- ・掛水通子(1995)戦前のわが国の女子体育教師の教育に関する研究.藤村学園東京女子体育大学紀要 30,13-26.
- ・門脇厚司(2004)東京教員生活史研究.学文社:東京.
- ・上沼八郎(1968)近代日本女子体育史序説.不昧堂書店:東京
- ・木村涼子(1989)婦人雑誌にみる新しい女性像の登場とその変容—大正デモクラシーから敗戦まで—.教育学研究 56(4).331-341.
- ・木村吉次(1964)学校体操教授要目の制定過程に関する一考察.中京体育学論叢 6(1),47-119.
- ・木下東作(1922)女子体育の目標.体育と競技 1(5),53-55.
- ・木下比呂美(1982)明治期における育児天職論と女子教育.教育学研究 49(3),255-264.
- ・黄昏庵(1906)女学校教育に関する俗説を排す(中).教育時論(773).pp.
- ・小山静子(1991)良妻賢母という規範.頸草書房:東京.
- ・唐澤富太郎(1989)教師の歴史.唐澤富太郎著作集第5巻,ぎょうせい:東京.

- ・加藤節子(1985)「 婦女新聞」記事にみる大正期の女子体育の潮流.上智大学体育 18,19-45.
- ・教育時論(1906)戦後の経営.教育時論 746,21-25.
- ・教育時論(1907)中等技芸教員試験.教育時論 806,p.37.
- ・教育時論(1907)中等教員遺憾説.教育時論 806.p.37.
- ・教育史編纂会(1938)明治以降教育制度発達史 3.龍吟社:東京.
- ・教育史編纂会(1938)明治以降教育制度発達史 4.龍吟社:東京.
- ・教育史編纂会(1938)明治以降教育制度発達史 5.龍吟社:東京.
- ・教育史編纂会(1938)明治以降教育制度発達史 6. 龍吟社:東京.
- ・丸山真男(1964)現代政治の思想と行動(増補版).未来社:東京.
- ・南博編(1965)大正文化.勁草書房:東京.
- ・三好行雄編(1990)漱石書簡集.岩波書店:東京.
- ・文部省(1971)日本の教育統計明治～昭和.
- ・文部省(1992)学制百二十年史(第2版)ぎょうせい:東京.
- ・元原利一(1925)若き体育家の叫び.体育と競技 4(8),10-14.
- ・長浜功(1984)教育の戦争責任.明石書店:東京.
- ・永井(1913)体育講演集.日本体育基本文献集大正・昭和戦前期 1.日本図書センター.
- ・中村民雄(1985)大正期における体操教員資格制度の研究.福島大学教育学部論集 (37),7-16.
- ・中内敏夫、川合章編(1974)教員養成の歴史と構造.明治図書出版:東京.
- ・成田龍一(2004)大正デモクラシー.シリーズ日本近現代史 4,岩波書店:東京.
- ・夏目漱石(1987)坊っちゃん.夏目漱石全集 2,筑摩書房:東京,251-398.
- ・二宮文右衛門(1934)体操科文検本試のあとを顧みて.体育と競技 13(10),10-13.
- ・二階堂トクヨ(1917)体操通俗講話.女子体育基本文献集 7,大空社:東京.
- ・野口源三郎(1925)軍事教育に直面せる体育教師の態度.体育と競技 4(2),9-17.
- ・小川太郎(1963)立身出世主義の教育(増補版).黎明書房:東京.
- ・大石峯雄(1934)女子体育について 2.体育と競技 13(4),69-72.
- ・岡部平太(1923)体育家の不安と其救済.体育と競技 2(3),22-28.
- ・岡本瓊二(1930)若き教育家に代りて—時代思想への苦悶を—.帝国教育 128(575)(復刻版),雄松堂:東京.76-81.
- ・大谷武一(1925)学校教練.体育と競技 4(6),4-13.

- ・大谷武一(1934)女流体育家の蹶起を要望す.体育と競技 13(1),2-6.
- ・大谷武一(1938)女子と体育.社会教育協会:東京.
- ・尾崎ムゲン(1999)日本の教育改革.中央公論新社:東京.
- ・小瀬峰洋(1934)学校体育と女性体育.文書堂:東京.
- ・佐々木等(1937)女高師入学志願者と女学校体育の傾向.女子と子供の体育 2(5),4-7.
- ・佐々木啓子(1996)戦前期女子高等教育と中等教員無試験検定.東京大学大学院教育学研究科紀要(36),205-215.
- ・佐藤英一郎(1987)日本の近代化と教育改革.金子書房:東京.
- ・菅原臥龍編(1964)新撰女子就学案内.便利堂:東京.
- ・杉森知也(2000)中等教員の計画的養成と臨時教員養成所.日本大学文理学部人文科学研究科研究紀要 60,129-142.
- ・鈴木明哲(2002)戦後日本体育・スポーツにおける自由主義教育者をめぐる問題：ミリタリズムの連続.体育学研究 47,593-606.
- ・高島平三郎(1906)体操遊技に就て.教育時論 749,5-7
- ・玉城肇(1956)日本教育発達史.三一書房:京都.
- ・谷内(1991)明治初期函館における教員養成:師匠から教員試補へ.國學院女子短期大学紀要 9,79-99.
- ・帝国教育会(1930)恐るべき教員不安時代の出現.帝国教育 126(572)(復刻版),雄松堂:東京,80-90.
- ・手島益雄(1908)女子の新職業.新公論社:東京.
- ・寺田勇吉(1906)戦後の経営.教育時論 746,21-25.
- ・戸倉ハル(1938)女子受験者の多数を望む.体育と競技 17(7),52-53.
- ・辻新次(1976)明治 24 年 2 月 19 日予算案会議女子高等師範学校の必要なる理由.三井為友編日本婦人問題資料集成第 4 巻,ドメス出版:東京.
- ・都築亨(2000)大正・昭和前半期の中等教員養成システムをめぐる問題.梶山女学園大学研究論集 31(社会科学篇),123-135.
- ・梅根悟(1977)世界教員史体系 34 女子教育史,講談社:東京
- ・山田浩之(2002)教師の歴史社会学.晃陽出版:京都.
- ・吉田清(1937)軌道に乗った行進遊戯.女子と子供の体育 2(3),16-19.
- ・和田茂樹編(2002)漱石・子規往復書簡集.岩波書店:東京.

あとがき

早稲田大学スポーツ科学研究科に入学してから、早いものでもう2年が経とうとしています。中学校の頃から大学の学部を卒業するまでは、ひたすら競技に明け暮れる毎日、勉強することなどほとんどありませんでしたが、縁あって大学院に進学することになりました。「学ぶ」ということの意味を知った2年間だったと思います。

本研究では、母校東京女子体育大学の前身である東京女子体操音楽学校を事例として、戦前の女性体操教員の社会的地位と、女性体操教員養成の歴史的意義を明らかにしました。まだたくさん検討すべき点が残っており今後の課題もありますが、大学院生活で学んだことを活かし、何度も迷いながらも何とか手探りでこの論文を書き上げたことは、自分の人生において大きな意味をもつのではないかと思います。

本論文を作成するにあたって、指導教官の友添秀則先生にはたくさんのご指導をいただきました。力不足なため、先生のアドバイスを活かすきれなかった点が多々あるかと思いますが、温かいご指導のもと、何とか書き上げることができました。充実した2年間、本当にありがとうございました。

また、快く副査を引き受けて下さった寒川恒夫先生、志士田文明先生、いつも差し入れをして下さった吉永武史先生、お忙しい中、論文の指導を行って下さった助手の小坂美保さん、総出で論文の誤字脱字チェックをしてくれた友添研究室修士課程1年生の皆さん、本当にありがとうございました。

そして、東京での親代わりとして様々な面で生活をサポートして下さった餃子天国の大井夫妻とご家族の皆さん、姉代わりとしていろいろ相談に乗ってもらった福山まゆみさん、いつも励ましてくれた小林賢太郎さんと椎名由美子さんにも、この場を借りてお礼をさせていただきたいと思います。また、同居している弟にはいつも生活面のサポートをしてもらいました。進路選択に悩み論文を書くことを諦めかけた時に、時間がかかっても目標を達成するようにとアドバイスをくれた両親をはじめ、多くの方の支えがあって書くことのできた論文だと思います。

皆様、今後ともご指導ご鞭撻の程、どうぞよろしくお願い致します。

春日 芳美